

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月29日

【会社名】 株式会社ティアフォー

【英訳名】 T I E R IV, I n c.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 加藤 真平

【本店の所在の場所】 東京都品川区北品川一丁目12番10号

【電話番号】 03-4520-2315（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役CF0 阪口 聡志

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区北品川一丁目12番10号

【電話番号】 03-4520-2315（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役CF0 阪口 聡志

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 募集金額
ブックビルディング方式による募集
7,617,133,475円
売出金額
(引受人の買取引受による国内売出し)
ブックビルディング方式による売出し 4,027,926,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)
ブックビルディング方式による売出し 3,260,890,500円
(注) 募集金額は、本訂正届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、本訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年6月9日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集8,828,900株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2026年6月29日開催の取締役会において決定し、また、ブックビルディング方式による売出し7,181,100株（引受人の買取引受による国内売出し3,968,400株・オーバーアロットメントによる売出し3,212,700株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定されたため、これらに関連する事項、並びに「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」、「第一部 証券情報 第3 その他の記載事項」、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容、4 関係会社の状況及び5 従業員の状況」、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」及び「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等」の記載内容の一部を訂正するため、また、「第二部 企業情報 第5 経理の状況」に掲げられている連結財務諸表及び財務諸表に係る独立監査人の監査報告書につき2026年6月22日付で新たに受領したことに伴い、これに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による国内売出し）
- 2 売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）
 - (2) ブックビルディング方式
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
- 4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）
 - (2) ブックビルディング方式

募集又は売出しに関する特別記載事項

第3 その他の記載事項

第二部 企業情報

第1 企業の概況

- 3 事業の内容
- 4 関係会社の状況
- 5 従業員の状況

第2 事業の状況

- 3 事業等のリスク

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (2) 新株予約権等の状況
 - ① ストックオプション制度の内容

第5 経理の状況

- 1 連結財務諸表等
 - (1) 連結財務諸表

3 【訂正箇所】

2026年6月9日付の有価証券届出書につき、訂正箇所が多数に及ぶことから、訂正後の内容のみを、訂正対象外の箇所を含めて一括して記載しております。なお、訂正部分には_____罫を付しておりますが、独立監査人の監査報告書につきましては2026年6月22日付で新たに受領しておりますので、訂正後の内容のみを掲載し、_____罫を省略して添付しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	8,828,900（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。

（注）1. 2026年6月29日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数は、2026年6月29日に開催の取締役会において決議された公募による新株式発行の募集株式総数

17,449,600株のうち、日本国内における募集（以下「国内募集」という。）に係るものであります。なお、募集株式総数については、2026年7月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

募集株式総数のうち、残余の8,620,700株について、国内募集と同時に、米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集（以下「海外募集」といい、国内募集と併せて「本募集」という。）を行う予定であります。

なお、国内募集株式数8,828,900株及び海外募集株式数8,620,700株を目処として募集を行う予定であります。その最終的な内訳は、募集株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2026年7月13日）に決定される予定であります。

3. 後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による国内売出し）」に記載のとおり、本募集と同時に、当社の株主であるジャフコSV5共有投資事業有限責任組合、UTEC 4号投資事業有限責任組合、株式会社SMBC信託銀行（特定運用金外信託口 契約番号12100440）、ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合、出川章理、ソニーグループ株式会社、二宮芳樹、河口信夫、武田一哉及び佐々木栄美子が所有する当社普通株式3,968,400株の日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。）が行われる予定であります。

4. 後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、需要状況等を勘案し、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに伴い、3,212,700株を上限として、SMBC日興証券株式会社が当社の株主である加藤真平（以下「貸株人」という。）から借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。

なお、本募集及び引受人の買取引受による国内売出しにおいて、国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。海外募集の詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 海外募集について」をご参照下さい。

5. 本募集、引受人の買取引受による国内売出し、及びオーバーアロットメントによる売出し（これらを併せて、以下「グローバル・オフリング」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、Morgan Stanley & Co. International plc及びSMBC日興証券株式会社（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。ジョイント・グローバル・コーディネーターの記載順はアルファベット順による。）であります。国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及びSMBC日興証券株式会社（共同主幹会社の記載順はアルファベット順による。）であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びSMBC日興証券株式会社が、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関してはモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びSMBC日興証券株式会社が、それぞれ共同で行います。

6. 上記とは別に、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2026年6月29日に開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社を割当先とする日本国内における当社普通株式の第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本第三者割当増資及びシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
7. グローバル・オフERINGに関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
8. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【募集の方法】

2026年7月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は2026年7月6日に開催予定の取締役会において決定する会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	8,828,900	7,617,133,475	4,167,020,078
計（総発行株式）	8,828,900	7,617,133,475	4,167,020,078

- （注）1. 全株式を引受人の買取引受により募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、本訂正届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、2026年6月29日開催の取締役会決議に基づき、2026年7月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1の金額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 本訂正届出書提出時における想定発行価格（1,015円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は8,961,333,500円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2026年7月14日 (火) 至 2026年7月 17日 (金)	未定 (注) 4	2026年7月21日 (火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2026年7月6日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年7月13日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2026年7月6日に開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2026年7月13日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金の額となります。なお、2026年6月29日に開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2026年7月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする旨、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2026年7月22日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、国内募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の定める「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2026年7月6日から2026年7月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の定める「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し、本第三者割当増資及び海外募集も中止されます。また、海外募集が中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び本第三者割当増資は中止されます。

① 【申込取扱場所】

後記「４ 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱ＵＦＪ銀行 栄町支店	愛知県名古屋市中区錦三丁目21番24号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

４ 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	未定	１．買取引受によります。 ２．引受人は新株式払込金として、2026年7月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
モルガン・スタンレーM UFG証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番７号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号		
<u>大和証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区丸の内一丁目９番１号</u>		
<u>野村證券株式会社</u>	<u>東京都中央区日本橋一丁目13番１号</u>		
<u>みずほ証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区大手町一丁目５番１号</u>		
<u>株式会社S B I 証券</u>	<u>東京都港区六本木一丁目６番１号</u>		
<u>マネックス証券株式会社</u>	<u>東京都港区赤坂一丁目12番32号</u>		
<u>楽天証券株式会社</u>	<u>東京都港区南青山二丁目６番21号</u>		
<u>岩井コスモ証券株式会社</u>	<u>大阪府大阪市中央区今橋一丁目８番12号</u>		
<u>松井証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区麹町一丁目４番地</u>		
<u>水戸証券株式会社</u>	<u>東京都文京区小石川一丁目１番１号</u>		
<u>岡三証券株式会社</u>	<u>東京都中央区日本橋室町三丁目２番１号</u>		
<u>東海東京証券株式会社</u>	<u>愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号</u>		
計	—	8,828,900	—

(注) １．引受株式数は、2026年7月6日に開催予定の取締役会において決定する予定ですが、需要状況等を勘

案した結果、国内募集と海外募集の内訳の最終的な決定等に伴って、2026年7月13日付で変更される可能性があります。

2. 当社は、上記引受人と発行価格決定日（2026年7月13日）に国内募集に関する元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後払込期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約が解除された場合、国内募集を中止いたします。
3. 引受人は、国内募集に係る引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
4. 引受人の記載に当たっては、共同主幹事会社である3社をアルファベット順に記載しております。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
8,334,040,155	101,000,000	8,233,040,155

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、国内募集における株式の新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、本訂正届出書提出時における想定発行価格（1,015円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額は、国内募集における株式の新規発行に係る諸費用の概算額の合計であり、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の国内募集における差引手取概算額8,233百万円及び海外募集における差引手取概算額合計8,038百万円並びに本第三者割当増資の手取概算額上限3,032百万円については、以下に充当する予定であります。

① 研究開発費

自動運転技術の高度化及び競争力強化を目的とした主にAI技術及び自動運転専用の半導体に関する開発投資として8,700百万円（2026年9月期に900百万円、2027年9月期に3,900百万円、2028年9月期に3,900百万円）を充当する予定です。

② 量産・事業拡張費

将来的な数千・数万台規模の供給を見据えたサプライチェーンの構築、車載ユニットのコスト低減に向けた製造・調達体制の強化、事業管理機能の強化を目的とした量産・事業拡張費として7,200百万円（2026年9月期に400百万円、2027年9月期に3,000百万円、2028年9月期に3,800百万円）を充当する予定です。

③ 組織拡張費

自動運転技術の研究開発を担うエンジニア人材、及び複雑化するサプライチェーン管理やグローバルな事業運営を牽引する人材の採用費及びコーポレート機能の拡充にかかる人件費等として3,403百万円（2026年9月期に500百万円、2027年9月期に1,700百万円、2028年9月期に1,203百万円）を充当する予定です。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による国内売出し）】

2026年7月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で日本国内における売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	3,968,400	4,027,926,000	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 (ジャフコ グループ株式会社内) ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合 1,444,000株
				東京都文京区本郷七丁目3番1号 UTEC 4号投資事業有限責任組合 942,000株
				東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMBC信託銀行 (特定運用金外信託口 契約番号12100440) 500,000株
				東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 (ジャフコ グループ株式会社内) ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合 361,000株
				東京都中央区 出川 章理 250,000株
				東京都港区港南一丁目7番1号 ソニーグループ株式会社 150,000株
				愛知県名古屋市東区 二宮 芳樹 100,000株
				愛知県名古屋市名東区 河口 信夫 100,000株
				愛知県名古屋市名東区 武田 一哉 100,000株
計（総売出株式）	—	3,968,400	4,027,926,000	京都府中京区 佐々木 栄美子 21,400株
				—

（注）1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. 及び（注）3. に記載のとおり、引受人の買取引受による国内売出しと同時に、本募集が行われる予定であります。
3. 引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式数は、2026年7月6日に開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
4. 売価額の総額は、本訂正届出書提出時における想定売価（1,015円）で算出した見込額であります。
5. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）8. に記載した振替機関と同一となります。
6. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載のとおり、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに当たっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しが追加的に行われる場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載のとおり、本募集及び引受人の買取引受による国内売出しにおいて、国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。
8. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）7. に記載のとおり、グローバル・オフERINGに関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
9. 国内募集が中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出しも中止されます。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売価額 (円)	引受額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2026年 7 月 14日(火) 至 2026年 7 月 17日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及び その委託販 売先金融商 品取引業者 の本支店及 び営業所	東京都千代田区大手町一丁目 9番2号 三菱UFJモルガン・スタン レー 証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 9番7号 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号 大和証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13 番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番 1号 株式会社SBI証券 東京都港区赤坂一丁目12番32 号 マネックス証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6番 21号 楽天証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁 目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目4 番地 松井証券株式会社 東京都文京区小石川一丁目1 番1号 水戸証券株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁 目2番1号 岡三証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四 丁目7番1号 東海東京証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売価額の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の
(注) 1. と同様であります。

2. 売価額及び申込証拠金は、国内募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。た
だし、申込証拠金には利息をつけません。

引受人の買取引受による国内売出しにおける引受価額は、国内募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出

価格決定日（2026年7月13日）に決定される予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 売出人及び当社は、上記引受人と売価格決定日（2026年7月13日）に引受人の買取引受による国内売出しに関する元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後株式受渡期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約が解除された場合、引受人の買取引受による国内売出しは中止されます。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（2026年7月22日）の予定であります。引受人の買取引受による国内売出しに係る株式は、当社普通株式の取引所への上場に伴い、機構の定める「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、本募集、オーバーアロットメントによる売出し及び本第三者割当増資も中止されます。また、海外募集が中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び本第三者割当増資は中止されます。
9. 引受人の記載に当たっては、共同主幹事会社である3社をアルファベット順に記載しております。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	3,212,700	3,260,890,500	東京都千代田区丸の内三丁目3番1 号 SMBC日興証券株式会社
計（総売出株式）	—	3,212,700	3,260,890,500	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、SMBC日興証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少するか又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2026年6月29日に開催の取締役会において、本第三者割当増資の決議を行っております。また、SMBC日興証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社と協議の上、2026年7月22日から2026年8月14日までの期間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本第三者割当増資及びシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 国内募集又は引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出し及び本第三者割当増資も中止されます。
5. 売出価額の総額は、本訂正届出書提出時における想定売出価格（1,015円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）8. に記載した振替機関と同一となります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 2026 年 7 月 14 日 (火) 至 2026 年 7 月 17 日 (金)	100	未定 (注) 1	S M B C 日 興証券株式 会社の本店 及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（2026年7月13日）に決定される予定であります。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
2. オーバーアロットメントによる売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2026年7月13日）に決定される予定であります。
3. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による国内売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2026年7月22日）の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、当社普通株式の取引所への上場に伴い、機構の定める「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
5. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様となります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及びSMBC日興証券株式会社を共同主幹事会社として、2026年7月22日に東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

なお、東京証券取引所グロース市場への上場に当たっての幹事取引参加者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びSMBC日興証券株式会社（アルファベット順による。）となります。

2 海外募集について

国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国においては米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集（海外募集）がMorgan Stanley & Co. International plc及びSMBC Bank International plc（アルファベット順による。）を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額個別買取引受けにより行われる予定であります。

本募集による新株式発行の募集株式総数は17,449,600株の予定であり、国内募集株式数8,828,900株及び海外募集株式数8,620,700株を目途として募集を行う予定であります。その最終的な内訳は、募集株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で発行価格決定日（2026年7月13日）に決定される予定であります。なお、募集株式総数については、2026年7月6日に開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

また、海外の投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

3 本第三者割当増資及びシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、SMBC日興証券株式会社が貸株人から借入れる株式（以下「借入株式」という。）であります。これに関連して、当社は、2026年6月29日開催の取締役会において、SMBC日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資を行うことを決議しております。本第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式 3,212,700株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。（注）2
(4)	払込期日	2026年8月19日

（注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とし、2026年7月6日に開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の新規発行株式の引受価額と同一とし、2026年7月13日に決定する予定であります。

また、SMBC日興証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社と協議の上、借入株式の返還を目的として、シンジケートカバー取引期間中、シンジケートカバー取引を行う場合があります。また、SMBC日興証券株式会社は、借入株式を、本第三者割当増資による株式の割当て若しくはシンジケートカバー取引又はその双方により取得する株式により返還する予定であります。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数からシンジケートカバー取引により買い付けた借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資における割当てに応じる予定でありますので、その場合には本第三者割当増資における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少するか又は発行そのものが全く行われない場合があります。

4 ロックアップについて

グローバル・オフERINGに関連して、売出人であるジャフコSV5共有投資事業有限責任組合、出川章理、UTEC 4号投資事業有限責任組合、二宮芳樹、河口信夫、ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合、武田一哉、ソニーグループ株式会社及び佐々木栄美子、貸株人である加藤真平並びに当社の株主であるSOMPOホールディングス株式会社、ヤマハ発動機株式会社、いすゞ自動車株式会社、KDDI株式会社、アイサンテクノロジー株式会社、株式会社アクセル、株式会社Takeda Family Office、Quanta Computer Inc.、大成建設株式会社、スズキ株式会社、RGCM 1号投資事業有限責任組合、トヨタ・インベンション・パートナーズ株式会社、株式会社ブリヂストン、三菱商事株式会社、野辺継男、竹岡尚三及びイーソル株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸渡すこと等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、グローバル・オフERING、本第三者割当増資及び株式分割等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。なお、当社の新株予約権については、当社の株式が東京証券取引所等に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合等に関し、権利を行使することができるものとなっております。その内容については、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況」をご参照ください。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

（1）表紙に当社のロゴマーク **TIER IV** を記載いたします。

（2）表紙の次に「1. 会社概要」～「6. 業績推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

TIER IV

Vision

当社は、「自動運転の民主化」をビジョンに掲げています

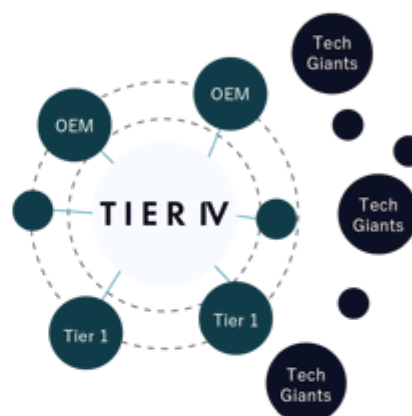
私たちは、安全な自動運転に資するあらゆるテクノロジーを開放し、様々な組織、個人がその発展に貢献できる開放的なエコシステムを構築します

Approach

日本の基幹産業である自動車産業は様々な最新技術の登場により変化に晒されています

当社グループは、誰もが自由に利用・改良・再配布できるオープンソース⁽¹⁾のアプローチを自動運転の世界に取り入れています

パートナーである自動車OEM⁽²⁾やTier 1サプライヤー⁽³⁾とともに、**既存の自動車業界構造をディスラプト(混乱)させることなく、共に成長していくこと**を目指しています

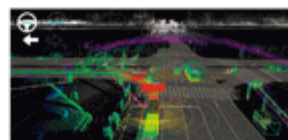


About Autoware

Autoware(オートウェア)⁽⁴⁾は、誰もが無償で利用でき、世界中で広く利用されている自動運転向けオープンソースソフトウェアです

当社代表取締役CEOである加藤 真平が主体となり2015年に開発・公開し、現在は100社超の多様な組織が加盟する一般社団法人The Autoware Foundationによって管理されています

当社グループは、Autowareに自社技術を組み合わせることで、多様な車種・用途への展開を実現しています



注1：ソフトウェアの設計図に相当するソースコードを一般に公開し、誰もが自由に利用・改良・再配布できる方式

注2：自動車業界における、完成車メーカーに関する一般名称

注3：OEMに対して直接納品を行うサプライヤーのこと。一般に車載部品の大手サプライヤーを指す

注4：Autowareは一般社団法人The Autoware Foundation（AWF）の登録商標

1. 会社概要

ひと目で分かるTIER IV

2025年9月期 連結売上高
(2022年9月期-2025年9月期 CAGR⁽¹⁾)

64.1億円 (+75%)

実証実験・実装地域数（累計）⁽²⁾

39都道府県 / **127**地域

テスト走行距離⁽³⁾

約**46.9**万km

エンジニア数⁽⁴⁾
TIER IV内 Autowareへの社外貢献者含む

307人 / **716**人

協業OEM/Tier 1⁽⁵⁾

18社

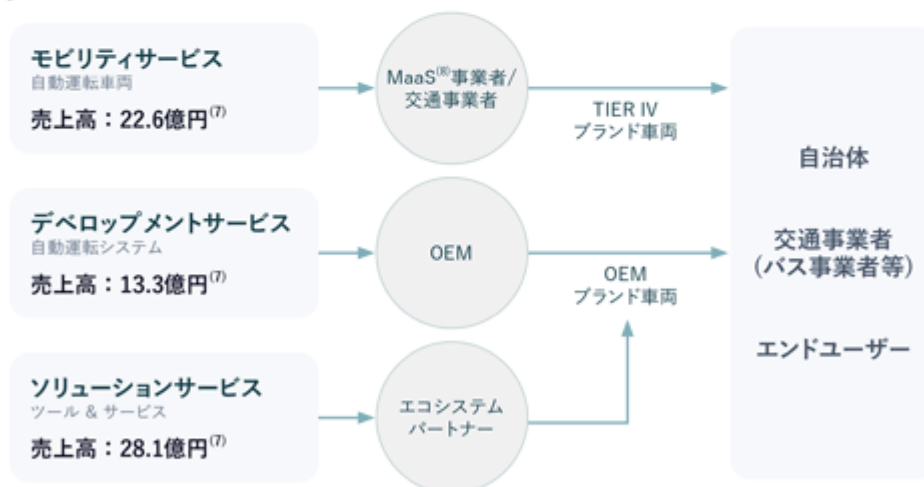
人身事故数⁽⁶⁾

0件

主なOEMパートナー

TOYOTA ISUZU  **YAMAHA**  **SUZUKI** **KOMATSU**

事業の全体像



注1：年平均成長率

注2：日本国内における実証実験・実装地域数の累計実施数は2026年3月時点

注3：創業（2015年12月）～2026年3月時点までの自動運転システムによる累積走行距離（当社システムによる記録ベース）

注4：当社およびパートナー企業に属さないエンジニアを含むGitHubにおけるコード・コントリビューター（プロジェクトに関与したエンジニア）の合計。2026年4月時点

注5：当社の直接的な顧客に加え、ビジネスフローに間接的に関与する企業、及びエンドユーザーを含む。2026年5月時点

注6：公道における人身事故数。創業（2015年12月）から2026年5月時点までの実績値を記載

注7：売上高は2025年9月期の数値を記載

注8：MaaS（Mobility as a Service）：運営主体の異なる移動手段をデータ連携により統合し、ユーザーの利便性向上や移動の効率化を図る次世代移動プラットフォーム

2. 事業内容

● サービス提供 ● ハードウェア販売 ● ソフトウェア販売

Mobility Service（モビリティサービス）

自動運転車両を地方公共交通に導入

車両運用台数（累計）：26台⁽¹⁾

実証実験・実装地域数（累計）：127地域⁽¹⁾



Development Service（デベロップメントサービス）

OEMの自動運転車両量産に向けた開発・ライセンス提供

車両運用台数（累計）：93台⁽¹⁾

開発プロジェクト顧客数：13社⁽¹⁾



Solution Service（ソリューションサービス）

技術・ノウハウ・データをエコシステムパートナーに提供



注1：実証実験・実装地域数や他指標は2026年3月時点

注2：NRE（Non-Recurring Engineering）：継続ではなく一度だけ行われる設計や試作、検証等の工程のこと

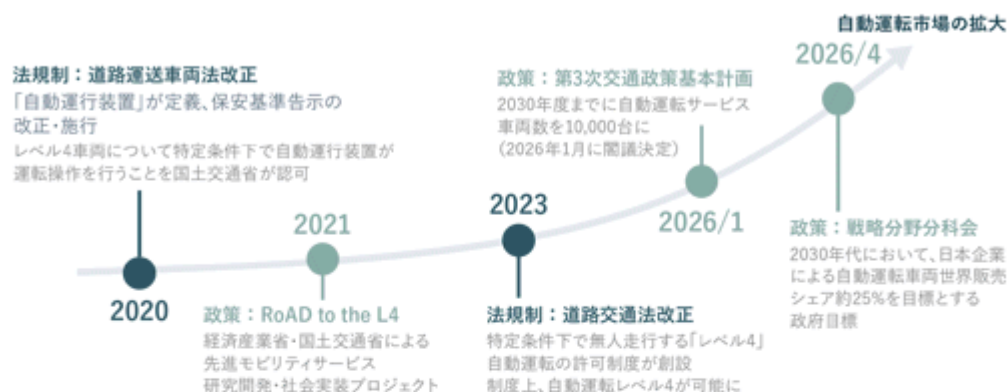
注3：特定の走行環境条件を満たす限定された領域において、自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態

注4：ADK（Autonomous Driving Kit）：自動運転システムの稼働に必要なハードウェアコンポーネント一式

注5：政府からの委託事業を含む

3. 市場環境・実績

市場環境：自動運転に関する政策、規制の追い風



全国規模での実証実験・実装実績



様々な車両への自動運転システムの実装実績



注1：2026年3月時点

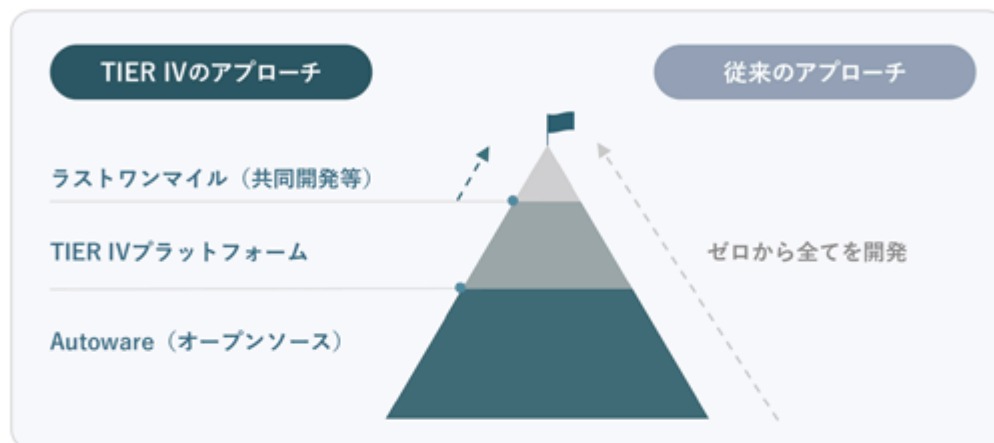
注2：アクセル・ブレーキ操作及びハンドル操作の両方が、部分的に自動化された状態（特定条件下での自動運転機能）

注3：ダンプトラック、レーシングカー、監視用カートは参考イメージ。その他画像は当社技術を搭載した実際の車両を示している

4. 競争優位性

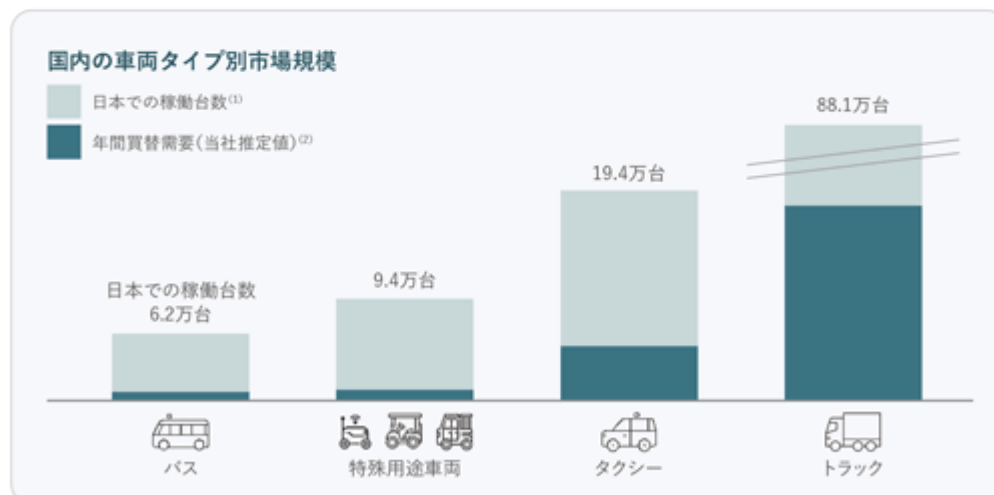
Autawareを活用した効率的な自動運転システムの開発・実装

オープンソースであるAutawareをベースに、当社プロダクトとして自動運転プラットフォームを構築。さらに、OEMと共同でラストワンマイル開発を行うことにより、レベル4に対応した自動運転システムの開発を実現。このアプローチにより、商用化までの期間とコストを大幅に圧縮することが可能



広範な市場ポテンシャル

独自の設計思想「マイクロオートノミー・アーキテクチャ」により、様々な車両タイプ向けに自動運転システムを開発可能。各車両タイプにおいて市場シェアを有するパートナーと連携し、確実な市場浸透を推進



注1：車両タイプ別市場規模（既存の車両台数）のうち、バス・特殊用途車両・トラックの日本での稼働台数についてはArthur D Little（2024年5月、当社からの委託調査）を、タクシーについては全国ハイヤー・タクシー連合会「TAXI Today in Japan 2025」（2024年3月）の数値を参照

注2：年間買替需要は既存の車両台数が変化しないという前提のもと、車両タイプ別に既存の車両台数を想定耐用年数で除して算出（当社における想定耐用年数はバス6年、特殊用途車両10年、タクシー4年、トラック5年と仮定）

5. 成長戦略

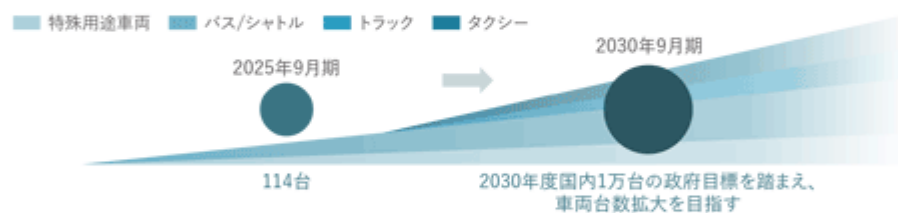
事業展開方針

モビリティサービスではバス／シャトルでの社会実装が、デベロップメントサービスでは量産に向けたOEMとのプロジェクトが進行中

主なプロジェクト実績及びバイブライン⁽¹⁾

車両タイプ		顧客名	2025年9月期	2026年9月期	...
モビリティサービス	バス／シャトル	自治体／交通事業者	実証実験地域 50地域 車両運用台数 ⁽²⁾ 25台	受注済 ⁽³⁾ :47地域	
デベロップメントサービス ⁽³⁾⁽⁴⁾	特殊用途車両	eve autonomy	車両運用台数 ⁽²⁾ 89台		
		YAMAHA			
		KOMATSU			
	バス／シャトル	TOYOTA ISUZU			
	タクシー	SUZUKI			

車両運用台数(イメージ)⁽⁵⁾



中長期的なロードマップ

国内事業基盤を盤石なものとしたうえで、培ったノウハウや実績を活かし、海外市場の開拓を段階的に推進。さらに周辺領域への事業展開を図り、持続的な成長を企図

Technology enabler		Solution provider
日本における事業確立		周辺領域への事業拡大
モビリティサービス - 定期運行フェーズへ移行 - 地域あたり車両導入数増加 デベロップメントサービス - 量産フェーズへ移行 ソリューションサービス - 政府委託事業の獲得 - Autowareエコシステム強化		法人ソリューション⁽⁶⁾ 二次交通 宇宙における自動運転 ソフトウェア以外のオープン化 ソフトウェア + 車載半導体等
グローバル展開 - 米国子会社設立 - カーネギーメロン大学との共同研究 モビリティサービス 展開実績: ソリューションサービス 展開実績: 10か国以上		

注1：2026年4月時点。デベロップメントサービスについては量産展開に向け、台数・時期・車種について協議中の主要OEMを掲載

注2：車両運用台数は累計値

注3：掲載しているデベロップメントサービスの顧客群は一例であり、網羅的な一覧ではない

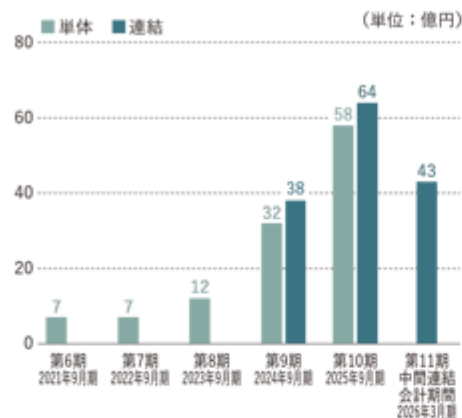
注4：2026年9月期以降のプロジェクトについては、2026年4月時点における契約済みプロジェクトおよび想定されるプロジェクトスケジュールを示しており、実際のスケジュールは、顧客との協議により変更される可能性がある

注5：上記の図は参考イメージであり、当社が目標とする車両販売の展開規模を示します

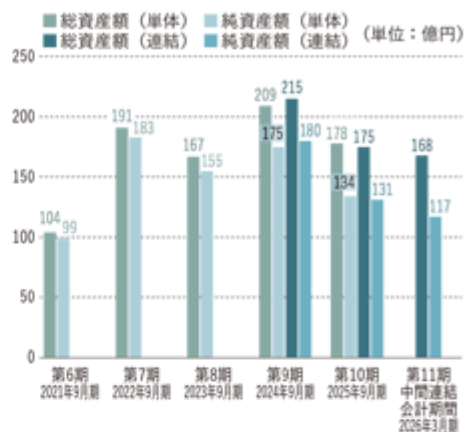
注6：自動運転車両にかかわる保険、ファイナンス、整備、技術サービス等の法人向けサービス

6. 業績推移 (1)

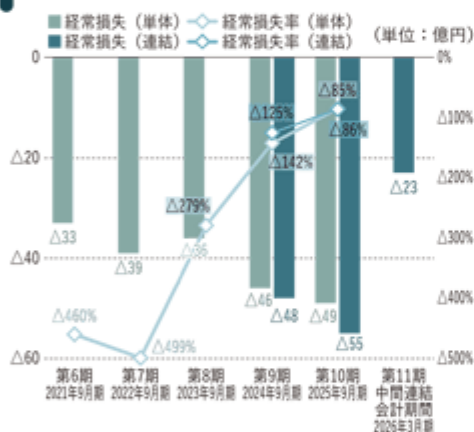
売上高



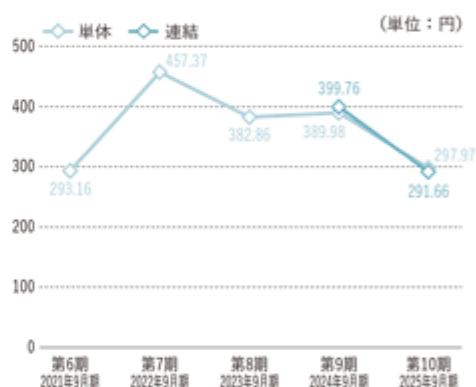
総資産額／純資産額



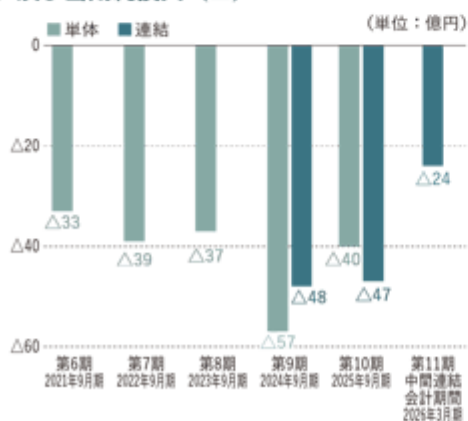
経常損失 (△)



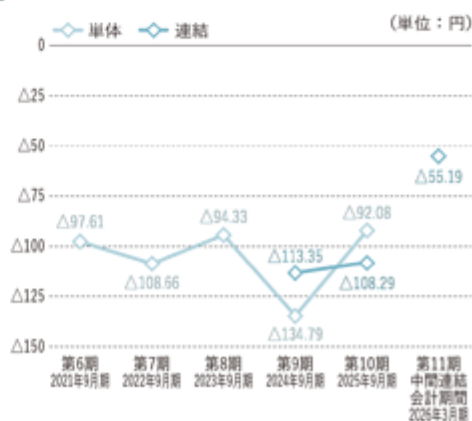
1株当たり純資産額



親会社株主に帰属する当期（中間）純損失及び当期純損失 (△)



1株当たり当期（中間）純損失 (△)



注1：当社は、2026年2月2日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付で発行可能株式総数の変更を、同年2月6日付で単元株式数の変更をそれぞれ行っております。また、2026年1月16日の取締役会の決議に基づき、2026年2月6日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第6期期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期（中間）純損失を算定しております。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第 9 期	第10期
決算年月		2024年 9 月	2025年 9 月
売上高	(百万円)	3,871	6,410
経常損失 (△)	(百万円)	△4,834	△5,504
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	(百万円)	△4,834	△4,799
包括利益	(百万円)	△4,829	△4,801
純資産額	(百万円)	18,007	13,170
総資産額	(百万円)	21,577	17,580
1 株当たり純資産額	(円)	399.76	291.66
1 株当たり当期純損失 (△)	(円)	△113.35	△108.29
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	82.1	73.5
自己資本利益率	(%)	—	—
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△4,573	△7,282
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△855	△991
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,922	767
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	14,420	6,932
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	356 (166)	392 (165)

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1 株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
3. 第 9 期連結会計年度及び第10期連結会計年度の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
4. 第 9 期及び第10期の経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失は、研究開発活動や事業基盤整備に伴う先行投資負担が継続したことによるものです。また、同様の理由により、第 9 期及び第10期の営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
5. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 当社は、種類株式を発行しておりましたが、その株式の内容により「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純損失の算定における期末株式数及び期中平均株式数には種類株式を含めております。なお、2026年 2 月 2 日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2026年 2 月 6 日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
7. 当社は、2026年 2 月 2 日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付で発行可能株式総数の変更を、同年 2 月 6 日付で単元株式数の変更をそれぞれ行っております。また、2026年 1 月16日の取締役会の決議に基づき、2026年 2 月 6 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行っております。第 9 期期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純損失を算定しております。

8. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高 (百万円)	721	783	1,294	3,264	5,859
経常損失(△) (百万円)	△3,314	△3,907	△3,614	△4,624	△4,979
当期純損失(△) (百万円)	△3,318	△3,910	△3,793	△5,748	△4,081
資本金 (百万円)	100	104	100	100	100
発行済株式総数	6,798,000	8,014,898	8,114,898	8,864,898	8,864,898
普通株式	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000
A種優先株式 (株)	1,548,000	1,548,000	1,548,000	1,548,000	1,548,000
A-1種優先株式	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
A-2種優先株式	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000
B種優先株式	—	1,216,898	1,316,898	2,066,898	2,066,898
純資産額 (百万円)	9,964	18,328	15,534	17,528	13,450
総資産額 (百万円)	10,471	19,110	16,738	20,940	17,862
1株当たり純資産額 (円)	1,465.84	2,286.86	1,914.31	389.98	297.97
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失(△) (円)	△488.09	△543.33	△471.66	△134.79	△92.08
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	95.2	95.9	92.8	82.5	73.9
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	177 (56)	203 (81)	219 (95)	312 (131)	379 (152)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
3. 第9期及び第10期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第6期、第7期及び第8期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査を受けておりません。
4. 第6期から第10期について、経常損失及び当期純損失は、研究開発活動や事業基盤整備に伴う先行投資負担が継続したことによるものです。
5. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
7. 当社は、種類株式を発行しておりましたが、その株式の内容により「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失の算定における期末株式数及び期中平均株式数には種類株式を含めております。なお、2026年2月2日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2026年2月6日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

9. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
10. 当社は、2026年2月2日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付で発行可能株式総数の変更を、同年2月6日付で単元株式数の変更をそれぞれ行っております。また、2026年1月16日の取締役会の決議に基づき、2026年2月6日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第9期期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
11. 当社は、2026年2月6日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第6期、第7期及び第8期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
1株当たり純資産額 (円)	293.16	457.37	382.86	389.98	297.97
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△97.61	△108.66	△94.33	△134.79	△92.08
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、「自動運転の民主化」を目的として、2015年に設立されました。自動運転の基盤となるソフトウェアの開発を出発点とし、当社創業メンバーの一人であり、当社代表取締役CEOである加藤 真平が主体となり、名古屋大学の研究室において開発されたオープンソース（注1）の自動運転ソフトウェア「Autoware（オートウェア）」を同年に初めて公開いたしました（現在は、一般社団法人「The Autoware Foundation」（以下「AWF」という。）がその管理業務全般を担っております）。

「Autoware（オートウェア）」は、オープンソースとして、特定の事業者依存しない中立的な形で広く公開されており、その後、国内外の研究機関や企業等による技術検証や応用が進められたことから、自動運転分野における共通基盤としての役割が徐々に広がっていきました。これを契機に、当社グループでは、ソフトウェアの開発のみならず、試験走行やデータ収集等を含む関連サービスの提供も開始し、事業を段階的に拡大してまいりました。

近年では、地域交通課題に対応する形で、自動運転システムの実装に向けた地方自治体や交通事業者との取り組みが進展しており、当社グループでは、公道における実証実験、各種車両へのシステム搭載、運行管理や保守運用体制の整備など、幅広い領域での支援を行っております。今後も、産学官との連携を通じて、安全かつ持続可能な自動運転の社会実装に貢献すべく、技術開発及び事業展開を継続してまいります。

年月	概要
2015年 8月	当社創業者が主体となり、名古屋大学の研究室において開発された自動運転ソフトウェア「Autoware（オートウェア）」を、オープンソースとして初公開
2015年12月	愛知県名古屋市中村区に株式会社ティアフォーを設立（資本金1,100万円）
2016年 9月	高精度3次元地図の生成及び提供体制の構築を通じて、自動運転技術の社会実装に必要な地図基盤の整備を推進することを目的として、株式会社マップフォー（現・持分法適用関連会社）を設立
2017年 8月	ヤマハ発動機株式会社との資本業務提携契約を締結
2017年12月	KDDI株式会社・アイサンテクノロジー株式会社と連携し、運転席無人の遠隔制御型自動運転システムの公道実証実験に成功
2018年 2月	KDDI株式会社との資本業務提携契約を締結
2018年 9月	産業界における機械学習技術を活用したデータ解析技術の実用化と普及を目的として、株式会社Human Dataware Lab.（現・連結子会社）を完全子会社化
2018年12月	自動運転用オープンソースソフトウェアの国際的な開発体制の構築を目的として、当社が中心となり、一般社団法人「The Autoware Foundation」を設立
2020年 2月	ヤマハ発動機株式会社との合弁により、自動搬送ソリューションを提供する株式会社eve autonomy（現・持分法適用関連会社）を設立
2020年11月	東京都西新宿エリアにて5Gを活用した自動運転ロボタクシーの公道実証実験を開始（損害保険ジャパン株式会社、KDDI株式会社、アイサンテクノロジー株式会社等と共同）
2020年12月	グローバル展開体制の構築を図る一環として、北米における開発・事業推進体制を確立することを目的に、米国現地法人 TierIV North America Inc.（現・連結子会社）を設立
2021年 5月	ミナミホールディングス株式会社と共同で、運転技能検定・教習システムの製品化・販売を目的とする合弁会社AI教習所株式会社（現・持分法適用関連会社）を設立
2022年 7月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による「グリーンイノベーション基金事業」に採択
2022年11月	自社開発の次世代自動運転ソフトウェア「Pilot.Auto（パイロットドットオート）」及びクラウド型開発プラットフォーム「Web.Auto（ウェブドットオート）」の提供を開始 株式会社eve autonomyにて国内初となる自動運転EVを用いた無人搬送サービス提供を開始
2023年10月	物流施設GLP ALFALINK相模原において、道路運送車両法に基づく自動運転レベル4の認可を取得（注2）

年月	概要
2024年1月	組込型エッジ向けの自動運転ソリューション「Edge.Auto（エッジドットオート）」の提供を開始 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による「省エネAI半導体及びシステムに関する技術開発事業／革新的AI半導体・システムの開発の助成事業」において、委託先企業の一社として共同開発に参画 NEDOによる「ディープテック・スタートアップ支援事業」に採択
2024年3月	いすゞ自動車株式会社との資本業務提携契約を締結
2024年4月	国土交通省による「中小企業イノベーション創出推進事業」のSBIR（Small Business Innovation Research）フェーズ3基金事業のうち、「地域公共交通に対応した自動運転技術実証事業」にBOLDLY株式会社、先進モビリティ株式会社、神奈川工科大学、交通安全環境研究所等とコンソーシアムとして採択
2024年5月	スズキ株式会社との資本業務提携契約を締結
2024年7月	NEDOによる「産業DXのためのデジタルインフラ整備事業／デジタルライフラインの先行実装に資する基盤に関する研究開発」のうち、自動運転支援道に関わる「路側カメラ、LiDAR等データ連携システムの開発事業」に採択
2024年8月	経済産業省による「モビリティDX促進のための無人自動運転開発・実証支援事業」に採択
2024年10月	長野県塩尻市の一般道（塩尻駅～塩尻市役所）において、全国初となる歩行者・一般車両が混在する環境下での最大時速35kmでの自動運転レベル4の認可を取得。その後、運転席無人による自動運転を実施
2024年12月	本社を東京都品川区北品川へ移転
2025年3月	石川県小松市（小松駅～小松空港間の区間）において自動運転レベル4の認可を取得
2025年5月	経済産業省による「地域の移動課題解決に向けた自動運転サービス開発・実証支援事業」に採択
2025年9月	経済産業省による「デジタルライフライン整備事業」に採択
2025年12月	国立研究開発法人科学技術振興機構による「次世代エッジAI半導体研究開発事業」に採択
2025年12月	東海旅客鉄道株式会社との資本業務提携を締結
2026年1月	NEDOによる「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業/生成AI開発加速に向けたデータ・生成AIの利活用に係る調査」に採択

- （注）1. ソフトウェアの設計図に相当するソースコードを一般に公開し、誰もが自由に利用・改良・再配布できる方式。
2. 実験を目的とした取組みであり、道路交通法に基づく運行に必要な許可は取得しておらず、運行は実施していません。

3 【事業の内容】

(1) ミッション・ビジョン

当社は、「創造と破壊」をミッションとし、「自動運転の民主化」をビジョンに掲げております。ミッションである「創造と破壊」は、従来にないアプローチで前例のない課題に挑み、新たな価値を大胆に創造するという当社の姿勢を表現しています。

ビジョンには、安全な自動運転技術に資するあらゆるテクノロジーを開放し、様々な組織・個人がその発展に貢献できる開放的なエコシステムを構築するという意味が込められております。

現在、自動車産業は歴史的な大変革期にあり、ソフトウェア・ディファインド・ビークル（以下「SDV」という。）の台頭、電動化、自動運転技術の進展など、従来のビジネスモデルに根本的な変化が求められています。また、自動運転市場においては、各国政府による政策支援や法規制の整備が進展しているものの、当社グループの事業拡大にあたっては、関連法令に基づく許認可の取得や制度整備の進展が重要な要素となっております。

こうした技術革新及び制度環境の変化を背景に、当社グループは新しい技術と伝統的な企業との橋渡し役として、オープンソース（注1）型ソフトウェアを活用した柔軟かつ実装可能なソリューションを提供することにより、既存の自動車業界構造をディスラプト（混乱）させることなく尊重しつつ、次世代技術への円滑な移行を支援する存在となることを目指しています。これにより、既存の大手自動車OEM（注2）やTier1サプライヤー（注3）など自動車産業に関連する様々な企業が自動運転を含む次世代技術を無理なく導入できる環境づくりに貢献していきます。

これらミッション・ビジョンのもと、当社グループはオープンソース戦略によって自動運転技術の社会実装を推進しており、オープンソース型自動運転ソフトウェア「Autware（オートウェア）」の開発を主導することで、グローバルな技術基盤を提供しております。当社グループはこのような取組みを通じて、自動運転技術を社会全体へ普及させ、人々の移動の可能性を広げることを目指しております。

なお当社グループは自動運転事業の単一セグメントであります。

(2) オープンソース自動運転ソフトウェア「Autware(オートウェア)」との関係性について

当社グループが事業の技術的基盤として採用する「Autware（オートウェア）」は、自動運転システムの開発・運用に必要な機能群を備えた、オープンソース型自動運転ソフトウェアプラットフォームです。「Autware（オートウェア）」は2015年に名古屋大学にて当社創業者が公開した後、当社グループが中心となって開発・普及を推進しており、自動運転分野における国際的な共通基盤として、拡大を遂げております。

オープンソースとは、ソフトウェアの設計図に相当するソースコード（注4）を一般に公開し、誰もが自由に利用・改良・再配布できる方式を指します。この方式により、特定の企業や国家に依存しない中立性・透明性が確保され、また、グローバルに分散した開発者や研究者との協調開発が可能となることで、技術革新のスピードと柔軟性が大きく向上します。とりわけ、オープンソースの透明性は、クローズドソース（プロプライエタリ）型ソフトウェア（注5）と比較して顕著です。クローズドなソフトウェアは、特定企業がソースコードや技術仕様を独占的に管理・運用するものである一方、「Autware（オートウェア）」はその全コードと更新履歴が公開されているため、利用者自身が技術の内容や動作を確認・評価することが可能です。これにより、ユーザーは特定ベンダーへの過度な依存を避け、導入や運用に関する選択の自由を保持できます。また、このような協調開発によって、従来のクローズドなソフトウェア開発と比較して、当社及び当社の顧客であるOEMにおいてソフトウェアの開発効率を高めることができます。「Autware（オートウェア）」はこうした透明性の利点を活かし、多様な用途・要件に対応可能な柔軟性と拡張性を備えたソフトウェア基盤として構築されています。このような柔軟性及び拡張性を基盤として、当社グループは「Autware（オートウェア）」に自社技術を組み合わせることで、多様な車種・用途への展開を可能とし、特定用途に特化した企業と比較して汎用性の高い技術基盤を提供しております。

2018年には、「Autware（オートウェア）」の国際的普及及び持続可能なエコシステムの構築を目的として、当社を含む複数の企業・団体により、一般社団法人「The Autware Foundation」が設立されました。AWFは、「Autware（オートウェア）」の開発・保守・標準化の中核的役割を担う国際コンソーシアムであり、産業界、学術機関、研究機関、政府機関、非営利団体など100社超の多様な組織が加盟しています。なお、「Autware（オートウェア）」に係る知的財産権はAWFに帰属しており、当該知的財産はオープンソースソフトウェアとして、誰もが自由に利用・改良・再配布することが可能な形で管理されています。

AWFの主な役割としては、以下の項目が挙げられます。

- ・「Autoware（オートウェア）」の中長期的な技術ロードマップの策定と管理
- ・コミュニティ主導によるソフトウェア開発・保守の推進
- ・国際標準化活動との連携
- ・技術文書・仕様書の策定と公開
- ・実証実験や学術研究との連携による実用化支援

当社はAWFの創設メンバーとして、理事会や技術委員会において中心的役割を担っており、ソフトウェアの開発のみならず、エコシステム全体の設計・運用、産学官の連携促進、人材育成など、幅広い分野で貢献しています。こうした活動を通じて、当社グループは「Autoware（オートウェア）」の継続的な進化と、自動運転社会における国際的な透明性の高いプラットフォームの形成を目指しております。

2026年4月1日現在、「Autoware（オートウェア）」への貢献者数（ソフトウェア開発プラットフォームであるGitHubにおけるコード・コントリビューター数）は600人であり、そのうち68.2%が当社及びパートナー企業に属さない貢献者です。また、GitHubのユーザーがリポジトリをブックマークし、プロジェクトへの支持を示す手段である「Star」の数も着実に増加しており、同日現在でAWFが受領した「Star」は11,584件となっています。

(3) 事業の内容

当社グループ(当社並びに当社の子会社及び関連会社)は、当社(株式会社ティアフォー)、連結子会社2社(TierIV North America Inc.、株式会社Human Dataware Lab.)、持分法適用関連会社3社(株式会社マップフォー、株式会社eve autonomy、AI教習所株式会社)で構成されています。

当社グループは、「自動運転の民主化」をビジョンに掲げ、オープンソースソフトウェア「Autoware（オートウェア）」を基盤とした自動運転ソリューションの社会実装を推進しており、日本国内を中心に事業を展開しております。

会社別では、当社は、自動運転システムの開発と提供を中心に、自動運転車両の走行環境の構築、データ解析、ソフトウェア更新等を含む各種ソリューションを提供しており、連結子会社であるTierIV North America Inc.は、主に北米市場におけるパートナーや事業の開拓を、株式会社Human Dataware Lab.は、自動運転領域等におけるデータ解析、ソフトウェアの開発を主な業務としております。また、持分法適用関連会社である株式会社マップフォーは自動運転の実現に必要な高精度3次元地図データや測量技術に関わる開発、株式会社eve autonomyは工場内などにおける無人搬送サービスの提供、AI教習所株式会社は自動運転技術を活用した自動車教習システムの開発・販売を行っております。

a) 「Autoware（オートウェア）」を活用した収益創出の仕組みについて

本項では、オープンソースである「Autoware（オートウェア）」を基盤とした技術提供に関連する、当社グループの代表的な収益創出の仕組みの一例について説明いたします。本記載は、「Autoware（オートウェア）」が無償で公開されている中で、当社グループがどのように商用展開に向けた価値を提供し、対価を得ているかについての概要を示すものであり、当社グループの全事業における収益構造を網羅するものではありません。なお、当社グループは、自動運転市場の立ち上がり段階や顧客の導入フェーズに応じて多様な収益創出の仕組みを有しており、これらの詳細については後段の「サービスの説明」にて記載しております。

「Autoware（オートウェア）」は、誰もが無償で利用可能なオープンソースソフトウェアであり、基本的な自動運転機能を備えているものの、そのままでは商用車両への実装や量産フェーズにおいて求められる水準を達成することは困難であり、商用利用には一定の技術的補完が必要とされます。特に、機能安全や品質保証、実運用環境への適応など、事業として自動運転を成立させるには、個別の顧客ニーズに応じた高度な設計と実装が不可欠です。

当社グループは、「Autoware（オートウェア）」を基盤とし、商用利用を見据えたソフトウェア及びハードウェア構成から成る「リファレンスデザイン（注6）」を独自に構築しております。この設計思想の中核にあるのが、「マイクロオートノミー・アーキテクチャ（Microautonomy Architecture）（注7）」という当社グループ独自の概念です。これは、共通の要素技術群を基盤にしつつ、用途や車種が異なる複数の事業領域に対し、効率のかつ柔軟に自動運転レベル4対応の自動運転車両を開発・展開することを可能とする設計思想であり、

「Autoware（オートウェア）」や当社グループが開発する要素技術のみならず、サードパーティー製のハードウェアやソフトウェアとも統合されたものです。

なお、自動運転レベルは0～5までに分類され、当社グループでは、運転者を必要としない自動運転の実現が可能となるレベル4が実現可能な技術開発を推進しております。これは、深刻化するドライバー不足といった社会課題の解決に資するのみならず、人の関与を前提とするレベル0～3と比して、より広範なユースケースへの適用が可能となることから、当社グループにとっても事業上の成長機会を獲得するうえで肝要であると認識しております。

各自動運転レベルの概要

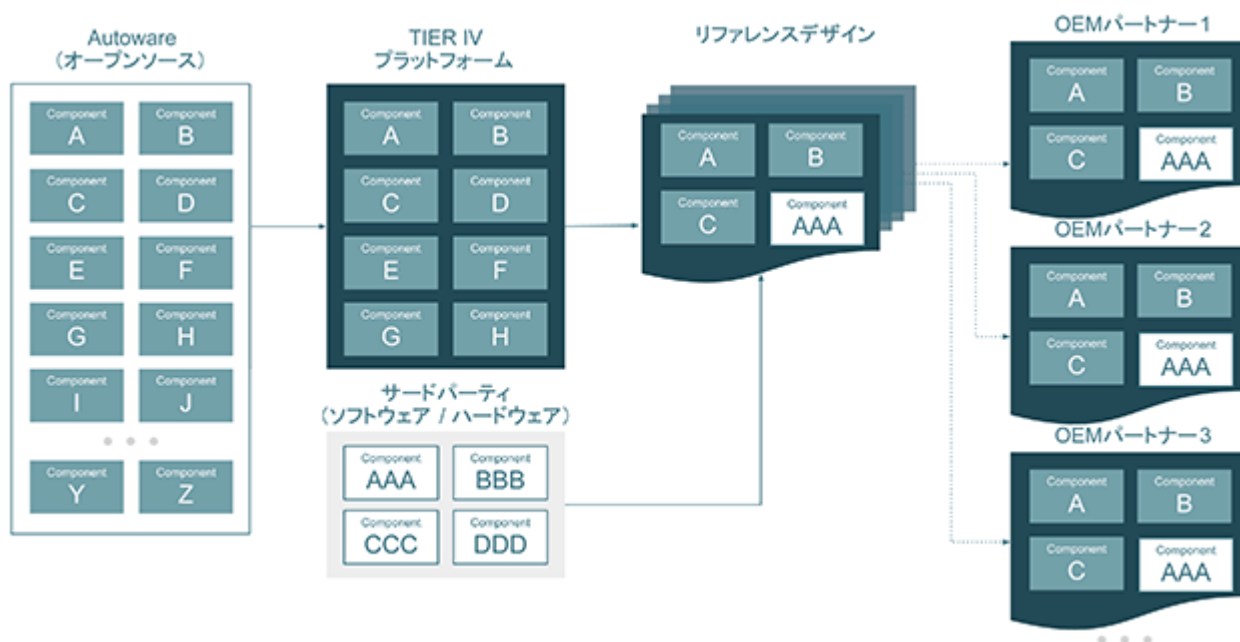
自動運転レベル	自動運転レベルの概要	運転操作の主体
0	全ての運転操作を運転者が手動で行う状態。	運転者
1	アクセル・ブレーキ操作又はハンドル操作のどちらかが、部分的に自動化された状態（運転支援）。	運転者
2	アクセル・ブレーキ操作及びハンドル操作の両方が、部分的に自動化された状態（特定条件下での自動運転機能）。	運転者
3	特定の走行環境条件を満たす限定された領域において、自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態。 ただし、自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある場合においては、運転操作を促す警報が発せられるので、適切に応答しなければならない（条件付自動運転）。	自動運行装置 （自動運行装置の作動が困難な場合は運転者）
4	特定の走行環境条件を満たす限定された領域において、自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態（特定条件下における完全自動運転）。	自動運行装置
5	自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態（完全自動運転）。	自動運行装置

出所：国土交通省「自動運転車両の呼称」資料をもとに当社作成

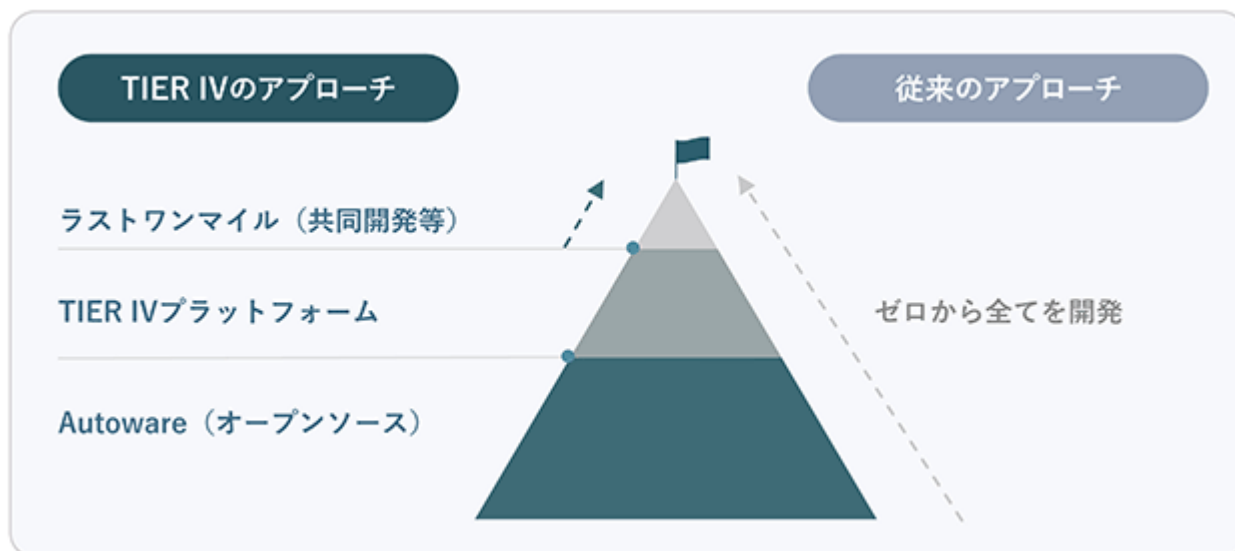
このリファレンスデザインに基づき、当社グループは顧客（主に自動車OEMや特殊用途車両のメーカー）ごとの車両タイプや運用環境、要件に応じて最適な技術構成を設計・提供しています。これにより、顧客にとっては、一から自動運転技術を開発する必要がなくなり、既に検証済みのリファレンスデザインに基づき、ラストワンマイル（注8）のカスタマイズ作業のみに注力することで、商用化までの期間とコストを大幅に圧縮することが可能となります。また、一度確立されたリファレンスデザインは、共通性・再利用性の高いアーキテクチャで構成されているため、他の類似ニーズを持つ顧客への横展開が可能であり、当社グループにとってスケーラブルな事業運営の基盤を形成しております。こうした技術的基盤の上で当社グループは、リファレンスデザインの提供及び顧客ごとの個別要件に応じたラストワンマイルにおける技術支援・開発業務を通じて収益を獲得しており、さらに、顧客において「Autoware（オートウェア）」を基盤とした自動運転システムを搭載した車両が量産フェーズに移行した場合には、ライセンスモデルやロイヤルティモデルを適用することで、販売台数等に応じた継続的な収益を得る仕組みを構築しております。

このように当社グループは、オープンで非独占的な技術である「Autoware（オートウェア）」を活用し、マイクロオートノミー・アーキテクチャとリファレンスデザインを軸とした技術価値の提供を通じて、収益を創出しております。

マイクロオートノミー・アーキテクチャとリファレンスデザイン（イメージ）（注6、7）



当社グループの顧客への提供価値（イメージ）



b) 当社の提供するプロダクトについて

当社は、オープンソース自動運転ソフトウェア「Autoware（オートウェア）」の開発を先導する企業として、「Autoware（オートウェア）」を技術的基盤とした自動運転システムの商用利用を実現するための補完的なプロダクトを開発・提供しています。これらは、自動運転機能の設計・検証・運用までの一連のプロセスに対応するものであり、顧客（主に自動車OEMや特殊用途車両のメーカー）の導入フェーズや技術ニーズに応じて柔軟に組み合わせ提供することが可能です。

具体的には、「Autoware（オートウェア）」をベースとした拡張可能な車載ソフトウェアプラットフォーム「Pilot.Auto（パイロットドットオート）」、クラウド技術を活用して開発及び運用の効率化を支援する開発運用プラットフォーム「Web.Auto（ウェブドットオート）」、及びセンサーや演算装置などのハードウェアとソフトウェアを統合したリファレンスプラットフォーム「Edge.Auto（エッジドットオート）」を展開しております。当社グループでは、これらのプロダクトを、自動車OEMや特殊用途車両メーカーを含む多様な顧客の実現したい内容や導入フェーズに応じて、単独又は必要な要素を組み合わせた形で複数同時に提供することで、事業を展開しております。

以下に、各プロダクトの概要を示します。

・Pilot.Auto（パイロットドットオート）

「Pilot.Auto（パイロットドットオート）」は、「Autoware（オートウェア）」を基盤として構築された車載用自動運転ソフトウェアパッケージであり、センシング、周辺認識、自己位置推定、経路計画、車両制御など、自動運転に必要な機能を包括的に提供します。商用車両への組込みを前提とした設計となっており、用途や走行環境に応じたモジュール構成（注9）や、機能安全要件への対応も視野に入れた高い拡張性を備えています。

当社グループは、「Pilot.Auto（パイロットドットオート）」を通じて、ソフトウェアのカスタマイズ、車両への組込み及びハードウェア構成要素との統合、走行環境への適合、並びに運用段階におけるメンテナンス支援を提供しています。これには、ソフトウェア及びシステム全体に対する技術支援に加え、「Web.Auto（ウェブドットオート）」との連携による走行ルートや地図データなどの運用環境に対する保守・更新支援も含まれます。

このように、「Pilot.Auto（パイロットドットオート）」は当社グループが提案するリファレンスデザインを基盤としながら、顧客のニーズに応じた柔軟なシステム設計と運用を可能とするものであり、初期構築にかかる負担の軽減及び迅速な自動運転システムの導入に資する設計となっております。

・Web.Auto（ウェブドットオート）

「Web.Auto（ウェブドットオート）」は、「Pilot.Auto（パイロットドットオート）」を活用した自動運転システムの開発・検証・運用を効率化するクラウドベースのソフトウェアプラットフォームであり、いわゆるDevOps（開発と運用の連携）を支援するための基盤としての機能も備えております。シミュレーションによる自動運転アルゴリズムの検証、走行ログの管理・可視化、地図データの生成・更新、パラメータのリモート設定といった機能を提供し、開発現場と運用現場を横断した一貫性のある開発環境を実現することを目指しています。

また、「Web.Auto（ウェブドットオート）」は、継続的インテグレーション／継続的デリバリー（CI/CD）に対応した開発データパイプラインの管理や、車両運行管理（Fleet Management Service）（以下「FMS」という。）

（注10）・遠隔監視・ソフトウェアの無線アップデート（Over The Air）（以下「OTA」という。）（注11）といった機能を通じて、自動運転システムを搭載した車両の運用・保守を支援する仕組みを提供しており、第三者が提供するアプリケーションや運用支援サービスとの連携も考慮された設計となっております。これらの機能により、開発コストの削減や市場投入までの期間短縮に資することが可能です。

・Edge.Auto（エッジドットオート）

「Edge.Auto（エッジドットオート）」は、「Pilot.Auto（パイロットドットオート）」の動作に必要な周辺ハードウェア（センサー、エッジコンピューティングデバイス、入出力インターフェースなど）と各種ソフトウェアツールを組み合わせたリファレンスプラットフォームです。リアルタイム処理性能や環境耐性など、実運用に求められる仕様に基づいた構成がなされており、商用展開を視野に入れたシステム評価や初期導入に適した設計となっております。

本プラットフォームは、当社グループがこれまでに培ってきた自動運転技術を基に、利用実績のあるセンサーや演算装置を採用し、オープンソースで提供されるセンサドライバや「Autoware（オートウェア）」に含まれる

ソフトウェアモジュールと組み合わせて動作する構成となっています。これにより、用途や導入フェーズに応じて、個別のハードウェアコンポーネント単位から、統合されたシステム構成まで複数の段階的な選択肢を提供することが可能です。

また、「Edge.Auto（エッジドットオート）」は、当社が提供する「Pilot.Auto（パイロットドットオート）」及び「Web.Auto（ウェブドットオート）」と組み合わせて活用することが想定されており、それぞれのプロダクトと連携することで、自動運転システムに必要なハードウェア及びソフトウェアの選定、評価、検証プロセスの効率化が図られる構成となっています。これにより、ユーザーは独自の自動運転ソリューションを速やかに構築することが可能となります。

「Autware（オートウェア）」と当社プロダクトとの関係性（イメージ）



c) サービスの説明

当社グループの事業は、「Mobility Service（モビリティサービス）」「Development Service（デベロップメントサービス）」「Solution Service（ソリューションサービス）」の3つのサービスに大別されます。これらの事業は、自動運転市場そのものの発展段階に加え、顧客企業が置かれている事業フェーズ（例：自動運転技術の開発・導入初期段階、量産化段階等）にも対応できるよう構成されています。

現時点においては自動運転バスを中心とした事業展開を行っており、地方自治体等における自動運転レベル2からレベル4の実証実験や定期運行に関連する売上が主な構成要素となっております。モビリティサービス及びデベロップメントサービスについても、現状においてはこれら実証実験や定期運行の拡大に対応する形で展開されております。

なお、足元では「Mobility Service（モビリティサービス）」における自動運転サービスの実証実験・導入を推進しておりますが、自動運転市場の拡大及び社会における自動運転車両の需要が高まることに伴い、当該車両の量産を見据えた「Development Service（デベロップメントサービス）」が事業の中心的な役割を担っていくことを想定しております。

具体的には、「Mobility Service（モビリティサービス）」では主に自動運転市場の黎明期かつ顧客が初期導入段階にある場合における実証実験・実装から、その後の運用支援までを担います。「Development Service（デベロップメントサービス）」では自動運転市場の拡大局面において、当社グループの顧客である自動車OEM等が自動運転に対応した車両の量産を行うことに向けた自動運転システムの開発を行います。「Solution Service（ソリューションサービス）」は、これら両事業の下支えとなる基盤的役割を果たしており、当社グループ及び「Autware（オートウェア）」のエコシステム拡大を支援する位置付けにあります。なお、当社グループでは多様な車種への対応を進めておりますが、現時点においては社会実装の進展状況等を踏まえ、「Mobility Service（モビリティサービス）」における自動運転バスと、「Development Service（デベロップメントサービス）」における閉鎖空間における特殊用途車両を活用したサービスが事業の主要な領域となっております。

2025年9月期における当社グループの「Mobility Service（モビリティサービス）」「Development Service（デベロップメントサービス）」「Solution Service（ソリューションサービス）」の売上高及び構成比は、そ

れぞれ2,267百万円（35.4%）、1,330百万円（20.8%）、2,812百万円（43.9%）となっております。以下に、当社が展開する3つのサービスの概要を記載いたします。

・Mobility Service（モビリティサービス）

「Mobility Service（モビリティサービス）」は、当社グループが自動車OEMからベース車両を調達し、自動運転システムを架装した上で、地方自治体や交通事業者、MaaS（Mobility as a Service）（注12）事業者等の顧客に提供する事業です。なお、地方自治体等への導入にあたっては、パートナー企業を介して提供するケースが多いものの、一部においては当社グループが直接提供する場合もあります。

本事業は、自動運転市場の黎明期において、日本における自動運転の社会実装に先行して取り組む、新技術への感度が高い顧客層を対象とし、自動運転車両の導入・実証実験・運用を技術的に支援することを通じて、日本国内における自動運転市場そのものの形成を目指すものです。実証実験においても、車両提供や運行サポート、アフターサービスなどを通じて技術知見の蓄積を図りつつ、事業収益を獲得しております。

本事業の収益は、自動運転システムが架装された完成車両の販売に加え、自動運転車の走行準備にかかる技術支援（高精度3次元地図作成、調律作業）、自動運転車の運行・運用支援、自動運転レベル4の認可取得にかかる技術支援、並びに保守・アフターサービスに基づく継続的なサービス収入などで構成されます。地方自治体等との実証実験から得られる収益もこれらに含まれます。

・Development Service（デベロップメントサービス）

「Development Service（デベロップメントサービス）」は、大手自動車OEM等を顧客とし、当社プロダクトを基盤とした自動運転システムの量産化開発を推進する事業です。顧客の中には、商用車メーカー、乗用車メーカーに加え、建設機械等の特殊用途車両のメーカーなど、幅広い顧客が含まれ、2026年5月現在、協業先のOEM及びTier1サプライヤーは合計で18社存在します（直接的な顧客に加え、ビジネスフローに間接的に関与する企業及びエンドユーザーを含む。）。各顧客が自社製品として販売を予定する量産車両への自動運転機能の搭載を見据え、当社プロダクトを提供するとともに、各社の要求事項に対する開発受託並びに技術協力を実施しております。本事業は、自動運転市場の拡大とともに、当社グループ顧客における自動運転システムを搭載した車両の量産フェーズへの移行に応じて、当社グループの事業機会も拡大していく構想であり、中長期的に当社グループの業容を支える主要な事業領域の一つです。また、今後は自動運転市場の拡大及び社会における自動運転車両の需要の高まりに伴い、当該量産フェーズへの移行が進展することで、本事業が当社グループにおいて中核的な役割を担っていくことを想定しております。現在も、当社グループは複数の企業との間で、自動運転技術の開発受託や技術実証などを担っており、こうした連携を通じて、将来の各社の量産車両に向けた自動運転技術の実装を支援しております。

本事業の収益は、顧客との共同開発において、個別のニーズに応じた専用開発支援やカスタマイズ対応に対する対価を主たる構成要素としております。初期段階においては、当社ソフトウェアをベースに顧客の量産車向けに共同開発活動を行います。共同開発の段階においては、エンジニアリングサービスにかかるワンタイム収益のほかに、開発に必要なライセンスを付与することによるライセンス料収入を計上することもあります。こうした取組みは、将来的な量産展開を見据えたパートナーシップの中で進められるため、フェーズごとの技術検証、仕様策定、評価といったプロジェクト単位の収益が中心となっております。次に、自動運転システムの稼働に必要なセンサー、コンピューター類のハードウェアコンポーネント一式である「ADK（Autonomous Driving Kit）」の販売を行います。前述のステップを踏まえ、顧客が自動運転車両の量産が可能となるため、量産フェーズに移行した後は、販売された車両一台ごとに対価を得るライセンスモデルやロイヤリティモデルといった、スケールに応じた収益創出の仕組みが適用されます。

・Solution Service（ソリューションサービス）

「Solution Service（ソリューションサービス）」は、オープンソースソフトウェア「Autware（オートウェア）」や当社プロダクトの導入・活用を推進する企業・団体に対し、幅広い技術支援及び運用支援を提供する事業や、当社が採択された政府の委託事業などが含まれており、当社グループの事業並びに「Autware（オートウェア）」エコシステムの拡大を支える役割を担っております。提供するサービスは多岐にわたり、「Autware（オートウェア）」に関する技術トレーニング、エデュケーションキットや関連デバイスの提供、導入コンサル

ティングなど、委託事業の採択内容や、顧客ニーズに応じた柔軟な技術支援体制を構築しています。

また、本事業を通じ、当社グループは公益社団法人自動車技術会と連携し、自動運転技術を競技形式で学ぶ教育プログラム「自動運転AIチャレンジ」の運営にも参画しております。本チャレンジには、日産自動車株式会社、本田技研工業株式会社、トヨタ自動車株式会社、株式会社SUBARUといった日本の主要自動車OEM等が協賛しており、「Autoware（オートウェア）」に対応可能なエンジニアの裾野の拡大を図るとともに、産学官を横断した連携により、Autowareエコシステムの持続的成長に寄与しています。

このように「Solution Service（ソリューションサービス）」は、当社の他サービスを技術的・組織的な両面から支える事業基盤であり、自動運転技術の普及とその社会実装を支援するうえで、当社グループ全体の成長と持続的な競争力強化に寄与する重要な領域として位置付けられています。

本事業の収益は、顧客に対するソフトウェアライセンスの提供、技術トレーニング、導入支援、ハードウェア販売、コンサルティング等のサービス提供に対する対価で構成されております。これに加え、当社グループが運営に参画する教育プログラムや啓発活動などを通じたパートナーシップ契約やプロジェクト単位での支援業務も含まれており、技術支援と教育支援の両輪による収益基盤を築いております。

以上のとおり、当社のサービスは、自動運転市場の発展段階と顧客の様々な事業フェーズの双方に対応できるよう設計されております。自動運転の導入を検討する初期段階の顧客に対しては、当社グループが車両の提供とともにシステム構築や現地対応まで一貫して支援する「Mobility Service（モビリティサービス）」を展開しており、一方で、将来の量産を見据えた自動運転システムの開発を行う顧客に対しては、「Development Service（デベロップメントサービス）」を通じて共同開発から量産に対応可能な技術提供までを担っています。顧客の技術的成熟度や導入段階に応じた柔軟な提供体制を構築することで、安全な自動運転技術を誰もが利用できるように開放し、様々な組織・個人がその発展に貢献できるエコシステムを築くことの達成を段階的かつ戦略的に推進しています。

サービス別概要

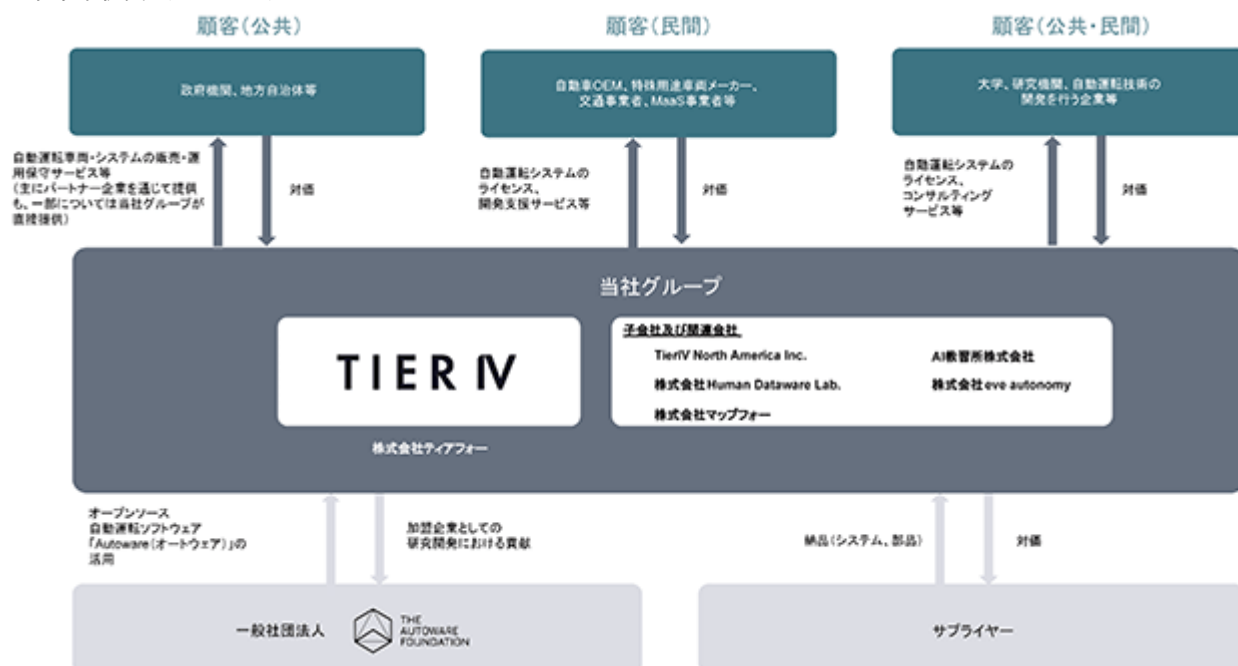
サービス	主なエンドユーザー	収益形態（収益の性質）
Mobility Service （モビリティサービス）	・地方自治体 ・交通事業者 ・MaaS事業者	・システムインテグレーション（ワンタイム） ・車両販売（ワンタイム） ・ソフトウェアアップデートを含む保守運用サービス（リカーリング）
Development Service （デベロップメントサービス）	・自動車OEM ・特殊用途車両メーカー	・エンジニアリングサービス（ワンタイム） ・ADK（Autonomous Driving Kit）販売（ワンタイム） ・ソフトウェアライセンス（リカーリング）
Solution Service （ソリューションサービス）	・研究機関 ・教育機関 ・技術導入の意向がある企業、政府機関、団体	・ソフトウェアライセンス（リカーリング） ・ハードウェア販売（ワンタイム） ・コンサルティングサービス（ワンタイム）

- （注） 1. エンドユーザーに対するサービス提供の形態としては、パートナー企業を通じて提供する場合と、当社グループが直接提供する場合が存在します。
2. 「ワンタイム」収益とは、車両やハードウェアの販売など、その性質上個別的なサービス又は製品に関連して発生し、将来において繰り返されることが想定されない収益をいいます。また、「リカーリング」収益とは、長期間にわたり定期的に支払われるライセンス料や納品後のアフターサービスに係る収益など、その性質上継続的に発生することが想定される収益をいいます。
3. Solution Service（ソリューションサービス）のコンサルティングサービスには政府からの委託事業を含みます。

(用語解説)

(注1)	オープンソース	ソフトウェアの設計図に相当するソースコードを一般に公開し、誰もが自由に利用・改良・再配布できる方式。
(注2)	自動車OEM、OEM	自動車業界における、完成車メーカーに関する一般名称。
(注3)	Tier1（ティアワン）サプライヤー	OEMに直接納品をするサプライヤーのこと。一般に、車載部品の大手法サプライヤーを指す。
(注4)	ソースコード	ソフトウェアの機能や処理内容を記述したプログラムの設計図。
(注5)	クローズドソース（プロプライエタリ）型ソフトウェア	ソースコードが一般に公開されておらず、特定の開発者又は企業のみが保有・管理するソフトウェア。
(注6)	リファレンスデザイン	「Autoware（オートウェア）」に含まれる要素技術を基盤とし、車両毎に必要なとされる技術を抽出し、自動運転の実現に必要なソフトウェアとハードウェアの構成を標準化した設計モデル。
(注7)	マイクロオートノミー・アーキテクチャ (Microautonomy Architecture)	当社グループが独自に提唱する自動運転車両の開発構成思想。共通の要素技術群を基盤としつつ、用途・車種の異なる複数の事業領域に対し、効率的かつ柔軟に自動運転レベル4対応車両の開発・展開を可能とする。サードパーティー製のハードウェアやソフトウェアとの統合も前提とする。
(注8)	ラストワンマイル	自動運転の実現において、それぞれの顧客が必要とする固有の機能だけに特化した最終的な開発部分。
(注9)	モジュール構成	機能ごとに分割された独立性の高い構成単位でシステムを設計・構築する方式。
(注10)	FMS	Fleet Management Serviceの略。車両の位置情報、運行状況、メンテナンス履歴等を一元的に管理・最適化するサービス。
(注11)	OTA	Over The Airの略。車両に搭載されたソフトウェアを、物理的な接続を介さずに無線通信経由でアップデートする技術。
(注12)	MaaS	Mobility as a Serviceの略。運営主体の異なる移動手段をデータ連携により統合し、ユーザーの利便性向上や移動の効率化を図る次世代移動プラットフォーム。

事業系統図（イメージ）



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円) (注3)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) TierIV North America Inc. (注1)	米国 カリフォルニア州	1,140,000 米ドル	米国における事業活動推進	100.0	役員の兼任等 2名 経営指導 (注2)
株式会社Human Dataware Lab.	愛知県 名古屋市 中村区	1	データ解析、ソフトウェアやハードウェア開発	100.0	役員の兼任等 1名 経営指導 (注2)
(持分法適用関連会社) 株式会社マップフォー	愛知県 名古屋市 中区	10	高精度3次元地図データ作成に係る計測システム及びソフトウェアの提供	36.6	役員の兼任等 1名 経営指導 (注2)
株式会社eve autonomy	静岡県 磐田市	100	自動運転車両、搬送台車の開発・販売・リース・レンタル	49.0	役員の兼任等 2名 経営指導 (注2)
AI教習所株式会社	福岡県 大野城市	95	AI教習システムの販売、関連ハードウェアのレンタル	43.4	役員の兼任等 2名 経営指導 (注2)
(その他の関係会社) SOMPOホールディングス株式会社 (注4)	東京都 新宿区	100,045	グループ会社の経営管理業務	(25.1) (注5)	出資会社

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 役員の兼任等には、当社従業員が関係会社の役員を兼任している場合を含んでおります。

3. 「資本金」欄は、百万円未満（外貨建てのものは表示単位未満）を切り捨て表示しております。

4. 有価証券報告書の提出会社であります。

5. 最近事業年度の末日における議決権の被所有割合を記載しております。なお提出日現在における議決権の被所有割合は24.1になります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年5月31日現在

従業員数(名)
418 (188)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、自動運転事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2026年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
404 (174)	37.7	3.17	10,982

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社グループは、自動運転事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

① 提出会社

最近事業年度					補足説明
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（％） （注１、２）	男性労働者の育児休業取得率（％） （注３）	労働者の男女の賃金の額の差異（％）（注１）			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
11.5	77.8	81.9	82.5	199.9	（注４）

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものがあります。
2. 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合については、2026年5月31日時点の数値となります。
3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
4. 男女の賃金差異は2026年5月の時間単価で比較した場合、上記区分別に左から84.1%、85.8%、102.1%となります。男女の賃金差異は時短勤務の適用率や契約時間の違いが主な要因であり、賃金や評価などの制度上の取り扱いに男女差はありません。

② 連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

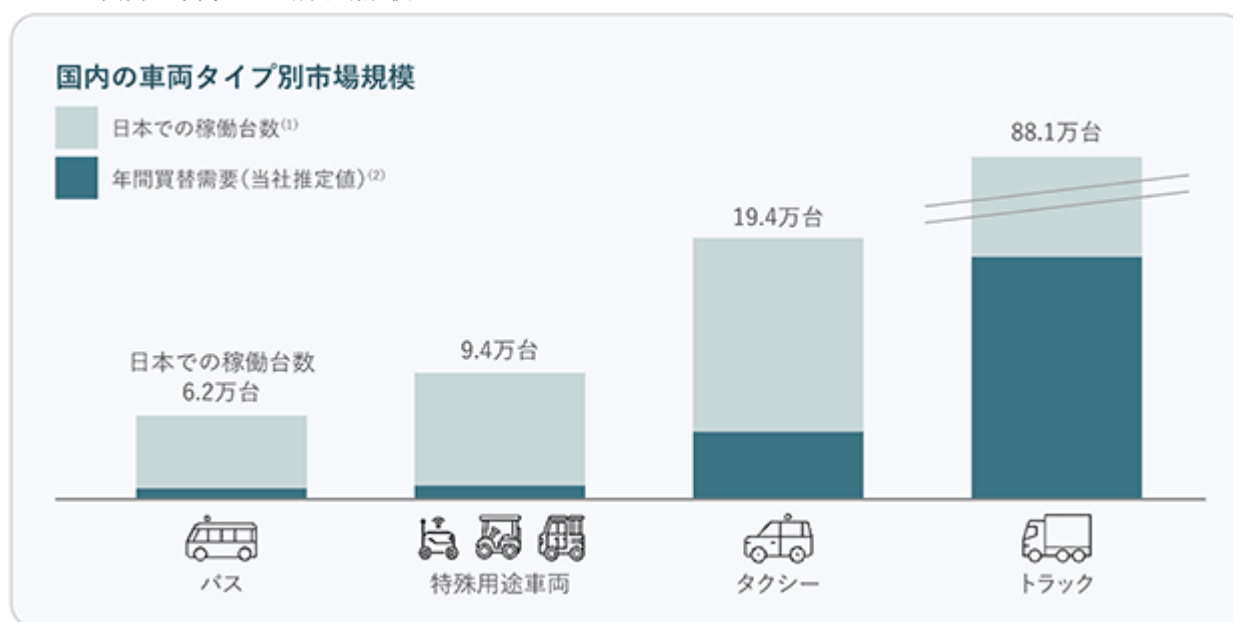
当社グループは、「自動運転の民主化」というビジョンのもと、自動運転に資するあらゆるテクノロジーを開放し、様々な組織、個人がその発展に貢献できる開放的なエコシステムを構築することを目的としております。この実現に向け、オープンソース型の自動運転ソフトウェアである「Autoware（オートウェア）」をベースとして開発した当社プロダクトを活用し、「Mobility Service（モビリティサービス）」、「Development Service（デベロップメントサービス）」、「Solution Service（ソリューションサービス）」の3つのサービスで事業展開をしております。

(2) 経営戦略

① 自動運転の社会実装の推進

まず、当社グループの主な事業領域である国内のモビリティ産業の市場規模について説明をします。以下に主な車種ごとの国内の市場規模を図解します。例えば、バスの領域においては、国内の稼働台数は6.2万台と推定しております。バス以外にも特殊用途車両、タクシー、トラックといった市場も存在しますが、これらについてはより大きな買替需要を見込んでおります。これに加えて、当社では海外展開も見据えて事業を実施しております。

国内の車両タイプ別市場規模：



- (注) 1. 車両タイプ別市場規模（既存の車両台数）のうち、バス・特殊用途車両・トラックの日本での稼働台数についてはArthur D Little（2024年5月、当社からの委託調査）を、タクシーについては全国ハイヤー・タクシー連合会「TAXI Today in Japan 2025」（2024年3月）の数値を参照。
2. 年間買替需要は既存の車両台数が変化しないという前提のもと、車両タイプ別に既存の車両台数を想定耐用年数で除して算出。（想定耐用年数は、バス6年、特殊用途車両10年、タクシー4年、トラック5年と仮定）

こうした市場の中で、当社グループではコアコンピタンスである、マイクロオートノミー・アーキテクチャの考え方で、共通の要素技術をもとに、複数の事業領域・車種において、自動運転レベル4対応の自動運転車両を開発し実装を行っています。具体的には、バス、トラック、特殊用途車両（大型・小型・デリバリーロボット）、タクシー等の自動運転車両を開発しております。

また、当社グループは、事業領域・車種ごとに異なる事業戦略を採用しております。バス／シャトルはあらか

じめ決められたルートで定期運行され、特殊用途車両は閉鎖された環境下において稼働することから、レベル4対応の自動運転の導入に適しており、また、これらの車両については特に人手不足の影響を受けております。これらの領域においては、「先行逃げ切り」（First-Mover）のアプローチを志向し、他社に先行してマーケットシェアを獲得することで、市場成熟段階においてもドメインリーダーとしての地位を維持する方針です。一方、タクシー、トラックや乗用車等の領域においては、海外他社を中心に多額の研究開発費を投下し、市場開拓を行っている状況にあります。そうした中、当社グループでは「後方追い上げ」（Fast-Follower）のアプローチを採用し、過度な投資は行わず、技術のコモディティ化の進展を見極めつつ、バス／シャトルや特殊用途車両市場での市場拡大を通じて蓄積した経験とノウハウ、並びに自動車OEMやその販売チャネルとのネットワークも活用することで、オープンソースに技術が開放された後に迅速に市場シェアの獲得を図る方針です。

なお、これらのいずれの事業領域・車種においても、研究開発や実証実験用途の取組みに留まらず、「社会実装」の実現を進めていくことを、重視しております。

当社グループが手掛ける自動運転車両の種類



(注) ダンプトラック、レーシングカー、監視用カートは参考イメージ。その他画像は当社技術を搭載した実際の車両を示している。

主な取組みとして、バスと物流車両・特殊用途車両における取組みを下記に記載します。

1. 自動運転バス

バス型車両においては、2026年3月時点で、全国39都道府県127箇所の自治体において実証実験を行った実績を有します。また、長野県塩尻市及び石川県小松市において自動運転レベル4の認可を取得しております。

また、2026年5月時点で全国6自治体において、レベル2もしくはレベル4での通年運行の実績を有しております。自動運転の社会実装において重要になるのが自動運転の車両確保です。当社グループでは、BYD社製の小型EVバスをベースとして、自動運転に対応するための改造を行い、自ら小型EV自動運転バスの製造販売を行っております。2026年3月時点において、全国の自治体やバス事業者を主な顧客として、26台の販売実績がございます。これらの収益は、「Mobility Service（モビリティサービス）」に区分されております。

また、中長期的な量産化を見据え、いすゞ自動車株式会社と同社大型EVバスERGA EV（エルガEV）の自動運転共同開発プロジェクトを推進し、神奈川県平塚市において開発成果を用いた実証実験を実施しております。加えて、トヨタ自動車とは、次世代モビリティ「e-Palette」の自動運転化にかかる開発を進めております。これらの収益は、「Development Service（デベロップメントサービス）」に区分されております。



(左) 長野県塩尻市で走行する自動運転小型EVバス

(右) 神奈川県平塚市で走行する自動運転大型EVバス

当社グループが実証実験・実装実績を有する地域（2026年3月時点）



2. 自動運転物流車両・特殊用途車両

小型自動運転物流車両に関しては、当社の持分法適用関連会社である株式会社eve autonomyにおいて当社の自動運転システムを組み込んだ車両の製造及び販売が行われております。株式会社eve autonomyにおいては、ヤマハ発動機株式会社の車両に対する知見と自動運転システムに関する当社グループの知見の双方を組み合わせ、小型の工場内搬送車両を用いた無人搬送サービスを展開しており、当社は当該車両の稼働台数に応じたライセンス料を受領しております。2026年3月現在、93台の車両が国内各地の工場内にて無人運行で稼働しております。当収益は「Development Service（デベロップメントサービス）」に区分されております。

無人搬送サービス eve autoの車両



また、建設機械の自動運転車両に関しては、株式会社小松製作所（以下「コマツ」という。）及びコマツの子会社である株式会社EARTHBRAINと、自動運転技術の実用化に向けた協業を開始しています。土木・碎石現場向けにコマツのアーティキュレートダンプトラックとリジッドダンプトラックの自動運転化を進め、2027年度までに自動運転システムの実用化を目指しています。自動運転の対象とする機種はアーティキュレートダンプトラック「HM400」（最大積載量40トン）及びリジッドダンプトラック「HD785」（最大積載量93.9トン）から取り組みを開始し、その他の機種への展開を視野に入れ、技術開発を進めます。製鉄やプラントなどの様々な現場への導入に加え、海外現場への市場展開も見据えています。

自動運転試験中のアーティキュレートダンプトラック（HM400）の走行の様子



加えて、警備用無人車両（Unmanned Ground Vehicle：UGV）の開発も行っております。具体的には、防衛省が実施する「警備用無人車両システムの導入検証に係る業務委託」において、技術提供パートナーとして参画をしています。全国の陸上自衛隊の駐屯地・分屯地（約160カ所）における警備業務の高度化及び効率化を目的とした初期検証として、朝霞駐屯地において2台のUGVを用いた実証運用を実施しています。実運用環境下における検証を通じて、全国の陸上自衛隊の駐屯地・分屯地への展開を見据えた実用的な運用モデルの確立を目指しています。

警備用無人車両のイメージ画像（実際の車両画像ではありません）



② 着実な研究開発の推進

当社グループでは、研究開発や実証実験に留まることなく、自動運転技術を社会実装することを目標に事業を推進しております。自動運転レベル4の許認可取得実績を有するなど当社グループ製品は一定の技術水準を達成しておりますが、より社会実装を拡大するためには、適用可能な地域の拡大をはじめとした技術開発が必要になると考えております。当社グループではオープンソース型の自動運転プラットフォームである「Autoware（オートウェア）」を基盤にし、リファレンスデザインの考え方を採用して、効率的に研究開発を推進しております。また、我が国の政府より研究開発費に対する補助を受けながら研究開発を行っております。昨今の主な開発テーマとしては以下のようなものが挙げられます。

- ・既存のプロダクトにおける量産水準への品質向上
- ・ODD (Operational Design Domain) 拡大のためのE2E (End to End) AI自動運転の推進
- ・自動運転向け半導体の研究開発
- ・大規模データ収集プラットフォームの構築

③ 中期的な売上拡大及び利益率の改善

当社グループはこれまで売上拡大を実現してまいりましたが、同時に研究開発活動を加速させることが企業価値の最大化に繋がると考え、研究開発投資も拡大させて参りました。今後に向けては、研究開発の成果がより事業に繋がり、研究開発投資の拡大を上回るペースで売上拡大を図ることにより、中長期的な売上及び利益率の改善を実現し、ひいては企業価値の最大化を企図します。

また、現在自動運転の市場は黎明期にあるため、当社では「Mobility Service（モビリティサービス）」の収益構成が大きく、また、「Development Service（デベロップメントサービス）」においては、共同開発に係るエンジニアリングサービスの収入や開発ライセンス料収入の構成が主たるものとなっております。今後市場拡大につれて、「Development Service（デベロップメントサービス）」における量産車販売に伴うリカーリング収入へと収益の主軸を移していくことにより、売上拡大及び利益率の改善を図ります。

④ 中長期的なロードマップ

国内事業基盤を盤石なものとしたうえで、培ったノウハウや実績を活かし、海外市場の展開を段階的に進めます。さらに、周辺領域への事業展開を図って、持続的に成長をしてまいります。

具体的には、先ず海外市場への開拓を段階的に進めてまいります。すでに、当社連結子会社であるTierIV North America Inc.を中心として、自動運転技術の世界の研究開発の中心である米国カーネギーメロン大学や独国ミュンヘン工科大学といった研究機関との共同研究を進行しており、また、Mobility Service（モビリティサービス）やSolution Service（ソリューションサービス）においては、豪州・英国をはじめ10カ国以上への展開実績があります。

さらには、技術を提供するテクノロジープロバイダーとしての立ち位置のみならず、ソリューションプロバイダーとして自動運転技術の周辺領域での事業機会も模索します。具体的には保険や金融機能といった法人ソリューションの事業、鉄道等幹線輸送の二次交通、宇宙における自動運転等を想定しております。また、自動運転ソフトウェアに限らず、半導体など周辺技術のオープン化も進め、さらなる事業機会の開拓にも取り組みます。

(3) 目標とする経営指標等

当社グループにおいては、持続的な成長と企業価値の向上を目指しており、事業規模の成長並びに適正な財務規律の中で研究開発投資を行うことが重要であると考えております。そのため、主な経営指標として、売上高、事業利益（売上高から売上原価並びに事業経費を差し引いたもの）に加え、経常利益を重視しております。また、KPIとして、実証実験・実装地域数、車両運用台数、開発プロジェクト顧客数を重視しております。

実証実験・実装地域数は、当社グループの自動運転車両が各地の公道での実証実験で使用されている、あるいは、公共交通路線に投入されている地域数の合計を表します（なお、双方に該当する場合でも1地域として計上）。当社グループの技術及びサービスが各地域において展開されている状況を示す指標であり、将来的な事業拡大及び収益機会の拡大に直結します。

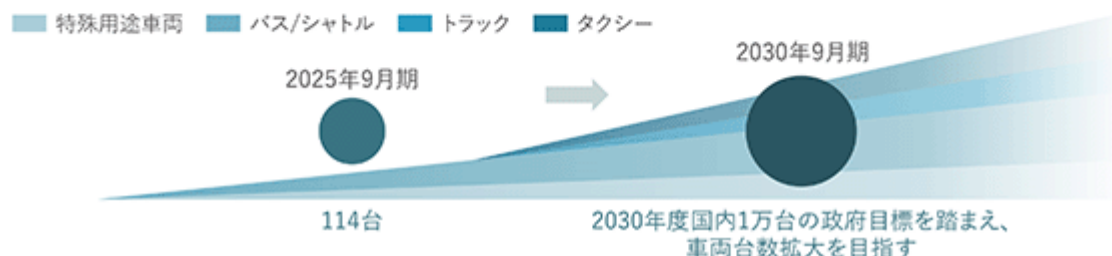
車両運用台数は、当社の自動運転車両の実稼働台数のことです。当社グループの自動運転システムの普及規模を示す指標であります。運用実績の蓄積による技術高度化及びサービス品質の向上に加え、車両1台当たりの収益水準の動向を把握する上でも重要な指標であると認識しております。また、当指標はリカーリング売上とも連動することから、当社全体の収益性を把握する上でも重要な指標であります。

また、開発プロジェクト顧客数は、自動車OEMや特殊用途車両メーカーと進める共同開発・受託開発のプロジェクト数のことです。顧客ニーズに基づく研究開発及び実証実験案件の広がりを示すとともに、自動運転車両の量産化に向けた顧客基盤の拡大状況を把握するための指標であり、中長期的な事業成長の源泉を把握する上で重要です。以下に、「Mobility Service（モビリティサービス）」及び「Development Service（デベロップメントサービス）」における主要なプロジェクトの概要並びに、当社の想定する自動運転車両の実装台数のイメージを示します。

主なプロジェクト実績及びパイプライン⁽¹⁾



車両運用台数(イメージ)⁽⁶⁾



- (注) 1. パイプラインの状況は2026年4月時点。デベロップメントサービスについては量産展開に向け、台数・時期・車種について協議中の主要OEMを掲載。
2. NRE (Non Recurring Engineering) とは、継続ではなく一度だけ行われる設計や試作、検証等の工程のこと。
3. 車両運用台数は累計値
4. 掲載しているデベロップメントサービスの顧客群は一例であり、網羅的な一覧ではありません。
5. 2026年9月期以降のプロジェクトについては、2026年4月時点における契約済みプロジェクト及び想定されるプロジェクトスケジュールを示しており、実際のスケジュールは、顧客との協議により変更される可能性があります。
6. 上記の図は参考イメージであり、当社が目標とする車両販売の展開規模を示します。

① 売上高の中長期的な成長

自動運転は成長が期待される技術であり、当社グループの目指す社会実装の進捗を示すため、売上高を重要な経営指標の一つとして認識しております。

（単位：百万円）

回次	第9期	第10期	第11期 中間連結会計期間
決算年月	2024年9月	2025年9月	2026年3月
売上			
Mobility Service (モビリティサービス)	1,803	2,267	1,428
Development Service (デベロップメントサービス)	744	1,330	1,141
Solution Service (ソリューションサービス)	1,323	2,812	1,799

② 経常利益の推移

技術開発においては、世界における競争環境を認識し研究開発目標を立てつつも、過度に投資をしないことが重要であると考えております。政府補助金による支援を踏まえながら、財務規律をもって研究開発投資を行う必要があると考えており、当社グループでは利益指標として経常利益を重視しております。

（単位：百万円）

回次	第9期	第10期	第11期 中間連結会計期間
決算年月	2024年9月	2025年9月	2026年3月
経常利益（損失）	△4,834	△5,504	△2,385

③ 非財務KPIの推移

事業進捗、開発進捗を計るための指標として、以下の非財務KPIを定め、定期的にモニタリングしております。

回次		第9期	第10期	第11期 中間連結会計期間
決算年月		2024年9月	2025年9月	2026年3月
実証実験・実装地域数（地域）		29	50	40
車両運用台数（台）	公道	15	25	26
	閉鎖空間	52	89	93
開発プロジェクト顧客数（社）		7	9	13

- （注）1. 「実証実験・実装地域数」には、当社グループ車両を使用しての実証実験を実施、もしくは定常的に走行が行われている地域が含まれます。当該期間中の単年での数値であります。
2. 「車両運用台数」には、以下の車両が含まれます。当該期間の期末時点での累計の台数であります。
- ・公道：当社グループが販売する小型EV自動運転バスの車両台数
 - ・閉鎖空間：当社の持分法適用関連会社である、株式会社eve autonomyが顧客に導入したeve autoの車両台数
3. 「開発プロジェクト顧客数」には、当社グループが受託済みの開発プロジェクトに係る当該期間中単年での顧客数が含まれます。

(4) 経営環境

① 社会環境

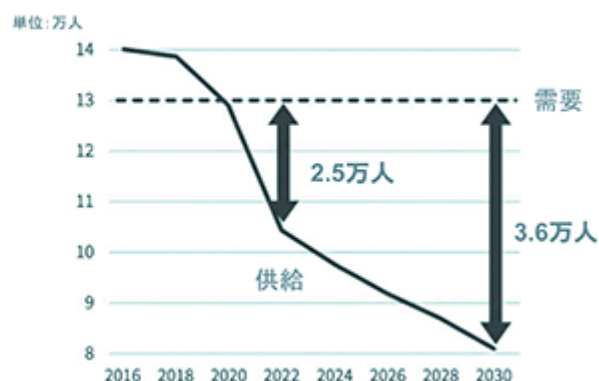
世界各国では、タクシー型車両のほか、港湾、鉱山や工場といった現場でも自動運転車の利用が進んでいます。

我が国においては、高齢化・過疎化が進行し、特に自家用車による移動に頼らざるを得ない地方部を中心に、高齢者等の移動弱者の生活機能（医療・買い物等）へのアクセスが深刻な社会課題となっております。例えば、株式会社帝国データバンクの2023年11月発表によると、全国のパス事業者の約8割が路線の削減を検討中であり、国土交通省「令和7年版 国土交通白書 概要」では、2030年には3.6万人（28%）のバスドライバーが不足するとの試算が発表されております。また同白書では、なにも対策を講じなかった場合、物流分野においても、2030年に34%の輸送力不足を見込んでおります。こうした社会課題を解決するための手段の一つとして、自動運転レベル4の自動運転に対する期待が高まっているものと考えております。

① 既存のバス路線の削減計画



② バス運転手の不足



出所：（左図）帝国データバンク「全国「主要路線バス」運行状況調査（2023年）」（2023年11月発表）を基に当社作成、（右図）日本バス協会「国土幹線道路部会 ヒアリング資料」（2023年5月発表）を基に当社作成。

② 自動車業界の動向

自動車業界においてはデジタル技術の進展に伴い、自動車産業のバリューチェーンや産業構造に大きな変化がもたらされ、自動車を巡る競争は、グローバルなゲームチェンジが起こりつつあります。こうした中、自動車のDXは、電動化と並ぶ競争軸となり、今後もSDVの実装が進展していくものと認識しております。

③ 政府の動向

自動車業界の動向を背景に、日本政府は自動運転レベル4等先進モビリティサービス研究開発・社会実装プロジェクト「RoAd to the L4」を立ち上げ、自動運転レベル4に代表される、高度な自動運転を用いた移動・物流サービスの実現・普及に向けた活動に取り組んでいます。また、2022年2月に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想総合戦略において、2027年度100か所以上における自動運転移動サービスを実現することが定められています。

また、2024年には、経済産業省及び国土交通省により、2030～2035年に向けた我が国の勝ち筋として、「モビリティDX戦略」が策定され、官民連携による取組みを進めるべき3領域の一つとして、「モビリティサービス（自動運転等）領域」が特定されています。

加えて、2025年6月6日には、第7回経済財政諮問会議において、「経済財政運営と改革の基本方針 2025（原案）」が発表され、当社の事業領域である自動運転の領域では、地方交通の課題解消に向けた自動運転移動サービスの社会実装の加速、関係制度の整備及び実証実験・事業化の全国展開等が盛り込まれた内容となっております。また、2026年1月に閣議決定された「交通政策基本計画」では、2030年度までに自動運転サービス車両10,000台を導入する目標が発表されております。加えて、2026年4月公表の日本成長戦略会議分科会においては、2030年代に日本企業による自動運転車両の販売台数で世界シェア約25%を目指すことが発表されております。以上の動向を踏まえ、引き続き政府による支援は継続するものと見込んでおります。

上記の自動運転市場に対する政策を背景として、当社は複数の政府助成事業・委託事業への採択を受けております。各事業の詳細は、「5 重要な契約等（1）政府助成事業、委託事業に関する契約」をご参照ください。

④ 自動運転市場におけるポジショニング

当社は国内の自動運転市場を開拓してきたリーディングプレイヤーであると認識しており、日本政府や自治体との関係性を強みとして、日本全国における多数の実績を有します。また、国内法規制に適合したレベル4自動運転の許認可取得実績も有しております。

他方で、自動運転市場をグローバルにみると、国内外に他プレイヤーが存在します。他社は特定領域に特化し、ソースコードはブラックボックスのままサービス化を進めているのに対し、当社は、オープンソースに基づく透明性の高さや、対応可能なハードウェアの幅を強みにして、自動車OEM等の法人を主な顧客として、多様なユースケースにおいて自動運転を実現できることが強みであります。

自動運転市場における当社のポジショニング図⁽¹⁾

	TIER IV	海外自動運転企業	大手自動車OEM内製開発	ADAS ⁽²⁾ 技術開発Tier1
日本国内での自動運転レベル4対応	レベル4許認可取得、運行の実績	海外では実績を有するも、国内でのレベル4実績なし	国内でのレベル4実績なし	レベル2とレベル4は技術的に大きく異なる
ビジネスモデル	B to B (自治体・OEM等)	B to C (乗客)	B to C (車両保有者)	B to B (OEM)
ソースコード	オープン (顧客が確認可能)	ブラックボックス	ブラックボックス	ブラックボックス
ハードウェア対応 ⁽³⁾	チップの種類を問わずマルチに対応	NVIDIAチップ中心	自社チップ中心	マルチに対応
対応機種	特殊車両/バス/トラック/タクシー等多様な車種に対応	ロボタクシー中心	乗用車	乗用車

- (注) 1. 現時点で他の市場参加者と比較した際の自社の市場ポジションに関する当社の認識・考えに基づくものであり、図は各社の実際の状況を反映したものではありません。
2. ADAS (Advanced Driver Assistance Systems) : ドライバーが引き続き車両操作の責任を負う前提のもと、運転を支援する各種機能を提供するシステム。車両が自律的に運転を行う自動運転システムとは明確に区別されます。
3. ここでは、SoCへの対応を指します。SoC (System on Chip) とは、自動運転やADASに必要なCPU、GPU、AIアクセラレータ、メモリ制御などの主要機能を1つの半導体チップに統合した車載向け集積回路をいいます。

以上のような社会的要請、業界構造の変化及び政策動向を背景に、自動運転分野においては、官民連携の枠組みのもとで市場形成が進展しているものと当社グループでは認識しております。こうした中、当社は政府主導のプロジェクトへの参画等を通じて、自動運転に関する制度整備やルールメイキングの議論にも関与し、市場形成の初期段階から関与しております。加えて、オープンソースのアプローチのユニークさを活用しながら、競合他社と差別化を図りつつ、地方自治体、交通事業者、自動車OEM等との広範なパートナーシップを構築し、全国各地における実証実験及び社会実装を推進しております。これらの取組みにより、我が国の自動運転分野において一定のプレゼンスを有しているものと認識しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 技術力の強化

当社グループは「自動運転の民主化」という経営方針のもと、国内外において自動運転レベル4の事業化に取り組んでおり、既に一部の車両・地域においては、商用運行を実施しています。また、テスト走行距離に関しては、創業から2026年3月時点までで約46.9万キロの走行実績を有しますが（当社システムによる記録に基づく自動運転システムによる累積走行距離）、さらなる事業拡大のためにはODDの拡大、安全性・信頼性の向上や、自動車OEMとの量産に向けた開発などの技術開発が求められます。これまでと同様に今後も技術開発を重要視して取り組む方針であります。

② 優秀な人材の確保

当社グループは研究開発を遂行するために、多様な開発領域において高度な専門性と能力を備えた人材を国内外から継続的に雇用しております。2026年4月現在、当社内には、307名のエンジニアが在籍し、また、「Autoware（オートウェア）」への社外貢献者（当社及びパートナー企業に属さないエンジニアを含むGitHubにおけるコード・コントリビューター数）を合計すると、716名のエンジニアが従事しています。当社グループが掲げる「自動運転の民主化」及び複数の事業領域・車種における社会実装を達成、推進するためには、引き続き、優秀な人材の確保は重要な課題であります。リファラル採用の推奨や採用エージェントの活用などに加えて、産学官連携を進め、業界における当社グループの認知向上に努めることで継続的に人材を確保する方針です。また、新卒採用を強化し社員の育成にも重点を置いていきます。また、2025年9月期には採用競争力を高めることに加え、優秀な人材の流出を防ぐことを目的とし、人事制度の刷新を実施しました。

③ 内部統制システムの構築及び運用

当社グループは成長段階にあり、コンプライアンスの徹底、業務の効率性及び適正の確保及びリスク管理の強化が重要な課題であると考えております。これまでも内部統制システムの体制整備を進めてまいりましたが、今後も事業規模の拡大に応じて人的拡充を行うと共に、内部監査及び監査役監査の結果に基づく改善の実施により、内部統制システムの充実を図っていく方針であります。

④ 規律ある先行投資の実行

自動運転業界では一般的に多額の研究開発投資が必要とされるところ、当社のプロダクトはオープンソース型の自動運転ソフトウェア「Autoware（オートウェア）」を基盤としていることから、当社グループ独自で開発する項目は限定的であり、効率的な技術開発が実現できております。また、日本政府からの補助金による支援を受けながら研究開発を実施しております。当社グループが安定的な事業基盤を構築するためには、技術水準の向上が不可欠であり、規律をもって先行投資を実施していきます。

⑤ 財務基盤の強化

当社グループでは、経営戦略の達成のために肝要である技術水準の向上のため、収益化に先行し研究開発投資を行う必要があります。そのため、手許資金確保が重要であると認識しております。当社グループでは、金融機関3社との間で総額6,000百万円の当座貸越契約を締結しており、1,000百万円の長期借入を実行していることから、提出日現在において優先的に対処すべき財務上の課題はないと考えておりますが、今後の事業拡大に備えて、営業キャッシュ・フローの改善等により財務基盤の強化を図ってまいります。

また、政府による補助金や委託事業等の公的支援も適切に活用しながら、効率的かつ持続可能な事業運営を図っており、こうした取り組みを通じて、自社の財務基盤の一層の強化に努めております。

⑥ 先行投資負担を踏まえた収益性改善に向けた課題

当社グループは、研究開発投資及び事業基盤構築に係る先行費用が継続的に発生していることから、現時点において業績は赤字となっております。当社グループの目指す方向性を実現するためには、現時点において先行投資を行うことが最善であると判断しております。また、足元で事業・開発は順調に進捗しておりますが、自動運転市場は黎明期にあり、技術開発及び社会実装に一定の期間を要する特性を有していることから、当社グループにおいても、黒字化に至るまでには一定の期間を要する可能性があると認識しております。規律ある研究開発

投資を継続することと、売上を中心に事業規模を拡大することのバランスを取りながら事業運営を行うことで、
経常損益の赤字幅の改善、黒字化に向けて取り組んで参ります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループはサステナビリティ関連の機会及びリスクを、事業を取り巻く様々なリスクの1つと見なしております。サステナビリティ活動を牽引する会議体として、代表取締役CEOを委員長とするリスクマネジメント委員会を設置しております。同委員会は、全社的なリスク管理の推進を担っており、サステナビリティに係るリスクについても関係部門と連携をしながら、対応や改善に取り組んでいます。

(2) 戦略

当社グループは現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連の戦略における、リスク及び機会に対処するための重要な取組みは検討中であります。

なお、当社グループでは経営理念としてミッション・ビジョン・コアバリューを定義し、継続的な企業価値向上を目指し企業文化の浸透に取り組んでおります。また、これらの理念に基づき、人材の多様性の確保を含む人材育成及び社内環境整備に関する方針を定めており、その内容は以下のとおりであります。

① ミッション・ビジョン・コアバリュー（MVV）の浸透

当社グループの人的資本経営においては、以下のミッション、ビジョン、コアバリューがキーワードとなっております。入社時研修や全社ミーティング等において経営層から全社員に説明を行うことで、全社員への浸透を図っています。

- ・ミッション「創造と破壊」：誰もやったことのないやりかたで、誰もやったことのないことをやる。既存の価値を壊すのは繊細に。新しい価値を創るのは大胆に。
- ・ビジョン「自動運転の民主化」：安全な自動運転に資するあらゆるテクノロジーを開放し、様々な組織、個人がその発展に貢献できる開放的なエコシステムを構築します。
- ・コアバリュー：「The Professional」
 - ・目指す水準：「人々の可能性が、広がるものを。」
 - ・マインドセット：「世界でつくり、世界をつくる。」
 - ・行動様式「主体的に、生産的に。」

② 人材採用

当社グループでは、人材が重要な経営資源であり、優秀な人材の獲得が企業価値向上に不可欠であります。採用活動では、採用プロセスを透明かつ公正に行い、経営理念を丁寧に伝え、当社グループの経営理念に共感した人材採用を目指しております。新卒採用においては、国内外の自動運転にかかわる研究室とのネットワークを構築し、素養がある人材を採用しております。キャリア採用においては、人材紹介会社を活用した採用活動の他、リファラル採用にも取り組んでおります。また、エンジニア向けを中心として採用イベントを開催することにより、採用ブランディングにも努めています。

③ 人材育成

当社グループの事業領域である自動運転領域においては、先端技術の開発が重要です。また、自動運転には様々な要素技術が必要となるため、各技術領域における高度な知見を有するエンジニアを育成するとともに、複数の技術領域を束ねて開発マネジメントを行う人材の育成が必要であると認識しております。

(3) リスク管理

当社グループでは、全社的なリスク管理体制として、代表取締役CEOを委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、半期に一回以上の頻度で会議を開催しております。加えて、「危機管理規程」を制定し、その適正な運用を行っております。

危機管理規程に基づき、リスクマネジメント委員会ではERM（全社的なリスクマネジメント）を行っております。よ

り具体的には、定期的にリスクマップを作成・更新することで、事業リスクの洗い出し（識別）、リスクの評価、リスクへの対応、モニタリングを行い、リスクコントロールを図っております。また、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、リスクマネジメント委員会に対して報告を行い、必要に応じてその対策について協議を行う体制となっております。

(4) 指標及び目標

当社として中長期的にサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する当社の実績を長期的に評価し、管理及び監視するために用いられる情報としての指標及び目標については現在検討中であり、決定した段階で速やかに公表してまいります。

また、人的資本に関する指標（人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関する指標等）につきましては、施策を実施する中で計測・把握を行っております。具体的には、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異等について、現状の把握及び継続的なモニタリングを行う方針としております。

3 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項を以下に記載しております。あわせて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資家の判断にとって重要であると当社が考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。

当社グループは自動運転というディープテック領域で事業を展開しており、特に当社の企図する量産化に係るビジネスモデルや対象市場が未だ発展途上にあることから、技術開発、社会実装及び市場形成の各段階において不確実性を伴っております。また、自動運転システムの開発及び量産化に向けた取り組みは、多くの時間及び研究開発投資を要するとともに、すべての開発や実証実験、量産化が当初の想定通りに進捗又は実現する保証はありません。このため、当社グループの事業は、その性質上、一般的な事業と比較して相対的にリスクが高い可能性があります。当社グループは、これらのリスクが発生する可能性を認識した上で、発生回避及び発生した場合の対応に努める所存ですが、当社の取り組みにかかわらず、かかるリスクが顕在化し、当社グループの財務を含む経営成績に影響を及ぼす可能性は否定できません。したがって、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本項記載の将来に関する事項は、提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 事故の発生に関するリスク（顕在化可能性：小／影響度：大／顕在化の時期：未定）

当社グループの属する自動運転業界においては、交通事故発生リスクが存在します。当社が製造に関与する自動運転車に関して重大な交通事故が発生した場合には、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

まず、自動運転における責任関係の概要につき、日本国内の公道での走行に関連する法令を前提に、一般的な説明をします。自動運転にはレベル0からレベル5が存在し、当社グループの事業はレベル4あるいはレベル2に分類されます。レベル4は特定の条件下においてシステムが全ての運転操作を行う状態、レベル2は、運転操作の主体は運転者で、アクセル・ブレーキ操作及びハンドル操作の両方が、部分的に自動化された状態、と定義されております。当社では、人手不足等の社会課題解決を背景に自動運転レベル4のシステムを提供しておりますが、レベル4での運用を開始するまでの期間においては、レベル2でのデータ収集や実験等を実施しております。

自動運転レベル2においては、運転の主体が運転者であり、システムは「運転支援」の位置づけであります。通常の量産車における安全運転支援機能と同様の責任関係となります。より具体的には、運転者の民事責任に関しては、民法第709条に基づく不法行為責任や道路交通法第70条に基づく安全運転義務の違反に基づく責任、自賠法（自動車損害賠償保障法）第3条に基づく運行供用者責任、製造物責任法第3条に基づくメーカー責任に分解されます。

他方で、自動運転レベル4は、運転者不在を前提とした制度であります。自動運転レベル4運行である「特定自動運行」は、道路交通法上の「運転」に該当しないため、従来型の運転者責任は事実上問題になりません。他方で、運行供用者責任や製造物責任法に基づくメーカー責任は自動運転レベル2と同様になお適用されます。自動運転レベル4運行中に事故が発生した場合には、特定自動運行実施者または車両所有者の運行供用者責任に基づき保険会社等が被害者救済を行い、その後、自動運転システム起因の事故であった場合には保険会社等からメーカーへ求償されるという流れが想定されます。

当社のMobility Service（モビリティサービス）においては、当社が自動車OEMからベース車両を調達し、自動運転システムを架装した上で、顧客に提供する場合や、自動運転用ハードウェアを販売する場合もあるため、製造物責任法に基づくメーカーとしての責任を負う可能性があり、また、当社のDevelopment Service（デベロップメントサービス）においては、OEM等の顧客が自社製品として販売を予定する量産車両への自動運転機能の搭載を見据え、当社プロダクトの提供並びに共同開発及び技術協力を行っているため、当社が当該車両の保有者又は運行主体とならない場合であっても、当社の提供する自動運転システム等の欠陥に起因して事故が発生した場合には、製造物責任法に基づくメーカーとしての責任を負う可能性があります。また、当社が特定自動運行実施者又は車両保有者として関与する場合には、運行供用者責任を負う可能性があります。

当社グループでは、自動運転中の事故を未然に防ぐため、ハードウェア・ソフトウェアの出荷・リリース前の検査やゲートレビューの実施、自動運転ルートに関するリスクアセスメントの実施、自動運転前の事前社内審査を行うことにより、事故の発生リスクの最小化に努めております。結果、2026年5月現在、公道における人身事故件数

は0件となっております。また、事故を含むインシデントが発生した場合の社内通報窓口を設置し、全従業員に対する研修を実施し周知を図り、対応ルールに基づいた運用を行っております。これにより、インシデントが発生した場合でも適切かつ迅速な対応が行われています。

加えて、当社グループが所有する公道を走行する自動運転車両は損害保険ジャパン株式会社の自動運転専用保険に加入し、物損事故又は人身事故が発生した場合の損害賠償の被請求リスクに備えております。当該保険は、損害保険ジャパン株式会社が開発した自動運転向けの任意自動車保険であり、通常の任意自動車保険ではカバーできない自動運転特有のリスクまでカバーされております。もっとも、補償内容は損害保険ジャパン株式会社と協議のうえ設定しているものの、自動運転サービスは未だ広く普及してはいないため、補償内容にかかるマーケットスタンダードは形成されておらず、損害保険他社が開発・提供中の保険とは補償内容が異なる可能性があり、必ずしも自動運転に係る全てのリスクを実際にカバーできるとは限りません。また、当社グループが所有しない自動運転車両に対しても、当社グループが提供する自動運転システム又はハードウェアに欠陥がある場合には、当社が製造物責任法に基づくメーカー責任を受ける可能性があります。これに対し、当社は企業総合賠償責任保険内において製造物責任特約を付すことで、リスクの低減に努めております。

このようにリスクの低減あるいは転移に向けた施策を講じてはいるものの、将来に向けても重大事故が発生しないことを保証することは困難であり、重大事故が発生した場合には、上記保険でもカバーできない多額の費用負担、当社グループ及び当社グループ製品に対する信頼性の喪失、官公庁による支援の打ち切り等により、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。さらに、当社グループ以外の第三者による自動運転に関する重大事故等が発生した場合には、自動運転技術全体に対する社会的評価が低下し、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に間接的な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新に関するリスク（顕在化可能性：小／影響度：大／顕在化の時期：長期）

当社グループの属する自動運転業界においては、技術革新のスピードが早く、常に先進の技術ノウハウを把握し、当社グループの技術に取り入れていく必要があります。このため、産学官での連携、「Autoware（オートウェア）」を通じた国内外の関連プレイヤーとのエコシステム構築等を通じて最新の技術ノウハウの獲得に注力しております。特に、自動運転の領域においては、複雑な交通環境下における認識精度や経路計画精度の向上、システム異常の発生時や予期せぬ事象に対する安全性の確保等、引き続き技術的な高度化が求められる領域が存在しております。加えて、これらの機能・性能を実運用環境において安定的に発揮するための継続的な精度改善も重要な課題となっております。

このような状況を踏まえ、当社グループでは、研究開発部門を中心として、実証実験や商用運行を通じた走行データ及び運用データの蓄積・分析を継続的に実施するとともに、ソフトウェア更新や評価・検証体制の強化を通じて、機能・性能の改善に努めております。また、国内外のパートナー企業、研究機関及び自治体等との連携を通じて、技術動向や市場ニーズの把握に取り組むことで、技術革新への対応力向上を図っております。

しかしながら、これらの対応に困難が生じ、技術革新に対する当社グループの対応が遅れた場合や、当社グループが進めている研究開発について、想定どおりに進捗しない場合、またはその成果が想定どおりに得られず事業化又は商用化に至らない場合、また産学官での連携や国内外の関連プレイヤーとの協働が奏功しない場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。このような場合には、当社グループの技術力低下、それに伴う製品・サービスの質の低下、そして競争力の低下を招き、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業環境及び事業展開に関するリスク（顕在化可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：未定）

当社グループでは、コアコンピタンスである、マイクロオートノミー・アーキテクチャの考え方で、共通の要素技術をもとに、バス・物流車両等の複数の事業領域・車種において、自動運転レベル4対応の自動運転車両を開発し社会実装を行っていますが、当社グループが提供する自動運転車両及び自動運転システムの事業化又は商用化の実績は限定的です。当社グループとしては、今後の自動運転業界の順調な拡大、本格的な立ち上がりを見込んでおりますが、自動運転業界は提出日現在において黎明期であり、我が国において当社グループ以外を含む自動運転車両が重大な事故を発生させるなどの安全性の観点や、他にも技術的、経済性及び政策動向等の観点から市場普及や量産化に遅れが生じた場合、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは自動運転技術の社会実装に向けての開発を行っており、その先行投資によって、設立以来

赤字を継続しております。今後も、自動運転技術の開発への投資や事業規模の拡大に伴い、継続的なコストの発生及び増加が見込まれます。当社は、経営上の目標の達成に向け、「先行逃げ切り」（First-Mover）及び「後方追い上げ」（Fast-Follower）のアプローチの併用、自動運転市場の本格的な立ち上がりを捉えた売上の拡大や収益の主軸のリカーリング収入への移行、規律ある開発体制の構築により、中期的な利益率の改善といった上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」記載の経営戦略に基づき対処すべき課題に取り組んでいく方針ですが、マクロ要因を含む当社グループを取り巻く経営環境の急激な変化を始めとする「事業等のリスク」に記載されたリスクが顕在化すること、当社の想定通り自動運転技術の実装台数やパイプラインが進捗しないこと、その他様々な事情により、上記経営戦略や取組が想定どおりに進まなかった場合、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 「Autoware（オートウェア）」の利用に関するリスク（顕在化可能性：小／影響度：大／顕在化の時期：未定）

当社グループが活用する自動運転ソフトウェア「Autoware（オートウェア）」に係る知的財産権は、AWFにより管理されております。当社グループは、AWFが定めるオープンソースライセンスの枠組みに基づき「Autoware（オートウェア）」を利用しており、現時点において、当該利用に関して重大な制約が生じているものではありません。もっとも、AWFは独立した法人であり、将来的にAWFの方針変更やガバナンスの変化等が生じた場合には、「Autoware（オートウェア）」の利用条件や開発方針に影響が及ぶ可能性があり、その結果、当社グループの事業活動に一定の制約が生じる可能性があります。当社グループとしては、AWFとの継続的な連携やコミュニケーションを通じて関係性の維持・強化を図るとともに、「Autoware（オートウェア）」の開発・運用に主体的に関与することにより、当該リスクの低減に努めております。しかしながら、これらの対応にもかかわらず、AWFの方針等に起因して「Autoware（オートウェア）」の利用に制約が生じた場合や「Autoware（オートウェア）」の開発が減速した場合、あるいは競合他社が「Autoware（オートウェア）」を活用する場合、第三者による「Autoware（オートウェア）」に係る権利侵害が生じた場合等は、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループとAWFの間では、主には、同法人のPremium Member（プレミアムメンバー）としての会費支払及び「Autoware（オートウェア）」に関わるフレームワークの策定等の外注の取引が存在しますが、通常の取引と同等に適正な条件での取引を行っております。

(5) 製品・サービスの不具合の発生に関するリスク（顕在化可能性：中／影響度：中／顕在化の時期：未定）

当社グループでは、自動運転システムに関わるハードウェア（車両を含む。以下同じ。）、及びソフトウェアの製造・販売・提供を手掛けております。各種製品の出荷・リリース前には出荷前検査や各種試験・評価、ゲートレビュー等を実施しており、製品・サービスの不具合等の発生防止に最大限の注意を払っております。しかしながら、当社グループの製品・サービスの不具合により顧客が損害を被った場合や当社グループ製品に関してリコール等が発生した場合、当社グループの製品・サービスの製造・販売・提供の停止や遅延、損害賠償の被請求や不具合の是正等の対応実施等に係る費用発生、当社グループ及び当社グループ製品・サービスに対する信頼性の喪失により、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、自動車OEMからベース車両を調達し、委託先企業が当社の自動運転システムの架装を行ったうえで、当該製品を顧客に提供する等、製品・サービスの製造・販売・提供に際して第三者のハードウェア及びソフトウェア並びに第三者による製造過程に依拠する場合があります。このような場合、当社グループの開発及び技術に何ら問題がなくても、第三者のハードウェア、ソフトウェア又は製造過程の不具合等に起因して不具合やリコール等が発生した場合、当社グループの製品・サービスの製造・販売・提供の停止や遅延、損害賠償や不具合の是正等の対応実施に係る費用その他負担、当社グループ及び当社グループ製品・サービスに対する信頼性の喪失等により、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 政策動向の変化に関するリスク（顕在化可能性：中／影響度：中／顕在化の時期：中期）

当社グループの主要事業領域である、自動運転市場は将来の成長が期待される市場であります。グローバルにおいても黎明期にあたります。また、日本国内の自動運転市場においては、技術開発の推進や社会実装の促進のために、日本政府及び地方自治体等の官公庁による制度面・金銭面での支援がなされております。政府政策にも自動運転は重点領域として位置づけられているため、当社グループでは政府による支援が今後も継続すると予測しており、新規製品及びサービスの研究開発を積極的に展開していく計画であります。しかしながら、当社の研究開発に

係る費用は一部日本政府からの補助金に依存していることから、経済情勢や景気動向、政策動向の変化により、政府の政策方針が変更になり、自動運転事業に対する補助金の交付が減少するような場合には、研究開発に重大な支障が生じるほか、自動運転市場が当社の想定どおりに拡大しない等により、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお当社グループでは上記リスクへの対策の一環として、官公庁や業界団体等との継続的な意見交換を通じて、政策動向に関する情報収集に努めるとともに、特定の政策支援に過度に依存しない事業運営を志向し、民間企業向け案件や海外市場の開拓を進めることで、政策動向変化による影響の低減を図っておりますが、奏功しない可能性もあります。

(7) 自動運転に係るセンサーや演算装置類等の需給逼迫リスク（顕在化可能性：中／影響度：中／顕在化の時期：中期）

世界的に半導体を中心とした電子部品の需給が逼迫している状況にあります。当社では、センサー・演算装置類の電子部品を含む主要部品を対象にPSI管理を実施し、適正な在庫量の維持に努めております。しかしながら、需給逼迫状況の急速な変化によって、前述の部材や、その他事業運営に必要な部材・部品の入手が困難な状況が発生した場合、当社グループの自動運転車両の生産計画に影響を及ぼし、また、需給逼迫により部材・部品の価格が高騰した場合には当社の利益率に悪影響を及ぼす可能性があります。これらの結果、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 人材の採用に関するリスク（顕在化可能性：中／影響度：中／顕在化の時期：中期）

当社グループが今後更なる成長を成し遂げていくためには、優秀な人材の確保が重要課題の一つであると認識しております。特に、自動運転に係るソフトウェア、AI等の分野において高度な専門性を有する人材の確保が不可欠であり、これらの人材に対する需要は業界全体で高まっております。加えて、当該分野における人材は国内外を含めて限られていることから人材獲得競争が激化しているほか、事業展開地域の拡大に伴い、各地域における運用・保守等を担う現場人材の確保も必要となるため、適時かつ十分な人材確保が困難となる可能性があります。当社グループは現在も人材紹介会社を利用した中途採用を実施し、従業員からの紹介によるリファラル採用制度を導入する等、多様なチャネルを用いて優秀な人材の確保に努めておりますが、今後求める人材を十分に採用できない場合や、あるいは在職中の優秀な人材が退職する等した場合、また、人材の獲得・維持にかかるコストが大幅に増加した場合には、当社グループの事業拡大の制約となり、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 当社グループのイメージ及びブランドに関するリスク（顕在化可能性：中／影響度：中／顕在化の時期：未定）

当社グループの事業活動において、イメージ及びブランドは、既存顧客との関係維持又は新規顧客の獲得にとって重要な要素であると認識しています。当社グループにとってネガティブな報道がされた場合、不利益な風説が流布した場合、役職員による違法又は不適切な行為のあった場合、その他イメージやブランドに悪影響を与える事態が生じた場合や、当社又は同業他社が製造に関与した自動運転車に事故等が生じることにより自動運転に対するイメージが低下する場合には、当社グループの顧客が離反する又は新規顧客を獲得できなくなることで、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、第三者が当社グループの許可なく当社グループのブランド、商標、ロゴ等を使用した場合には、当社グループのイメージやブランドに悪影響が生じ、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。こうしたリスクに対して、各種社内研修において、関連研修をカリキュラムとして含めることで、従業員への周知徹底を図っておりますが、役職員による違法又は不適切な行為を未然に防止できる保証はありません。

(10) 競合に関するリスク（顕在化可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：中期）

グローバルに自動運転技術の開発を行う企業は複数存在し、特定の事業領域においては当社グループと競合する可能性があります。ただ、こうした複数の自動運転企業は、オープンソースを活用した当社グループのビジネスモデルや、事業に対するアプローチとは異なるため、当社は高い独自性を有するものと認識しております。また、海外競合はロボットタクシーやトラック、自家用車といった車種における自動運転に取り組む一方で、当社はバス・シャトルや、特殊用途車両といった競合の少ない領域でも事業展開をしており、現時点では事業領域においても棲

み分けが出来ているものと認識しております。しかしながら、特定の領域で先行する競合が存在した場合や当社よりも資金その他のリソースを豊富に有する競合が新たに市場に参入してきた場合、当社グループのマーケットシェアが脅かされ、または利益率が低下することにより、結果として当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社としては競合と伍するために必要な技術開発やパートナー企業を含めた事業連携・エコシステム形成を進めることにより、上記リスクの低減を図っております。

(11) 法的規制に関するリスク（顕在化可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：長期）

当社グループの事業活動においては、自動運転分野に係る法令に限らず、企業法人として遵守すべき各種法令への対応が求められており、これらへの抵触が生じた場合には、事業運営に影響を及ぼすリスクがありますが、当社グループでは関係法令の動向を踏まえ、適切な対応に努めております。

また、当社グループの事業領域である自動運転においては、道路運送車両法、道路交通法等の関係法令を遵守する必要があります。我が国においては、2020年に道路運送車両法の改正が、2023年に道路交通法の改正がそれぞれ施行され、自動運転レベル4による運行が可能になりました。この法体系に基づき、当社グループ、パートナー企業、及び顧客企業・団体では自動運転車両の運行に先立ち、国土交通省（地方運輸局）、都道府県公安委員会といった所管省庁からの許認可を受け、許認可内容に基づき適切に運行を行っており、これらの認可は、自治体ごとの区分に加え、バス路線ごと及び車両ごとに取得しております。

また、自動運転は成長途上の産業であることから、今後法改正等が実施されることも想定されます。当社グループは我が国の自動運転開発において主導的な立ち位置に属すると認識しており、関係省庁との関係性を構築していることから、最新の法改正などの情報を逐次把握することが可能だと考えております。しかしながら、法改正等により、自動運転の許認可を受けることが難しくなる、あるいは多大な工数が要する等の影響が発生する可能性も否定しきれず、そうした場合には、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、自動運転に係る許認可は、現時点では個別案件ごとに取得する必要があるものの、その審査基準は一定程度共通していることから、特定の地域や案件における事故や不具合等が発生した場合には、他の地域や案件における許認可の取得や更新に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 知的財産に関するリスク（顕在化可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：中期）

当社グループは、事業運営の際に第三者の知的財産権を侵害することのないよう、社内外の弁理士への照会等を実施し慎重に調査・検討を行うことで上記リスクの低減を図っておりますが、第三者の知的財産権に抵触しているか否かを完全に調査することは極めて困難であります。このため、知的財産権侵害とされた場合には、損害賠償又は当該知的財産権の使用に対する対価の支払等が発生する可能性があります。その際には当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの知的財産権が第三者により侵害された場合や営業秘密、ノウハウ、その他機密情報が外部に流出した場合には、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループのプロダクトの基盤である「Autoware（オートウェア）」はオープンソース型の自動運転ソフトウェアであり、「Autoware（オートウェア）」に係る知的財産権は、当社から独立した組織であるAWFに帰属しています。したがって当社は、「Autoware（オートウェア）」の開発の方向性を完全に予測及び管理することも、潜在的な競合を含む第三者による「Autoware（オートウェア）」の利用の態様を完全に把握することもできません。「Autoware（オートウェア）」の開発及び利用が、当社の意図しない形でなされた場合、当社グループのプロダクトに係る開発環境や競合環境が変化し、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) システム障害に関するリスク（顕在化可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：未定）

当社グループでは、自動運転ソフトウェアや運行管理システムといった自動運転車両の運行に必要なシステムを開発し提供しております。当該システムの安定的かつ安全な運用に向けて、セキュリティ対策、ネットワークの監視、ペネトレーションテスト等を行い、安定的かつ安全に運用できるように対策を講じておりますが、サイバー攻撃や不正アクセス等により重要データの流出や車両の乗っ取りや意図的な破壊工作が発生した場合、ITインフラ機器の障害、コンピューターウイルスへの感染、自然災害、その他不測の事態が生じることによりシステムトラブル等が生じた場合、加えて第三者によるデータの不正使用等が生じた場合には、これによる損害を賠償する責任を負ったり、対応のために多大な時間と労力を要したりするおそれがあるほか、レピュテーションの低下等により当

社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、製品開発やサービスの提供にあたってのデータの保存等をクラウドベースのインフラを提供する第三者プロバイダーに依存しています。これらの第三者プロバイダーの運営において、障害や不正アクセス等が生じた場合、第三者プロバイダーとの契約が解除された場合や当該サービスが廃止された場合においても、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 訴訟等について（顕在化可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：未定）

当社グループは、提出日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。一方で、事業運営の中で当社グループが提供する自動運転システムに関わるハードウェア及びソフトウェアの不備等により、何らかの問題が生じた場合や、顧客、取引先、従業員、株主等を含む第三者の権利・利益を侵害したとして、これらに起因した損害賠償請求や訴訟の提起がなされる可能性があります。当社グループでは法令や契約の遵守に関する従業員への教育等の対策や、自動運転システムに関する品質管理・品質保証、実験管理、契約管理等、法的問題の発生を最小限に抑えるための対策を講じておりますが、仮に訴訟等が提起された場合、当社グループの社会的信用が毀損され、また損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 特定の経営者等への依存に関するリスク（顕在化可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：未定）

当社代表取締役CEOの加藤 真平は、当社の創業者であり、経営方針・経営戦略の策定や業界における人脈の活用等、重要な役割を果たしております。当社グループでは、経営幹部の育成等を図ることにより、同人への過度な依存の脱却に努めておりますが、現時点においては、未だ同人に対する依存度は高いと考えております。今後、何らかの理由により同人による当社グループの業務遂行が困難になる場合には、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) SOMPOホールディングス株式会社との関係について（顕在化可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし）

SOMPOホールディングス株式会社は、提出日現在において、当社の議決権の24.1%を保有しているため、SOMPOホールディングス株式会社は当社のその他の関係会社に該当いたします。同社の状況については、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のあるとおりになります。

当社と同社グループとの間に役員の招聘等の人的関係はなく、同社グループからの資金の借入、及び同社グループに対して事前承認や事前報告を要する事項等はありません。また当社の経営判断については、当社が独自に検討の上決定しております。もっとも、当社の主要株主である同社は、当社の株主総会決議において一定の影響力を有しており、一般株主の利益とは異なる利害に基づき影響力を行使する可能性があります。

なお、当社グループは同社グループとの間で、自動運転に係る保険の加入等の取引関係を有しておりますが、当該取引は合理的な取引条件に基づき実施されております。このような関係性を踏まえ、当社グループでは、関連当事者取引に係る社内規程を整備するとともに、取締役会等における審議を通じて、取引条件の合理性及び取引実行の妥当性を確認する体制を構築しております。加えて、当社の経営判断及び事業運営の独立性を確保する観点から、同社グループから独立した意思決定体制を維持しております。

また、SOMPOホールディングス株式会社は、当社の上場の際し、保有株式について上場後180日の間第三者に処分しない旨のロックアップの合意を行う予定であります。当該ロックアップ期間経過後においては、当社株式の売却は制限されません。同社の今後の当社株式の保有・処分方針によっては、当社株式の流動性や市場価格等に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 為替及び海外事業展開に関するリスク（顕在化可能性：中／影響度：小／顕在化の時期：中期）

当社グループは、海外への事業展開にも取り組んでおり、米国に連結子会社を有しております。米国子会社の財務諸表における現地通貨建の項目は、連結財務諸表作成のために円換算されることから、連結財務諸表数値は為替相場の変動による影響を受ける可能性があります。また、当社グループは海外のサプライヤーとの間で複数の外貨建て取引を行っていますが、特に為替予約その他ヘッジ取引は行っておりません。今後著しい為替変動があった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。さらに、海外での事業活動において

は、当社グループの企業文化を保ちつつ優秀な人材を確保することが困難となるリスク、自動運転に関する法規制に関するリスク、雇用や労働慣行に関する現地法規制に関するリスク、言語・慣習・文化の違いや地理的分散によって経営陣によるコミュニケーションや円滑な事業遂行が困難となるリスク、輸出入規制・課税に関するリスク、法規制の変更に関するリスク、法規制の遵守に関するリスク、贈賄規制に関するリスク、知的財産権の保護に関するリスク、公衆衛生や渡航制限に関するリスク、政治・経済状況に関するリスク等が存在し、これらが顕在化した場合、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループでは商流に応じ一部外貨を保有しており、今後、為替変動リスクを伴う商流が増加した場合には、金融機関を通じた為替変動リスクをヘッジするための取引を行う可能性があります。なお仮に将来当該取引を行う場合においても、為替変動リスクの全てを回避できるとは限りません。

(18) 特定の取引先への依存リスク（顕在化可能性：中／影響度：小／顕在化の時期：未定）

当社グループにおいては、展開する各サービスにおいて、効率的な事業拡大を目指す観点や多岐にわたる関係者との円滑な調整を行う観点から、多くの案件においてパートナー企業を通じた事業展開を行っております。その中で、主に「Mobility Service（モビリティサービス）」と「Development Service（デベロッップメントサービス）」における主要顧客であるアイサンテクノロジー株式会社との取引は、2025年9月期において売上高の19.9%を占めております。当社グループと同社とは、現時点においては緊密かつ良好な関係（当社グループは主に自動運転システムの開発、同社は主に自治体等折衝の役割や、自動運転の実証実験や車両販売等に関するパートナー企業同士という関係）にあり、今後もこれまでの取引関係を維持・発展させていく方針であります。同社の今後の経営方針により、又は同社との関係の悪化等により、同社との取引が減少又は終了した場合には、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。同様のリスクは、その他の取引先についても存在します。なお、「Development Service（デベロッップメントサービス）」において、自動車メーカー等のパートナー企業と業務提携を締結していくことを計画しておりますが、当社グループとパートナー企業との関係性が構築できない、台数計画に合意できない場合やパートナー企業が競合他社と提携する場合、あるいは提携後に何らかの事情によりパートナー企業の事業戦略や方針に変更が生じた場合には、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループでは官公庁からの受託開発を実施しております。その中でも国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する取引が、2025年9月期において売上高の17.8%を占めております。当該取引は、自動運転の開発及び社会実装の加速を目的としたデータ連携基盤の研究開発に係る委託事業であり、当社グループは自動運転システムに関する技術開発や実証実験等を担っております。当該機関との緊密な連携を継続し、継続的な受注に繋げる所存であり、契約件数としても複数の契約を締結していることから、当該機関の今後の方針が当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、自治体やその他顧客は3月末に向けて予算消化を行う傾向があることや、官公庁は事業年度が開始する4月以降に予算執行を行う傾向があるため、当社グループの業績は季節変動の影響を受ける可能性があります。

また、2025年9月期において、当社における売上原価に係る仕入・外注に関しては、当社グループの販売する自動運転車両の架装及び構築に係る取引や路車協調システムの開発外注に関連し、主要仕入れ先である株式会社トノックスとの取引が仕入額全体の57.6%を占めており、主要外注先であるスマートモビリティインフラ技術研究組合との取引が外注額全体の12.5%を占めております。当社グループと同社とは、現時点においては緊密かつ良好な関係にあり、今後もこれまでの取引関係を維持・発展させていく方針であります。同社の今後の経営方針により、又は同社との関係の悪化等により、同社からの調達に困難になった場合には、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。同様のリスクは、その他の仕入れ先及び外注先についても存在します。

これらのリスクに対応するために、当社グループでは、新規顧客の開拓や提供サービスの多様化を推進することで、収益基盤の安定化及び特定顧客への依存度低減に努めるとともに、複数の取引先との関係構築や調達先・外注先の分散化等を通じて、安定的な事業運営体制の構築に努めております。また、官公庁案件についても、継続的な案件獲得及び新規案件への参画を推進することで、特定案件への依存度低減に取り組んでおります。しかしながら、そのような施策が奏功する確証はありません。

(19) 株主構成について（顕在化可能性：中／影響度：小／顕在化の時期：短期）

提出日現在において、当社発行済株式総数46,074,490株のうち、計7,082,500株（15.4%）はベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業有限責任組合等の金融投資家(以下「VC等」という。)が所有しております。当社株式上場後において、当社株式の株価推移によっては、VC等が所有する株式の全部又は一部を売却する可能性が考えられ、その場合、株式市場における当社株式の需給バランスが短期的に偏り、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化（顕在化可能性：中／影響度：小／顕在化の時期：中期）

当社グループは役職員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして新株予約権を付与しております。また、今後も優秀な人材確保のため新株予約権等を活用したインセンティブプランを継続していく方針であります。これらの新株予約権が行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日時点でこれらの新株予約権による潜在株式数は6,133,000株であり、発行済株式総数46,074,490株の13.3%に相当しております。

(21) 個人情報に関するリスク（顕在化可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：未定）

当社グループでは、役職員や一部顧客の個人情報を取り扱っておりますが、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、厳格な個人情報の管理の徹底を図っております。しかしながら、これら個人情報が漏洩した場合、社会的信用の失墜、事故対応による多額の経費発生等により、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(22) 内部統制システムに関するリスク（顕在化可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：未定）

当社グループでは、コンプライアンスの徹底、業務の効率性及び適正の確保及びリスク管理の強化が重要な課題であると考えております。これまでも内部統制システムの体制整備を進めてまいりましたが、今後も事業規模の拡大に応じて人的拡充を行うと共に、内部監査及び監査役監査の結果に基づく改善の実施により、内部統制システムの充実を図っていく方針であります。しかしながら、事業規模の拡大に応じた体制の整備に遅れが生じた場合は、当社グループの事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

内部統制システムに関する詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(23) 配当政策について（顕在化可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：短期）

当社は、株主に対する利益還元を経営課題と認識しており、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。しかしながら、当社グループは現在成長過程にあり、内部留保が充実しているとはいえず、最近事業年度までの過去において配当を行っておりません。また、現時点では研究開発投資を行うことで中長期的かつ安定的な事業成長を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

将来的には毎期の経営成績並びに財政状態を勘案しつつ、配当による株主への利益還元を実施することを検討してまいります。現時点において配当実施の可能性及びその時期につきましては未定であります。

(24) 調達資金の使途に関するリスク（顕在化可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：短期）

当社グループの本募集及び本第三者割当増資の手取概算額の使途については、自動運転技術の研究開発費、量産・事業拡張費及び組織拡張のための採用費・人件費に充当する予定であります。しかしながら、当社グループが属する業界において急速に事業環境が変化することも考えられ、現時点における資金使途計画以外の使途へ資金を充当する可能性があります。実際の調達金額は今後決定される引受価額等により変動するため、想定調達金額を下回る可能性があり、その場合には、上記資金使途への充当も行われず、又は充当金額が減少します。また、当初の計画に沿って資金を使用した結果当社グループにおいて想定した投資効果が得られない可能性があります。なお、調達資金の使途を変更する可能性がある場合は、速やかにその旨の開示を行う予定であります。

(25) 税務上の繰越欠損金について（顕在化可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：中期）

当社グループは、最近事業年度末時点において税務上の繰越欠損金を有しており、将来的に法人税等の負担軽減が見込まれる状況にあります。一方で、将来当該繰越欠損金が消滅又は利用不能となった場合には、通常の税率に基づく課税が生じることとなり、その結果として、当社グループの当期純利益やキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況は次のとおりであります。

なお、当社グループは自動運転事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

① 財政状態及び経営成績の状況

第10期連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当社グループは、「自動運転の民主化」をビジョンに掲げ、オープンソースを核とした技術革新と官民連携によって、誰もが安心・安全に移動できる社会の実現を目指して取り組んでおります。当連結会計年度においては、国内における深刻なドライバー不足、とりわけ地方都市における交通担い手の不足が顕在化する中、国や地方自治体による制度整備や補助制度の後押しを受け、自動運転市場は引き続き拡大しております。このような事業環境のもと、当社グループは各自治体との連携を深化させ、実証実験の案件数・稼働地域ともに順調に拡大し、実証実験フェーズにおける国内シェアを着実に高めてまいりました。実証実験・実装地域数としましては、前連結会計年度には29地域でしたが、当連結会計年度においては、50地域まで伸長しております。また、開発プロジェクト顧客数においても、前連結会計年度には7社でしたが、当連結会計年度においては9社まで伸長しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,410百万円（前連結会計年度比65.6%の増加）、一方利益面につきましては補助金収入があったものの、研究開発費や正社員雇用の増加等により、経常損失5,504百万円（前連結会計年度は経常損失4,834百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失4,799百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失4,834百万円）となりました。

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は15,805百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,975百万円減少いたしました。これは主に当連結会計年度に新たな事業への採択を受けたこと等を背景として政府による補助金や委託事業等に伴う売掛金や未収収益の増加等があったものの、営業キャッシュ・フローの減少等による現金及び預金の減少及び有価証券の償還に伴う減少等によるものであります。固定資産は1,775百万円となり、前連結会計年度末に比べ21百万円減少いたしました。これは主に当連結会計年度において一部の子会社の株式を一部売却したことにより、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めたことに伴う固定資産の減少等によるものであります。

この結果、総資産は17,580百万円となり、前連結会計年度末と比べ3,996百万円減少いたしました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債は4,374百万円となり、前連結会計年度末に比べ937百万円増加いたしました。これは主に事業規模の拡大に伴う必要運転資金の増加を背景とした短期借入金の増加等によるものであります。固定負債は35百万円となり、前連結会計年度末に比べ97百万円減少いたしました。これは主に当連結会計年度において一部の子会社の株式を一部売却したことにより、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めたことに伴う固定負債の減少等によるものであります。

この結果、負債合計は4,409百万円となり、前連結会計年度末と比べ839百万円増加いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は13,170百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,836百万円減少いたしました。これは、主に親会社株主に帰属する当期純損失の計上等によるものであります。

第11期中間連結会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

第11期中間連結会計期間においては、第1四半期までに実施した国会定期便の自動運転実証や大型路線EVバスの実装支援等に加え、第2四半期においては、プラットフォームの普及を見据えたAI技術の活用やパートナー企業との提携を推進いたしました。具体的には、いすゞ自動車株式会社との連携をさらに深め、NVIDIA DRIVE Hyperionを搭載した自動運転レベル4バスの実装に向けた取り組みを発表いたしました。また、NVIDIAのVLAモデルと世界基盤モデルを用いたAIベース型自動運転レベル4を公開し、日米欧で連携してプラットフォームの普及を目指すなど、グローバルな展開を加速させております。さらに、SDV向けチップレットアーキテクチャやAIアク

セラレーターの開発を加速させるため、imecの「Automotive Chiplet Program」に加盟し、商用化・量産化を見据えたエコシステム構築と研究開発を着実に進展させております。実証実験・実装地域数としましては、前連結会計年度には50地域でしたが、当中間連結会計期間において、半期ながら40地域まで進捗しております。また、開発プロジェクト顧客数においても、前連結会計年度には9社でしたが、当中間連結会計期間においては13社まで伸長しております。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は4,369百万円、一方利益面につきましては補助金収入があったものの、研究開発費や正社員雇用の増加等により、経常損失2,385百万円、親会社株主に帰属する中間純損失2,470百万円となりました。

（資産）

当中間連結会計期間末における流動資産は15,742百万円となり、前連結会計年度末に比べ63百万円減少いたしました。これは主に有価証券の償還に伴う減少等によるものであります。固定資産は1,093百万円となり、前連結会計年度末に比べ682百万円減少いたしました。これは主に持分法による投資損失の計上に伴う減少等によるものであります。

この結果、総資産は16,835百万円となり、前連結会計年度末と比べ745百万円減少いたしました。

（負債）

当中間連結会計期間末における流動負債は4,607百万円となり、前連結会計年度末に比べ232百万円増加いたしました。これは主に新規借入に伴う1年内返済予定の長期借入金の増加等によるものであります。固定負債は497百万円となり、前連結会計年度末に比べ462百万円増加いたしました。これは主に新規借入に伴う長期借入金の増加等によるものであります。

この結果、負債合計は5,104百万円となり、前連結会計年度末と比べ694百万円増加いたしました。これは、主に長期借入金の増加によるものであります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産は11,730百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,440百万円減少いたしました。これは、主に第三者割当増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ増加したものの、親会社株主に帰属する中間純損失の計上によるものであります。

② キャッシュ・フローの状況

第10期連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べて7,487百万円減少し、6,932百万円となりました。

当連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は7,282百万円（前連結会計年度は4,573百万円の使用）となりました。

これは、税金等調整前当期純損失4,819百万円(前年同期比10百万円減)、株式会社マップフォーの株式一部譲渡による子会社株式売却益685百万円(前年同期比685百万円増)、「ディープテック・スタートアップ支援基金」補助金の受取額1,022百万円(前年同期比674百万円増)及び「モビリティDX促進のための無人自動運転開発・実証支援事業」補助金の受取額420百万円(前年同期比420百万円増)等による補助金の受取額4,307百万円(前年同期比1,969百万円増)、売上債権の増加額1,314百万円(前年同期比645百万円増)、契約資産の増加額506百万円(前年同期比153百万円増)等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は991百万円（前連結会計年度は855百万円の使用）となりました。これは主に、株式会社マップフォーの株式一部譲渡による連結の範囲の変更を伴う子会社株式売却による収入739百万円(前年同期比739百万円増)、有形固定資産の取得による支出1,240百万円(前年同期比599百万円増)及び株式会社eve autonomyの増資による関係会社株式取得による支出490百万円(前年同期比490百万円増)等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は767百万円（前連結会計年度は8,922百万円の獲得）となりました。これは主に、短期借入金の純増減800百万円の増加(前年同期比480百万円減)等によるものであります。

第11期中間連結会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べて1,853百万円増加し、8,786百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは1,503百万円の減少となりました。これは、主に補助金の受領による収入がありましたが、税金等調整前中間純損失の計上等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは1,353百万円の増加となりました。これは、主に有価証券の償還による収入等があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは1,951百万円の増加となりました。これは、主に長期借入れによる収入及び株式の発行による収入等があったことによるものであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b 受注実績

当連結会計年度における受注実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	第10期連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)				第11期中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)	
	受注高 (百万円)	前期比 (%)	受注残高 (百万円)	前期比 (%)	受注高 (百万円)	受注残高 (百万円)
自動運転事業	6,823	161.9	1,362	120.6	4,939	1,932

c 販売実績

当連結会計年度における販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	第10期連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)		第11期中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)	
	販売高 (百万円)	前期比 (%)	販売高 (百万円)	
自動運転事業	6,410	165.6	4,369	

(注) 1. 第10期連結会計年度において、主に政府の委託事業の採択や実証実験件数の増加等があったため、前年対比が大きく増加しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	第10期連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)		第11期中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)	
	販売高 (百万円)	割合 (%)	販売高 (百万円)	割合 (%)
アイサンテクノロジー株式会社	1,275	19.9	554	12.7
国立研究開発法人 新エネルギー・産業 技術総合開発機構	1,143	17.8	277	6.4
経済産業省	800	12.5	1,122	25.7

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

① 経営成績の分析

第10期連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

（売上高）

当連結会計年度の売上高は前年同期比で65.6%増加し6,410百万円となりました。これは主に、Mobility Service領域において実証実験案件の拡大及び関連する車両販売の増加が進んだことに加え、Development Service領域においても、既存プロジェクトの継続的なスケールアップ及び新規顧客の獲得が進展したことや、Solution Service領域において政府の委託事業の進捗に加え、新規事業の獲得が進んだことによるものです。

（売上原価、売上総利益）

当連結会計年度の売上原価は前年同期に比べて2,316百万円増加し4,759百万円となりました。これは主に、車両販売の拡大に加え、その他の事業活動の拡大に伴い、仕入高や人件費及び外注費が増加したことによるものです。この結果、売上総利益は前年同期比で15.5%増加し、1,650百万円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は前年同期に比べて3,498百万円増加し12,156百万円となりました。これは主に、当社グループの事業活動全体の拡大に伴い、研究開発費の拡大や、人員体制の強化、事業推進に係る支出が増加したことによるものです。一方で、各種費用項目に対しては、必要性や投資対効果を踏まえたうえで、一定のコストコントロールも継続して実施しております。この結果、営業損失は10,506百万円（前年同期は7,229百万円）となりました。

（営業外収益、営業外費用及び経常利益）

当連結会計年度の営業外収益は、前年同期に比べて増加し、5,566百万円となりました。これは主に、各種補助金収入が増加したことによるものです。一方で、営業外費用は、前年同期に比べて増加し、564百万円となりました。これは主に、持分法適用関連会社に係る損失の持分相当額を計上したことによるものです。この結果、経常損失は5,504百万円（前年同期は4,834百万円）となりました。

（特別利益、法人税等合計及び当期純利益）

当連結会計年度の特別利益については主に子会社株式の売却に伴う子会社株式売却益等により685百万円となり、特別損失については固定資産除却損により1百万円となりました。この結果、税金等調整前当期純損失は4,819百万円（前年同期は4,830百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は4,799百万円（前年同期は4,834百万円）となりました。

第11期中間連結会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

（売上高）

当中間連結会計期間の売上高は4,369百万円となりました。これは主に、Mobility Service領域において実証実験案件の拡大による販売の増加が進んだことに加え、Development Service領域においても、新規プロジェクトの獲得が進展したこと及び既存プロジェクトの継続的なスケールアップ、Solution Service領域において政府の委託事業の進捗に加え、新規事業の獲得が進んだことによるものです。

（売上原価、売上総利益）

当中間連結会計期間の売上原価は2,556百万円となりました。これは主に、事業活動の拡大に伴い、仕入高や人件費及び外注費が増加したことによるものです。この結果、売上総利益は1,812百万円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当中間連結会計期間の販売費及び一般管理費は5,914百万円となりました。これは主に、当社グループの事業活動全体の拡大に伴い、人員体制の強化、事業推進に係る支出等が増加したものの、政府の委託事業への対応増加に伴い研究開発費が減少したことによるものです。この結果、営業損失は4,102百万円となりました。

（営業外収益、営業外費用及び経常利益）

当中間連結会計期間の営業外収益は2,529百万円となりました。これは主に、各種補助金収入が減少したことによるものです。一方で、営業外費用は813百万円となりました。これは主に、持分法適用関連会社に係る損失の持分相当額を計上したことによるものです。この結果、経常損失は2,385百万円となりました。

（特別利益、法人税等合計及び中間純利益）

当中間連結会計期間の特別利益については、主に持分法適用会社の持ち分比率が変動したことによる持分変動利益等により56百万円となり、特別損失については、投資有価証券評価損により138百万円となりました。この結果、税金等調整前中間純損失は2,468百万円、親会社株主に帰属する中間純損失は2,470百万円となりました。

② 財政状態の分析

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の主な資金需要は、事業運営に係る運転資金に加え、車両などのハードウェア購入に伴う支出、研究開発費、人件費等の販売費及び一般管理費であります。

当社グループの事業活動の維持拡大に必要な資金は、主に株主からの出資金及び、各種補助金等の公的支援により交付された資金により得られた資金により充当しております。また、事業運営に係る運転資金については、金融機関からの借入金を充当しております。

④ 重要な会計方針、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用に加え、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに注記の内容に影響を与える会計上の見積りを必要とします。これらの見積りは、入手可能な情報や過去の実績、外部環境等を総合的に考慮し、合理的な判断に基づいて行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果と乖離する可能性がある点には留意が必要です。なお、当連結会計年度において記載すべき重要な会計上の見積りはありません。

また、当社グループの連結財務諸表の作成にあたり採用している重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

⑤ 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

⑥ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループにおける主な資金需要は、エンジニア人材の獲得に係る人件費等の人材関連支出及び開発・事業運営に伴う運転資本であります。これらの資金需要に対しては、自己資金、金融機関からの借入等により充当することとしております。

なお、当社グループの資金の流動性につきましては、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。また、重要な資本的支出の予定につきましては、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載のとおりであります。

流動性リスクを管理するための具体的な指標は設けておりませんが、支出及び資金残高のモニタリングを行いながら、資金繰りに懸念がある場合には優先順位を意識した支出コントロールを行うことで対処しております。

⑦ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの経営方針・経営戦略及び経営目標の達成状況を把握・評価するための客観的な指標やその推移については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（3）目標とする経営指標等」に記載しております。

⑧ 経営者の問題認識と今後の方針

経営者の問題認識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

(1) 政府助成事業、委託事業に関する契約

契約会社名	事業名称 (所管省庁方)	契約の形態	主な内容	契約総額	契約期間
株式会社ティアフォー	グリーンイノベーション基金事業 (経済産業省)	助成事業	レベル4自動運転の社会実装に向けた、オープン型基盤ソフトウェアの開発と電力効率の飛躍的向上を含む次世代技術の確立に向けた研究開発。	約254億円 (うち、契約締結期間分は約165億円) (注2、3)	2022年9月から2031年3月まで (うち、契約締結期間分は2028年3月まで) (注3)
株式会社ティアフォー	省エネAI半導体及びシステムに関する技術開発事業 (経済産業省)	委託事業 (2024年7月まで) 助成事業 (2024年8月から)	自動運転向け省エネAI半導体の開発に向け、SoCプラットフォーム及び実証用チップの構築と高効率かつ安全性を備えた次世代自動運転システムの確立に向けた研究開発。	約25億円 (注2)	2024年8月から2027年3月まで
株式会社ティアフォー	ディープテック・スタートアップ支援基金／ディープテック・スタートアップ支援事業 (経済産業省)	助成事業	ソフトウェア統合型電動化モジュールの量産基盤構築に向け、制御系部品の標準化とレベル4対応自動運転への適用を含むモジュールの確立に向けた研究開発。	約30億円 (注2)	2023年9月から2026年3月まで
株式会社ティアフォー	中小企業イノベーション創出推進事業 (内閣府)	補助事業	自動運転移動サービスの社会実装に向け、安全性評価プロセスと導入支援パッケージの構築。地域公共交通向けレベル4自動運転の確立に向けた研究開発。	約52億円	2024年6月から2028年3月まで
株式会社ティアフォー	地域の移動課題解決に向けた自動運転サービス開発・実証支援事業 (国土交通省)	委託事業	レベル4+（注1）自動運転の社会実装に向け、標準モデルと透明性の高い生成AI活用基盤の構築。オープンデータセットの確立に向けた研究開発。	約21億円	2025年3月から2026年3月まで
株式会社ティアフォー	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業／生成AI開発加速に向けたデータ・生成AIの利活用に係る調査 (経済産業省)	委託事業	生成AI開発加速に向けたデータ・生成AIの利活用に係る調査。	約9億円	2026年1月から2026年12月まで
株式会社ティアフォー	デジタルライフライン整備事業 (経済産業省)	委託事業	一般道における自動運転サービスの可用性・効率性を支える道路インフラ及びデータ連携システムの開発。	約2億円	2025年9月から2026年3月まで
株式会社ティアフォー	次世代エッジ AI半導体研究開発事業 (国立研究開発法人科学技術振興機構)	委託事業	フィジカルAIの電力と遅延の削減に向けて、半導体設計の民主化を推進し、ユースケース駆動の多種多様なAIチップの創出を目指す研究開発。	約9億円	2025年12月から2030年12月まで

(注) 1. レベル4+とは当社グループが提唱する、特定条件下において全ての運転操作をシステムが担う「レベル4」機能に加え、さらに高い安全性と柔軟性を備えた高度自動運転技術のことです。

2. 契約総額は助成対象費用の総額を記載しており、助成金の額とは異なります。

3. 本事業の全体期間は2031年3月まで、総額は約254億円を予定しており、2028年3月まで、約165億円は次回ステージゲートまでの既存契約のものとなります。

(2) 借入に関する契約

当社グループは、車両生産及び販売や、各種プロジェクトの入出金時期の差に係る運転資金の調達を目的として、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社との間で、以下のとおり、証書借入契約及び当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約については、契約期間を1年とするものであり、これまで毎年更新するかたちで継続して運用されておりますが、当社グループとしては、各期における資金需要の状況等を踏まえ、契約更新の必要性を適切に判断したうえで、金融機関側の判断も踏まえつつ、更新が認められるよう必要な対応・調整を行う方針としております。また、証書借入契約については、より長期での資金需要に対応するために契約期間を2年としております。

借入先	株式会社 三菱UFJ銀行	株式会社 三菱UFJ銀行	株式会社 三菱UFJ銀行	株式会社 三井住友銀行	三井住友信託銀行 株式会社
資金用途	当座貸越	当座貸越	証書借入	当座貸越	当座貸越
借越極度額 (百万円)	2,000	1,000	1,000	2,000	1,000
借入利率	基準金利 ＋スプレッド	基準金利 ＋スプレッド	基準金利 ＋スプレッド	基準金利 ＋スプレッド	基準金利 ＋スプレッド
契約期間	1年	1年	2年	1年	1年
担保等の状況	担保：無担保 保証：無保証	担保：無担保 保証：無保証	担保：無担保 保証：無保証	担保：無担保 保証：無保証	担保：無担保 保証：無保証
財務制限条項	なし	主な財務制限条項は各月末における連結貸借対照表のネット現預金（注）を一定金額以上に維持すること。	主な財務制限条項は各月末における連結貸借対照表のネット現預金（注1）を一定金額以上に維持すること。	なし	なし

（注） ネット現預金＝現金及び預金－総有利子負債

(3) 事業分離に関わる契約（子会社株式の譲渡）

当社は、2025年8月7日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社マップフォーの株式の一部を譲渡することを決議し、同年9月16日付で、複数の投資家企業との間で株式譲渡契約を締結いたしました。

当該株式譲渡契約に基づく株式譲渡の実行により、株式会社マップフォーは当連結会計年度末をもって持分法適用関連会社となり、当社の連結の範囲から除外されております。

6 【研究開発活動】

当社グループは、「自動運転の民主化」というビジョンのもと、前例にとらわれず新たな価値を創出する「創造と破壊」のミッションを掲げ、持続可能なモビリティ社会の実現に取り組んでおります。自動運転技術領域におけるオープンソース型自動運転ソフトウェア「Autoware（オートウェア）」を技術中核に据え、当社グループは、社会課題の解決と技術革新を両立させる研究開発活動を推進しております。

本セクションでは、当社グループの研究開発活動における基本的な考え方、具体的な体制、主な成果及び研究開発費の推移について記載いたします。

（研究開発活動の目的及び主要課題）

当社グループの研究開発活動は、自動運転技術の社会実装と普及を加速させ、持続的な成長と競争優位性の確立を目的としております。研究開発の基本的な考え方として、市場ニーズの深掘り、革新的な技術の創出、及び既存製品・サービスの継続的な改善を重視しております。

新製品や新技術の研究開発においては、その目的、主要課題、及び期待される研究成果を明確に定義し、これらを事業全体のロードマップに統合することで、投資家が当社グループのイノベーションプロセスと将来の価値創造を具体的に把握できるよう努めております。

研究開発費の配分については、各プロジェクトの戦略的意義、技術の実現性、市場投入までの期間、及び想定される投資対効果を総合的に評価し、最適な資源配分を行っております。この投資判断基準を明確にすることで、研究開発活動が単なるコストではなく、将来の収益源を確保するための戦略的投資であることを示しております。

（研究開発体制）

当社グループの研究開発は、自動運転技術の各専門分野（認識、判断、制御などのアルゴリズム、クラウド開発環境、シミュレーション、コンピューティング等）に特化したチーム体制を基本としており、CTOを中心に戦略的かつ実行力のあるR&D体制を構築しております。研究開発人員は、高度な専門知識と豊富な経験を有するエンジニア及び研究者で構成されており、継続的な教育・研修機会を通じて、技術力の維持・向上に努めております。

また当社グループは、自動運転分野におけるオープンソース型ソフトウェアである「Autoware（オートウェア）」を中核技術としており、その性質上、多くの国内外の研究機関・大学・企業との共同開発が可能となっております。こうした開かれた技術基盤を活かし、当社グループはさまざまな外部パートナーとの連携を積極的に推進しております。たとえば、日本交通株式会社との協業による走行データ収集、米国カーネギーメロン大学やドイツ ミュンヘン工科大学、株式会社松尾研究所との自動運転技術や世界モデルの共同開発、Astemo株式会社との自動運転システムの共同開発など、多様なアライアンスを通じて、適切に内外製方針を策定し、効率的に研究開発の幅を広げております。

（主要な研究開発活動と成果）

第10期連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当連結会計年度における研究開発費の総額は8,551百万円となりました。このうち、補助金受給対象分は5,525百万円であります。

なお、当社グループは自動運転事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当連結会計年度において、当社グループは自動運転技術の社会実装に向けた多岐にわたる研究開発活動を推進し、以下の成果を達成しました。

- ・株式会社松尾研究所との、自動運転2.0に向けた生成AI開発プロジェクトの開始
- ・Astemo株式会社との共同開発による、SOAFEE準拠のSDVアーキテクチャの導入
- ・長野県塩尻市における、一般道での自動運転レベル4の運行許可の取得
- ・日本交通株式会社との協業による、高性能センサー搭載タクシーでの走行データ収集の開始
- ・日本製鉄株式会社との共同による、名古屋製鉄所における大型特殊用途車両の自動運転化プロジェクトの推進
- ・カーネギーメロン大学との、「自動運転レベル4+」自動運転コンセプト実現に向けた協業の開始
- ・経済産業省事業に基づく、いすゞ自動車及び三菱ふそう製トラックを活用した高速道路物流向け自動運転システムの試験走行
- ・自動運転レベル4+向けE2Eアーキテクチャの公開
- ・株式会社小松製作所、株式会社EARTHRAINと建設機械の自動運転技術の実用化に向けた協業の開始

第11期中間連結会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

当中間連結会計期間における研究開発費の総額は4,044百万円となりました。このうち、補助金受給対象分は2,498百万円であります。

なお、当社グループは自動運転事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当中間連結会計期間において、当社グループは自動運転技術の社会実装に向けた多岐にわたる研究開発活動を推進し、以下の成果を達成いたしました。

- ・ AIベース型自動運転レベル4向けのソフトウェアを用い、米国カーネギーメロン大学、ドイツ ミュンヘン工科大学と連携し、日米欧での試験走行を実施
- ・ NVIDIAのVLAモデル（Vision-Language-Action：視覚・言語・行動の3つの情報を統合的に処理するモデル）「NVIDIA Alpamayo」をAutowareに統合し、また、世界基盤モデルや高速データ処理を備えた「NVIDIA Cosmos」を当社のプラットフォームにおいて活用することで、複雑な交通状況の解釈が可能に
- ・ 国が主導する、国内の生成AI開発力強化プロジェクトGENIACの一環として、大規模走行データを収集、生成AIによる仮想データを生成、AIデータ基盤・エコシステムを構築

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第10期連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当連結会計年度における設備投資について、記載すべき事項はありません。また、重要な設備の除却、売却等はありません。

第11期中間連結会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

当中間連結会計期間における設備投資について、記載すべき事項はありません。また、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 (名)
		建物及び構築物	工具器具備品	その他	合計	
東京本社 (東京都品川区)	本社設備	—	—	—	—	379 (152)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

3. 上記の他、連結会社以外から賃借している主要な設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
本社 (東京都品川区)	業務施設	174
品川オフィス (東京都品川区)	業務施設	41
大宮オフィス (埼玉県大宮市)	業務施設	14

4. なお、当社グループは「自動運転事業」の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 国内子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2026年5月31日現在)

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

(注) 2026年2月2日開催の臨時株主総会の決議において定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数を150,000,000株としております。

② 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	46,074,490	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	46,074,490	—	—

(注) 1. 2025年12月26日を払込期日とする東海旅客鉄道株式会社を割当先とした第三者割当増資により、発行済株式総数が100,000株増加しております。

2. 2026年1月30日に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使により発行済株式の総数が100,000株増加しております。

3. 2026年2月5日付で、全ての種類株主による普通株式を対価とする優先株式の取得請求権の行使を受け、定款の定めに従いA種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式の全てにつき自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、これに伴い、2026年1月16日開催の取締役会決議に基づき、同日付で取得した自己種類株式の全数を消却しております。さらに、当社は、2026年2月2日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

4. 2026年1月16日開催の臨時取締役会の決議に基づき、2026年2月6日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は9,064,898株から36,259,592株増加して45,324,490株となりました。

5. 2026年2月2日開催の臨時株主総会により、2026年2月6日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

6. 2026年4月1日から2026年4月30日までの間に、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使により発行済株式の総数が750,000株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

	第1回新株予約権（第1次）	第2回新株予約権（第1次）
決議年月日	2017年6月23日	2017年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員5 当社子会社の役員9（注1）	当社取締役1（注1）
新株予約権の数（個） ※	85[75]（注2）	50（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 85,000[375,000]（注2、7）	普通株式 50,000[250,000]（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	10[2]（注3、4、7）	10[2]（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2019年6月24日～ 2027年6月23日	2019年6月24日～ 2027年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 10[2] 資本組入額 5[1]（注7）	発行価格 10[2] 資本組入額 5[1]（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）	（注6）

	第1回新株予約権（第2次）	第3回新株予約権（第1次）
決議年月日	2017年7月28日	2017年11月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員2（注1）	当社取締役1 当社従業員1 当社子会社の役員1（注1）
新株予約権の数（個） ※	10（注2）	110（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 10,000[50,000]（注2、7）	普通株式 110,000[550,000]（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	10[2]（注3、4、7）	300[60]（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2019年6月24日～ 2027年6月23日	2019年11月30日～ 2027年11月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 10[2] 資本組入額 5[1]（注7）	発行価格 300[60] 資本組入額 150[30]（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）	（注6）

※ 最近事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日は1,000株、提出日現在は5,000株であります。

ただし、株式分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額} / 1 \text{株当たり調整後行使価額}$$

3. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付される当社株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。

4. 株式分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割・併合・無償割当の比率}$$

5. (1) 各新株予約権の行使にあたっては、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとします。
- (2) 当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合または支配権移転取引等を当社が承認したときに限り、権利を行使することができるものとします。
- (3) 取得事由が発生した場合は、行使することができません。ただし、当社の取締役会で特に認めた場合は行使することができます。当社は次の場合、本新株予約権を無償で取得することができます。
- (a) 新株予約権者に、法令、会社の内部規律または本新株予約権の割当契約に違反する行為があった場合
- (b) 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合（第2回新株予約権（第1次）を除く。）
- (c) 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合
- (d) 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合
- (e) 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上または定款上必要な承認決議が行われた場合
- (f) 会社が株式交換または株式移転等により完全子会社となることにつき、法令上または定款上必要な承認決議が行われた場合
- (g) 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令または定款上必要な承認決議が行われた場合
- (4) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとします。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱いはこちらのとおりです。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 4に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 交付される新株予約権の行使期間
- 本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第8号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
- 本新株予約権に準じて決定する。
- (7) 交付する新株予約権の取得
- 本新株予約権に準じて決定する。
- (8) 譲渡制限
- 新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない。
- (9) 当該新株予約権の割当に関する事項
- 本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
7. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第4回新株予約権（第1次）	第4回新株予約権（第2次）
決議年月日	2017年11月29日	2017年12月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者1（注1）	社外協力者1（注1）
新株予約権の数（個） ※	20（注2）	20（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 20,000[100,000]（注2、7）	普通株式 20,000[100,000]（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	300[60]（注3、4、7）	300[60]（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2019年11月30日～ 2027年11月29日	2019年12月22日～ 2027年12月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 300[60] 資本組入額 150[30]（注7）	発行価格 300[60] 資本組入額 150[30]（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）	（注6）

※ 最近事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日は1,000株、提出日現在は5,000株であります。

ただし、株式分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額} / 1 \text{株当たり調整後行使価額}$$

3. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付される当社株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。

4. 株式分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割・併合・無償割当の比率}$$

5. (1) 各新株予約権の行使にあたっては、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとします。

(2) 当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合または支配権移転取引等を当社が承認したときに限り、権利を行使することができるものとします。

(3) 取得事由が発生した場合は、行使することができません。ただし、当社の取締役会で特に認めた場合は行使することができます。当社は次の場合、本新株予約権を無償で取得することができます。

(a) 新株予約権者に、法令、会社の内部規律または本新株予約権の割当契約に違反する行為があった場合

(b) 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合

(c) 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合

(d) 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上または定款上必要な承認決議が行われた場合

(e) 会社が株式交換または株式移転等により完全子会社となることにつき、法令上または定款上必要な承認決議が行われた場合

(f) 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令または定款上必要な承認決議が行われた場合

(4) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとします。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱いは次のとおりです。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

4に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

(5) 交付される新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第8号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

本新株予約権に準じて決定する。

(7) 交付する新株予約権の取得

本新株予約権に準じて決定する。

(8) 譲渡制限

新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない。

(9) 当該新株予約権の割当に関する事項

本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。

7. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第5回新株予約権	第6回新株予約権（第1次）
決議年月日	2018年10月19日	2019年2月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2 当社従業員25 当社子会社の役員4（注1）	当社従業員12（注1）
新株予約権の数（個） ※	198,100[117,100]（注2）	27,600（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 198,100[585,500]（注2、7）	普通株式 27,600[138,000]（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	2,000[400]（注3、4、7）	2,000[400]（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2020年10月20日～ 2028年10月19日	2021年2月16日～ 2029年2月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 2,000[400] 資本組入額 1,000[200]（注7）	発行価格 2,000[400] 資本組入額 1,000[200]（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）	（注6）

	第6回新株予約権（第3次）	第7回新株予約権（第1次）
決議年月日	2019年4月19日	2020年1月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員5（注1）	当社従業員42（注1）
新株予約権の数（個） ※	13,000（注2）	38,100[35,100]（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 13,000[65,000]（注2、7）	普通株式 38,100[175,500]（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	2,000[400]（注3、4、7）	4,000[800]（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2021年4月20日～ 2029年4月19日	2022年1月25日～ 2030年1月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 2,000[400] 資本組入額 1,000[200]（注7）	発行価格 4,000[800] 資本組入額 2,000[400]（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）	（注6）

	第7回新株予約権（第2次）	第7回新株予約権（第3次）
決議年月日	2020年4月17日	2020年7月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員12（注1）	当社従業員13（注1）
新株予約権の数（個） ※	10,000[9,000]（注2）	5,000（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 10,000[45,000]（注2、7）	普通株式 5,000[25,000]（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	4,000[800]（注3、4、7）	4,000[800]（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2022年4月18日～ 2030年4月17日	2022年7月18日～ 2030年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 4,000[800] 資本組入額 2,000[400]（注7）	発行価格 4,000[800] 資本組入額 2,000[400]（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）	（注6）

	第7回新株予約権（第4次）
決議年月日	2020年12月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員33（注1）
新株予約権の数（個） ※	24,100[20,100]（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 24,100[100,500]（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	4,000[800]（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2022年12月19日～ 2030年12月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 4,000[800] 資本組入額 2,000[400]（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）

- ※ 最近事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。
- (注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日は1株、提出日現在は5株であります。ただし、株式分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額} / 1 \text{株当たり調整後行使価額}$$
3. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付される当社株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。
4. 株式分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用します。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割・併合・無償割当の比率}$$
5. (1) 各新株予約権の行使にあたっては、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとします。
- (2) 当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合または支配権移転取引等を当社が承認したときに限り、権利を行使することができるものとします。
- (3) 取得事由が発生した場合は、行使することができません。ただし、当社の取締役会で特に認めた場合は行使することができます。当社は次の場合、本新株予約権を無償で取得することができます。
- (a) 新株予約権者に、法令、会社の内部規律または本新株予約権の割当契約に違反する行為があった場合
- (b) 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合
- (c) 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合
- (d) 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合
- (e) 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上または定款上必要な承認決議が行われた場合
- (f) 会社が株式交換または株式移転等により完全子会社となることにつき、法令上または定款上必要な承認決議が行われた場合
- (g) 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令または定款上必要な承認決議が行われた場合
- (4) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとします。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱いは次のとおりです。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

4に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

(5) 交付される新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第8号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

本新株予約権に準じて決定する。

(7) 交付する新株予約権の取得

本新株予約権に準じて決定する。

(8) 譲渡制限

新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない。

(9) 当該新株予約権の割当に関する事項

本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。

7. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第8回新株予約権（第1次）	第9回新株予約権
決議年月日	2021年4月16日	2021年4月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1 当社従業員13（注1）	当社子会社の役員1 当社子会社の従業員1（注1）
新株予約権の数（個） ※	28,000[16,000]（注2）	15,000（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 28,000[80,000]（注2、7）	普通株式 15,000[75,000]（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	4,000[800]（注3、4、7）	38米ドル[7.6米ドル]（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2023年4月17日～ 2031年4月16日	2021年4月17日～ 2031年4月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 4,000[800] 資本組入額 2,000[400]（注7）	発行価格 38米ドル[7.6米ドル] 資本組入額 19米ドル[3.8米ドル]（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）	（注6）

	第8回新株予約権（第2次）	第8回新株予約権（第3次）
決議年月日	2021年7月16日	2021年10月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員16（注1）	当社従業員7（注1）
新株予約権の数（個） ※	10,000（注2）	6,000（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 10,000[50,000]（注2、7）	普通株式 6,000[30,000]（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	4,000[800]（注3、4、7）	4,000[800]（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2023年7月17日～ 2031年7月16日	2023年10月16日～ 2031年10月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 4,000[800] 資本組入額 2,000[400]（注7）	発行価格 4,000[800] 資本組入額 2,000[400]（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）	（注6）

	第8回新株予約権（第4次）	第10回新株予約権（第1次）
決議年月日	2021年12月17日	2022年6月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員28 当社子会社の役員1（注1）	当社従業員26（注1）
新株予約権の数（個） ※	23,100[22,100]（注2）	18,000[16,000]（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 23,100[110,500]（注2、7）	普通株式 18,000[80,000]（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	4,000[800]（注3、4、7）	5,000[1,000]（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2023年12月18日～ 2031年12月17日	2024年6月18日～ 2032年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 4,000[800] 資本組入額 2,000[400]（注7）	発行価格 5,000[1,000] 資本組入額 2,500[500]（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）	（注6）

	第10回新株予約権（第2次）	第11回新株予約権（第1次）
決議年月日	2022年9月16日	2022年9月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員7（注1）	当社子会社の役員1（注1）
新株予約権の数（個） ※	54,000（注2）	25,000（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 54,000[270,000]（注2、7）	普通株式 25,000[125,000]（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	5,000[1,000]（注3、4、7）	38米ドル[7.6米ドル]（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2024年9月17日～ 2032年9月16日	2022年9月17日～ 2032年9月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 5,000[1,000] 資本組入額 2,500[500]（注7）	発行価格 38米ドル[7.6米ドル] 資本組入額 19米ドル[3.8米ドル]（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）	（注6）

	第10回新株予約権（第3次）	第11回新株予約権（第2次）
決議年月日	2023年2月17日	2023年2月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員47（注1）	当社子会社の従業員1（注1）
新株予約権の数（個） ※	64,000[53,000]（注2）	5,000（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 64,000[265,000]（注2、7）	普通株式 5,000[25,000]（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	5,000[1,000]（注3、4、7）	38米ドル[7.6米ドル]（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2025年2月18日～ 2033年2月17日	2023年2月18日～ 2033年2月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 5,000[1,000] 資本組入額 2,500[500]（注7）	発行価格 38米ドル[7.6米ドル] 資本組入額 19米ドル[3.8米ドル]（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）	（注6）

	第12回新株予約権（第1次）	第13回新株予約権（第1次）
決議年月日	2023年9月15日	2023年9月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員30（注1）	当社子会社の従業員2（注1）
新株予約権の数（個） ※	30,200[25,200]（注2）	17,000（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 30,200[126,000]（注2、7）	普通株式 17,000[85,000]（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	5,000[1,000]（注3、4、7）	38米ドル[7.6米ドル]（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2025年9月16日～ 2033年9月15日	2023年9月16日～ 2033年9月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 5,000[1,000] 資本組入額 2,500[500]（注7）	発行価格 38米ドル[7.6米ドル] 資本組入額 19米ドル[3.8米ドル]（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）	（注6）

	第12回新株予約権（第2次）	第13回新株予約権（第2次）
決議年月日	2024年3月15日	2024年3月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員40（注1）	当社子会社の従業員3（注1）
新株予約権の数（個） ※	22,500[20,000]（注2）	17,000（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 22,500[100,000]（注2、7）	普通株式 17,000[85,000]（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	5,000[1,000]（注3、4、7）	38米ドル[7.6米ドル]（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2026年3月16日～ 2034年3月15日	2024年3月16日～ 2034年3月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 5,000[1,000] 資本組入額 2,500[500]（注7）	発行価格 38米ドル[7.6米ドル] 資本組入額 19米ドル[3.8米ドル]（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）	（注6）

	第12回新株予約権（第3次）	第16回新株予約権（第1次）
決議年月日	2024年5月17日	2024年10月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員11（注1）	当社従業員55（注1）
新株予約権の数（個） ※	30,500[29,500]（注2）	33,500[31,000]（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 30,500[147,500]（注2、7）	普通株式 33,500[155,000]（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	5,000[1,000]（注3、4、7）	5,000[1,000]（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2026年5月18日～ 2034年5月17日	2026年10月19日～ 2034年10月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 5,000[1,000] 資本組入額 2,500[500]（注7）	発行価格 5,000[1,000] 資本組入額 2,500[500]（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）	（注6）

	第16回新株予約権（第2次）	第16回新株予約権（第3次）
決議年月日	2025年2月20日	2025年3月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員1（注1）	当社従業員41（注1）
新株予約権の数（個） ※	20,000（注2）	29,100[28,100]（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 20,000[100,000]（注2、7）	普通株式 29,100[140,500]（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	5,000[1,000]（注3、4、7）	5,000[1,000]（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2027年2月21日～ 2035年2月20日	2027年3月22日～ 2035年3月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 5,000[1,000] 資本組入額 2,500[500]（注7）	発行価格 5,000[1,000] 資本組入額 2,500[500]（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）	（注6）

	第16回新株予約権（第4次）	第17回新株予約権（第2次）
決議年月日	2025年4月18日	2025年4月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2（注1）	当社子会社の役員1 当社子会社の従業員2（注1）
新株予約権の数（個） ※	5,000（注2）	8,500（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 5,000[25,000]（注2、7）	普通株式 8,500[42,500]（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	5,000[1,000]（注3、4、7）	38米ドル[7.6米ドル]（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2027年4月19日～ 2035年4月18日	2025年4月19日～ 2035年4月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 5,000[1,000] 資本組入額 2,500[500]（注7）	発行価格 38米ドル[7.6米ドル] 資本組入額 19米ドル[3.8米ドル]（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）	（注6）

	第16回新株予約権（第5次）	第18回新株予約権（第1次）
決議年月日	2025年8月7日	2026年2月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員40（注1）	当社執行役員2 当社従業員74（注1）
新株予約権の数（個） ※	19,300[17,700]（注2）	－[107,100（注2）]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 19,300[88,500]（注2、7）	－[普通株式 535,500（注2、7）]
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	5,000[1,000]（注3、4、7）	－[1,000（注3、4、7）]
新株予約権の行使期間 ※	2027年8月8日～ 2035年8月7日	－[2028年2月3日～ 2036年2月2日]
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 5,000[1,000] 資本組入額 2,500[500]（注7）	－[発行価格 1,000] －[資本組入額 500]（注7）]
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）	－[（注5）]
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。	－[譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。]
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）	－[（注6）]

	第18回新株予約権（第2次）	第19回新株予約権（第1次）
決議年月日	2026年4月13日	2026年4月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員39（注1）	当社子会社の従業員1（注1）
新株予約権の数（個） ※	－[19,500（注2）]	－[5,000（注2）]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	－[普通株式 97,500（注2、7）]	－[普通株式 25,000（注2、7）]
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	－[1,000（注3、4、7）]	－[7.6米ドル（注3、4、7）]
新株予約権の行使期間 ※	－[2028年4月14日～ 2036年4月13日]	－[2026年4月14日～ 2036年4月13日]
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	－[発行価格 1,000] －[資本組入額 500（注7）]	－[発行価格 7.6米ドル] －[資本組入額 3.8米ドル（注7）]
新株予約権の行使の条件 ※	－[（注5）]	－[（注5）]
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	－[譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。]	－[譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。]

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	－[（注6）]	－[（注6）]
----------------------------	---------	---------

※ 最近事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。
 2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日は1株、提出日現在は5株であります。ただし、株式分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額} / 1 \text{株当たり調整後行使価額}$$

3. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付される当社株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。
 4. 株式分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割・併合・無償割当の比率}$$

5. (1) 各新株予約権の行使にあたっては、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとします。
 (2) 当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合または支配権移転取引等を当社が承認したときに限り、権利を行使することができるものとします。
 (3) 取得事由が発生した場合は、行使することができません。ただし、当社の取締役会で特に認めた場合は行使することができます。当社は次の場合、本新株予約権を無償で取得することができます。
 (a) 新株予約権者に、法令、会社の内部規律または本新株予約権の割当契約に違反する行為があった場合
 (b) 本新株予約権者が死亡又は障害を理由に退職したことにより当社またはその子会社に対する役務提供者の地位を失った後12ヶ月間が経過した場合
 (c) 本新株予約権者が、本新株予約権の放棄を書面により申し出た場合
 (d) 支配権移転取引等を行う場合に、支配権移転取引等行使期間が満了したとき
 (e) 本新株予約権者が、当社またはその子会社の役務提供者の地位を失った場合(本新株予約権者が死亡又は障害を理由に退職したことにより役務提供者の地位を失った場合を除く。)、本新株予約権者が役務提供者でなくなった後3ヶ月が経過した場合
 (4) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとします。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱いは次のとおりです。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

4に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

(5) 交付される新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第8号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

本新株予約権に準じて決定する。

(7) 交付する新株予約権の取得

本新株予約権に準じて決定する。

(8) 譲渡制限

新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない。

(9) 当該新株予約権の割当に関する事項

本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。

7. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	2024年9月29日	2024年9月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1（注1）	当社取締役2（注1）
新株予約権の数（個） ※	20,000（注2）	52,000（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 20,000[100,000]（注2、7）	普通株式 52,000[260,000]（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	300[60]（注3、4、7）	2,000[400]（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2026年9月30日～ 2034年9月29日	2026年9月30日～ 2034年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 300[60] 資本組入額 150[30]（注7）	発行価格 2,000[400] 資本組入額 1,000[200]（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）	（注6）

※ 最近事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日は1株、提出日現在は5株であります。ただし、株式分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額} / 1 \text{株当たり調整後行使価額}$$

3. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付される当社株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。

4. 株式分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割・併合・無償割当の比率}$$

5. (1) 各新株予約権の行使にあたっては、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとします。

(2) 当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合または支配権移転取引等を当社が承認したときに限り、権利を行使することができるものとします。

(3) 取得事由が発生した場合は、行使することができません。ただし、当社の取締役会で特に認めた場合は行使することができます。当社は次の場合、本新株予約権を無償で取得することができます。

(a) 新株予約権者に、法令、会社の内部規律または本新株予約権の割当契約に違反する行為があった場合

(b) 本新株予約権者が、本新株予約権の放棄を書面により申し出た場合

(c) 支配権移転取引等を行う場合に、支配権移転取引等行使期間が満了したとき

(4) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとします。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱いは次のとおりです。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

4に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

(5) 交付される新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第8号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

本新株予約権に準じて決定する。

(7) 交付する新株予約権の取得

本新株予約権に準じて決定する。

(8) 譲渡制限

新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない。

(9) 当該新株予約権の割当に関する事項

本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。

7. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第20回新株予約権（第1次）
決議年月日	2026年2月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1 当社執行役員1（注1）
新株予約権の数（個） ※	－[70,000（注2）]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	－[普通株式 350,000（注2、7）]
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	－[1,000（注3、4、7）]
新株予約権の行使期間 ※	－[2028年2月3日～ 2037年2月2日]
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	－[発行価格 1,000] －[資本組入額 500（注7）]
新株予約権の行使の条件 ※	－[（注5）]
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	－[譲渡、質入、その他一切の処分 をすることができないものとする。]
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	－[（注6）]

※ 最近事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日は1株、提出日現在は5株であります。ただし、株式分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額} / 1 \text{株当たり調整後行使価額}$$

3. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付される当社株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。

4. 株式分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割・併合・無償割当の比率}$$

5. (1) 各新株予約権の行使にあたっては、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとします。

(2) 当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合または支配権移転取引等を当社が承認したときに限り、権利を行使することができるものとします。

(3) 取得事由が発生した場合は、行使することができません。ただし、当社の取締役会で特に認めた場合は行使することができます。当社は次の場合、本新株予約権を無償で取得することができます。

(a) 新株予約権者に、法令、会社の内部規律または本新株予約権の割当契約に違反する行為があった場合

(b) 本新株予約権者が死亡を理由に退職したことにより当社またはその子会社に対する役務提供者の地位を失った後12ヶ月間が経過した場合

(c) 本新株予約権者が、本新株予約権の放棄を書面により申し出た場合

(d) 支配権移転取引等を行う場合に、支配権移転取引等行使期間が満了したとき

(4) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとします。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱いは次のとおりです。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

4に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

(5) 交付される新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第8号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

本新株予約権に準じて決定する。

(7) 交付する新株予約権の取得

本新株予約権に準じて決定する。

(8) 譲渡制限

新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない。

(9) 当該新株予約権の割当に関する事項

本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。

7. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権付社債を発行しております。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(2017年4月28日発行)	
決議年月日	2017年3月6日
新株予約権の数(個) ※	5[－](注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	－
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 250,000[－](注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	10(注3)
新株予約権の行使期間 ※	2017年4月28日～2029年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 10 資本組入額 5
新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	－
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額 ※	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(千円) ※	2,500[－](注1)

※ 最近事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、本新株予約権付社債は提出日の前月末現在(2026年5月31日)までに全て行使されております。

(注) 1. 新株予約権付社債の額面1千円につき新株予約権1個が割り当てられております。

2. 新株予約権付社債の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権付社債の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権付社債の発行日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 2026年1月16日開催の取締役会において、株式分割の決議並びに2026年2月2日開催の当社臨時株主総会に株式分割を行うための定款の一部変更について付議することを決議し、2026年2月6日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年9月30日 (注1)	—	普通株式 3,200,000 A種優先株式 1,548,000 A-1種優先株式 300,000 A-2種優先株式 1,750,000	△2,490	100	—	8,728
2022年6月3日 (注2)	B種優先株式 1,216,898	普通株式 3,200,000 A種優先株式 1,548,000 A-1種優先株式 300,000 A-2種優先株式 1,750,000 B種優先株式 1,216,898	6,084	6,184	6,084	14,813
2022年9月30日 (注3)	—	普通株式 3,200,000 A種優先株式 1,548,000 A-1種優先株式 300,000 A-2種優先株式 1,750,000 B種優先株式 1,216,898	△6,080	104	—	14,813
2023年6月23日 (注4)	B種優先株式 100,000	普通株式 3,200,000 A種優先株式 1,548,000 A-1種優先株式 300,000 A-2種優先株式 1,750,000 B種優先株式 1,316,898	500	604	500	15,313
2023年9月30日 (注5)	—	普通株式 3,200,000 A種優先株式 1,548,000 A-1種優先株式 300,000 A-2種優先株式 1,750,000 B種優先株式 1,316,898	△504	100	—	15,313
2024年3月1日 (注6)	B種優先株式 650,000	普通株式 3,200,000 A種優先株式 1,548,000 A-1種優先株式 300,000 A-2種優先株式 1,750,000 B種優先株式 1,966,898	3,250	3,350	3,250	18,563

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年5月31日 (注7)	B種優先株式 100,000	普通株式 3,200,000 A種優先株式 1,548,000 A-1種優先株式 300,000 A-2種優先株式 1,750,000 B種優先株式 2,066,898	500	3,850	500	19,063
2024年8月2日 (注8)	—	普通株式 3,200,000 A種優先株式 1,548,000 A-1種優先株式 300,000 A-2種優先株式 1,750,000 B種優先株式 2,066,898	△3,750	100	—	19,063
2025年12月26日 (注9)	B種優先株式 100,000	普通株式 3,200,000 A種優先株式 1,548,000 A-1種優先株式 300,000 A-2種優先株式 1,750,000 B種優先株式 2,166,898	500	600	500	19,563
2026年1月6日 (注10)	—	普通株式 3,200,000 A種優先株式 1,548,000 A-1種優先株式 300,000 A-2種優先株式 1,750,000 B種優先株式 2,166,898	△500	100	—	19,563
2026年1月30日 (注11)	普通株式 100,000	普通株式 3,300,000 A種優先株式 1,548,000 A-1種優先株式 300,000 A-2種優先株式 1,750,000 B種優先株式 2,166,898	0	100	0	19,563
2026年2月5日 (注12)	A種優先株式 △1,548,000 A-1種優先株式 △300,000 A-2種優先株式 △1,750,000 B種優先株式 △2,166,898 普通株式 5,764,898	普通株式 9,064,898	—	100	—	19,563
2026年2月6日 (注13)	普通株式 36,259,592	普通株式 45,324,490	—	100	—	19,563
2026年2月25日 (注14)	—	普通株式 45,324,490	—	100	△5,507	14,056
2026年4月1日 (注15)	普通株式 500,000	普通株式 45,824,490	0	101	0	14,056
2026年4月10日 (注16)	普通株式 250,000	普通株式 46,074,490	0	101	0	14,057

- (注) 1. 資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、資本剰余金に振り替えたものであります。この結果、資本金が2,490百万円減少（減少割合96.1%）しております。
2. 有償第三者割当
発行価格 10,000円 資本組入額 5,000円
主な割当先 SOMP Oホールディングス株式会社、ヤマハ発動機株式会社、株式会社ブリヂストン
3. 資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、資本剰余金に振り替えたものであります。この結果、資本金が6,080百万円減少（減少割合98.3%）しております。
4. 有償第三者割当
発行価格 10,000円 資本組入額 5,000円
主な割当先 大成建設株式会社
5. 資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、資本剰余金に振り替えたものであります。この結果、資本金が504百万円減少（減少割合83.4%）しております。
6. 有償第三者割当
発行価格 10,000円 資本組入額 5,000円
主な割当先 いすゞ自動車株式会社、三菱商事株式会社
7. 有償第三者割当
発行価格 10,000円 資本組入額 5,000円
主な割当先 スズキ株式会社
8. 資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、資本剰余金に振り替えたものであります。この結果、資本金が3,750百万円減少（減少割合97.4%）しております。
9. 有償第三者割当
発行価格 10,000円 資本組入額 5,000円
主な割当先 東海旅客鉄道株式会社
10. 資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、資本剰余金に振り替えたものであります。この結果、資本金が500百万円減少（減少割合83.4%）しております。
11. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使による増加であります。
12. 2026年2月5日付で、全ての種類株主による普通株式を対価とする優先株式の取得請求権の行使を受け、定款の定めに従いA種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式の全てにつき自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、これに伴い、2026年1月16日開催の取締役会決議に基づき、同日付で取得した自己種類株式の全数を消却しております。さらに、当社は、2026年2月2日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
13. 株式分割（1：5）によるものであります。
14. 2026年2月2日開催の臨時株主総会において、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分に関する決議の承認を受け、2026年2月25日付けで資本準備金が5,507百万円減少しております。
15. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使による増加であります。
16. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使による増加であります。

(4) 【所有者別状況】

2026年5月31日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	—	19	1	—	8	29	—
所有株式数 (単元)	—	5,000	—	324,494	6,250	—	125,000	460,744	90
所有株式数 の割合(%)	—	1.09	—	70.43	1.36	—	27.13	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 46,074,400	460,744	権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 90	—	—
発行済株式総数	46,074,490	—	—
総株主の議決権	—	460,744	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第4号によるA種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価格の総額（百万円）
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 1,548,000 A-1種優先株式 300,000 A-2種優先株式 1,750,000 B種優先株式 2,166,898	—

(注) 当社は、2026年2月5日付で、全ての種類株主による普通株式を対価とする優先株式の取得請求権の行使を受け、定款の定めに従い当該優先株式の全部を取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、これに伴い、2026年1月16日開催の取締役会決議に基づき、2026年2月5日付で取得した自己種類株式の全数を消却しております

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価格の総額（百万円）	株式数（株）	処分価格の総額（百万円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得株式	—	—	A種優先株式 1,548,000 A-1種優先株式 300,000 A-2種優先株式 1,750,000 B種優先株式 2,166,898	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得株式	—	—	—	—
その他（一）	—	—	—	—
保有自己株式	—	—	—	—

(注) 2026年1月16日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式1,548,000株、A-1種優先株式300,000株、A-2種優先株式1,750,000株、及びB種優先株式2,166,898株を消却しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営課題と認識しており、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。しかしながら、当社グループは現在成長過程にあり、内部留保が充実しているとはいえず、創業以来配当を行っておりません。また、現時点では研究開発投資を行うことで中長期的かつ安定的な事業成長を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための投資資金として、有効に活用する方針であります。

将来的には毎期の経営成績並びに財政状態を勘案しつつ、配当による株主への利益還元を実施することを検討してまいります。当社は上記方針のもと、創業以来配当を実施せず内部留保を優先しており、現時点において配当実施の可能性及びその時期につきましては未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回を基本方針としており、その他年1回の中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は取締役会であり、毎年9月30日を基準日とした期末配当、毎年3月31日を基準日とした中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の最適化及び顧客価値の創造により継続的に企業価値を高めることに加え、株主をはじめとする各ステークホルダーへの情報開示による透明性の向上をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

実効性のある内部統制システムを構築・運用し、監査役による独立した監査機能を確保する等の取組みにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。また、管理・監督の機能と業務執行の機能とを明確に区分するために、執行役員制度を導入しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

1. 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しており、経営の透明性及び公平性を担保した上で、迅速で合理的な意思決定及び業務執行の効率化を図っております。

(1) 取締役・取締役会

当社の取締役会は、代表取締役CEO 加藤 真平が議長を務め、阪口 聡志、川崎 達生、北野 宏明の取締役4名（うち社外取締役は川崎 達生、北野 宏明の2名）で構成されております。監査役の出席のもと、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営に関する重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。当社は、原則月に一度開催される取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整えております。

(2) 監査役・監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役 阪崎 史郎が議長を務め、非常勤監査役 山本 龍太郎、非常勤監査役 代田 牧子の計3名（全て社外監査役）で構成されております。「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監査しております。原則月に一度開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況の共有、監査報告の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。

(3) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適正な会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(4) 経営会議

当社では、代表取締役CEO 加藤 真平が議長を務め、常勤取締役 阪口 聡志、常勤監査役 阪崎 史郎、執行役員・CX0の全員が参加する経営会議を設置しております。経営会議は代表取締役CEOの諮問機関として機能しており、取締役会決議事項の事前審議、CEO決議事項の審議と決議、その他の業務執行に係る課題解決の検討並びに情報共有等が行われ、重要事項に関して適正な意思決定を行うことを目的として運営しております。

(5) 内部監査室

当社は代表取締役CEOの直轄組織である内部監査室の内部監査責任者が、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務の効率性及び有効性などについて、当社グループの全部門を対象に内部監査を実施しております。その結果を取締役に報告するとともに、指摘事項の改善状況を継続的に監査しております。

(6) リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会

当社グループは、全社的なリスク管理体制として、代表取締役CEOを委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、四半期に一回開催しております。リスクマネジメント委員会は、代表取締役 加藤 真平、常勤取締役 阪口 聡志、常勤監査役 阪崎 史郎（社外監査役）、執行役員・CX0を中心に実施し、危機管理規程に基づきリスクマップを作成・更新し、ERMの枠組みによるPDCAを通じて重要リスクの低減状況を継続的にフォローしております。重大事象発生時には速やかに同委員会及び経営層へ報告し、適時適切な対応を行う体制を整備しております。

また、代表取締役CEOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、四半期に一回開催しております。コンプライアンス委員会は、代表取締役 加藤 真平、常勤取締役 阪口 聡志、常勤監査役 阪崎 史郎（社外

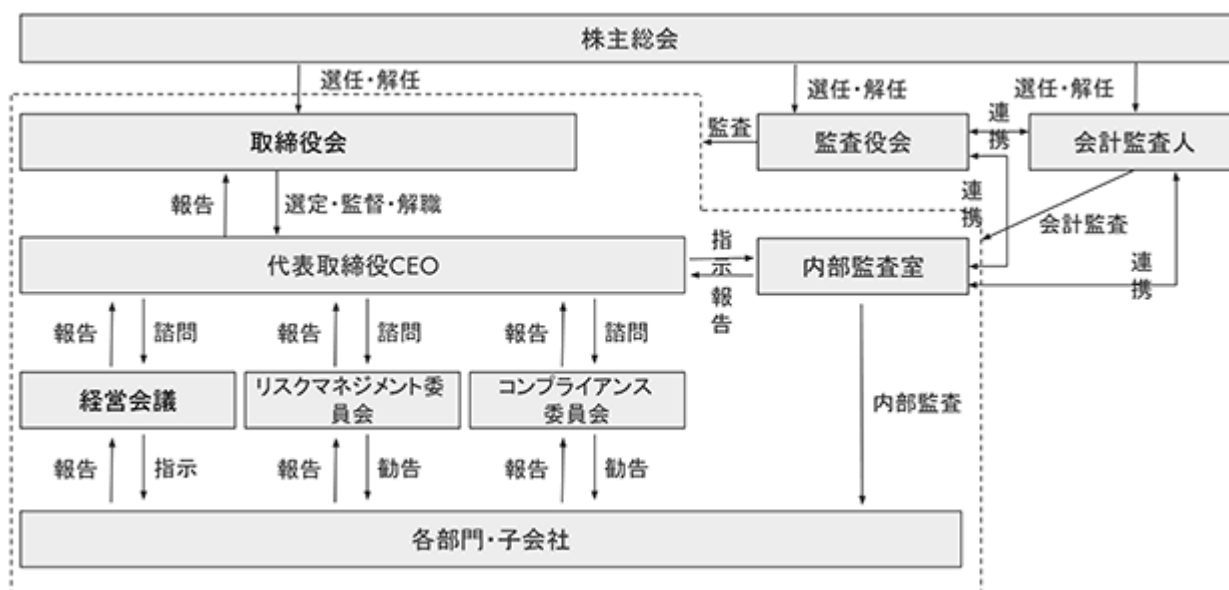
監査役）、執行役員・CX0を中心に実施し、一般法令に加え、自動運転に関連する各種法令の遵守状況を全社横断的に監督しております。内部通報制度の運用状況のモニタリングや、出荷前のゲートレビューによる法規適合確認等を通じ、実効性のある法令順守体制を確保しております。これらの体制により、事業特性を踏まえた統治機能の強化を図っております。

2. 当該体制を採用する理由

当社は、上記のとおり、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。取締役会による業務執行に対する監督、監査役会による独立した立場からの取締役の職務執行に対する監査を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると考え、現在の体制を採用するものであります。また、監査役監査、会計監査及び内部監査の三様監査が連携し、効率的な監査に努めております。

3. 当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

当社は、当社グループにおける業務執行の適正を確保するための体制として、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針に基づき内部統制システムの構築・運用を行っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス

行動規範を策定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、当社の活動に組み込むことにより推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、これを周知する。

(2) 財務報告の適正性確保

商取引管理及び経理に関する社内規程を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。また、その構築・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。

(3) 内部監査

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務の効率性及有効性などについて、内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の株主総会及び取締役会の議事録、経営及び業務執行に係る重要な情報については、法令に定めるものの他、文書管理規程等の関連規程に従い適切に記録及び保存し、閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントの基本方針を策定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、当社グループの各社の活動に組み込むことにより推進する。併せて、リスクマネジメントに関する教育を実施するとともに、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に関する手順を明確化し、これを周知する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 職務権限と責任の明確化

職務権限規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行を行う。

- (2) 執行役員制度の導入
執行役員制度を導入し、取締役が担う経営の意思決定・監督機能と執行役員が担う業務執行機能を分離することで、経営の機動性向上を図る。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社管理
子会社に適用されるルール・基準を整備するとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。
- (2) 内部監査
内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社における法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務の効率性や有効性などについて、内部監査を実施する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役は、監査役が求めた場合、当社の監査役を補助する者として、当社の使用人を任命する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
前号の使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する決定には、監査役の同意を必要とする。また、当該使用人は、監査役の指揮命令系統に従って、監査役業務全体を補佐するものとし、これに必要な適正な知識・能力を有する者とする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- (1) 重要会議への出席
監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議又は委員会に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- (2) 報告体制
取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。また、監査役から業務執行等に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、前号の報告をした者に対し、当該報告をしたこと自体を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等に係る方針
監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理をする。
11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 内部監査室の監査役との連携
内部監査室は、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。
- (2) 監査役と会計監査人との連携
監査役は、会計監査人と両者の監査業務の品質及び効率を高めるため、密接な情報交換及び連携を図る。
- (3) 外部の専門家の起用
監査役は、監査の実施にあたり必要と認める時は、外部の専門家を独自に起用することができる。

④ 取締役会の活動状況

最近事業年度（2025年9月期）において当社は取締役会を月1回開催する他、必要に応じて随時開催しており、合計14回開催しております。個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。なお、取締役会における具体的な検討内容は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、年度予算の策定及び予算の進捗状況等であります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役CEO	加藤 真平	14	14
取締役会長	出川 章理（注1）	14	14
取締役CFO	阪口 聡志	14	14
社外取締役	川崎 達生（注2）	6	6
社外取締役	北野 宏明（注2）	6	6
社外監査役（常勤）	阪崎 史郎	14	14
社外監査役	山本 龍太郎（注3）	3	3
社外監査役	中室 牧子（注3） （戸籍上の氏名：代田 牧子）	3	2

（注）1. 2025年12月19日開催の定時株主総会にて退任しております。

2. 2025年3月17日開催の臨時株主総会にて新たに選任され就任しております。

3. 2025年7月17日開催の臨時株主総会にて新たに選任され就任しております。

⑤ 責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

⑥ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（子会社を含む全ての取締役及び監査役。既に退任している者及び新たに選任された者を含む。）が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

⑦ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、株主総会にて議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑨ 監査役の選任の決議要件

当社は監査役の選任決議について、株主総会にて議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

⑩ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

・ 剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

・ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を行うことを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

・ 責任免除

当社は、取締役、監査役及び会計監査人がその職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名、女性1名(役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 CEO	加藤 真平	1982年2月8日	2009年4月 東京大学情報理工学系研究科コンピュータ科学専攻 特別研究員 2009年9月 Carnegie Mellon University, Dept. of Electrical and Computer Engineering 2011年7月 University of California, Santa Cruz, Dept. of Computer Science 2012年4月 名古屋大学大学院 情報科学研究科 システム学専攻 講師 2013年10月 名古屋大学大学院 情報科学研究科 システム学専攻 准教授 2015年12月 株式会社ティアフォー創業 取締役CTO 2016年4月 東京大学大学院 情報理工学系研究科 コンピュータ科 学専攻 准教授 2018年12月 一般社団法人 The Autoware Foundation 代表理事就 任 2023年4月 東京大学大学院 情報理工学系研究科 コンピュータ科 学専攻 特任准教授 株式会社ティアフォー 代表取締役 CEO 兼 CTO 株式会社ティアフォー 代表取締役 CEO (現任) 東京大学大学院 工学系研究科 技術戦略学専攻 特任 准教授 (現任) 一般社団法人 The Autoware Foundation フェロー就 任 (現任)	(注3)	5,000
取締役 CFO	阪口 聡志	1986年3月4日	2010年1月 有限責任監査法人トーマツ 入社 2014年10月 株式会社ジーンクエスト 執行役員CFO 2015年11月 株式会社リヴァンプ 2017年10月 株式会社カウリス 執行役員CFO 2018年12月 株式会社ティアフォー 取締役CFO (現任)	(注3)	—
取締役	川崎 達生	1965年6月9日	1990年4月 ゴールドマン・サックス証券会社 入社 1995年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社 1998年4月 Next Card, Inc.入社 1999年4月 ユニゾン・キャピタル株式会社 パートナー 2004年2月 ユニゾン・キャピタル株式会社 取締役 2009年12月 株式会社あきんどスシロー 社外取締役 2011年6月 エノテカ株式会社 社外取締役 2016年3月 株式会社建デポ 社外取締役 2017年6月 株式会社ダイナミクス 社外取締役 2018年3月 株式会社資さん 社外取締役 2019年5月 ユニゾン・キャピタル株式会社 代表取締役 2019年7月 シタックス株式会社 取締役 2024年4月 経済同友会 幹事 (現任) 2024年6月 ユニゾン・キャピタル株式会社 取締役会長 (現任) 2025年4月 株式会社ティアフォー 取締役 (現任) 2025年5月 慶應義塾 常任理事 (現任)	(注3)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	北野 宏明	1961年3月16日	1984年4月 日本電気株式会社 入社 1988年8月 Carnegie Mellon University School of Computer Science 機械翻訳センター客員研究員 1993年8月 株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所 入社 1996年5月 The RoboCup Federation President 1998年4月 国立遺伝学研究所、理論部門、客員教授 1998年10月 科学技術新興事業団(JST)ERATO 北野共生システムプロジェクト総括責任者 1999年7月 California Institute of Technology, Control & Dynamical Systems 客員研究員 2000年4月 NPO 法人 システムバイオロジー研究機構代表（現任） 慶應義塾大学大学院 理工学研究科 客員教授 2002年6月 株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所 取締役 役副所長 2004年7月 スイス連邦システム生物学プログラム 科学顧問 2006年1月 欧州分子生物学研究所(EMBL)科学顧問委員 2006年4月 財団法人癌研究会、癌研究所、システムバイオロジー部 客員部長 2006年5月 University of Manchester 統合生物学プログラム 科学顧問 2007年4月 東京大学 先端科学技術研究所 特任教授 2007年5月 The University of Edinburgh、システム生物学センター、国際科学顧問委員会委員 2008年5月 米)ファイザー社、インシュリン抵抗性プログラム、科学顧問 2008年7月 株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所 取締役 役所長 2009年1月 University of Amsterdam 理学部並びにアムステルダム自由大学地球生命学部 客員教授 2009年6月 独立行政法人 沖縄科学技術研究基盤整備機構 オープンバイオロジー ユニット 代表研究者 2009年7月 国際人工知能学会(IJCAI)会長 2010年11月 Linköping University 臨床・実験医学部、教授 2011年4月 株式会社 SBX 代表取締役社長（現任） 2011年7月 株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所 代表取締役社長(現任) 2011年11月 学校法人 沖縄科学技術大学院大学、教授（現任） 2012年1月 オーストラリア再生医療研究機構・Monash University Sir Louis Matheson 特別招聘教授 2013年4月 理化学研究所 統合生命医科学研究センター 疾患システムモデリング 研究グループ グループディレクター(仏)ALSTOM 社、国際科学顧問委員 2013年9月 National Research Foundation, The Prime Minister Office, Singapore, Advisor（現任） 2015年4月 株式会社 ソニーグローバルエデュケーション 取締役 2016年6月 ソニーグループ株式会社 執行役員コーポレートエグゼクティブ 2018年6月 ソニーグループ株式会社 執行役員 2019年6月 株式会社シナモン AI 社外取締役 2019年9月 仏)ロレアル社、科学顧問委員会 委員 2020年4月 英) アラン・チューリング研究所 客員研究員 2020年4月 株式会社ソニーAI CEO（現 株式会社ソニーリサーチ） 2020年6月 ソニーグループ株式会社 常務 2021年4月 学校法人 国際基督教大学 オスマー記念科学教授 2022年4月 ソニーグループ株式会社 執行役 専務 CTO 2023年11月 国連 人工知能ハイレベル諮問委員会 委員 2024年4月 ソニーグループ株式会社 執行役 副社長 CTO 2025年1月 Basque Culinary Center, Gastronomy Open Ecosystem, Advisor（現任） 2025年4月 ソニーグループ株式会社 チーフテクノロジーフェロー（現任） 株式会社ティアフォー 取締役（現任）	(注3)	—

監査役 (常勤)	阪崎 史郎	1963年12月4日	1987年4月 2003年4月 2005年2月 2007年1月 2010年3月 2013年10月 2019年4月 2020年12月 2024年3月 2024年5月	キリンビール株式会社 入社（現 キリンホールディングス株式会社） キリンビール株式会社 国際ビールカンパニー 部長代理 麒麟（中国）投資有限公司 取締役副社長 キリンビール株式会社 原料資材部 主査 キリンビジネスエキスパート株式会社 調達部主幹 キリンホールディングス株式会社 グループ経営監査担当 主幹 協和発酵バイオ株式会社 SCM統括部 担当部長 WASSHA株式会社 常勤監査役 株式会社ティアフォー 常勤監査役（現任） 株式会社wevna1 社外監査役（現任）	(注4)	—
-------------	-------	------------	--	---	------	---

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	山本 龍太郎	1981年5月9日	2009年1月 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ 入所 2012年1月 ホワイト&ケース法律事務所 入所 2013年7月 特定非営利活動法人ソーシャルベンチャー・パートナーズ東京 理事(2017年5月退任、2019年7月再度就任、2023年7月退任) 2015年4月 大江橋法律事務所 入所 2016年4月 慶應義塾大学 総合政策学部 非常勤講師(現任) 2016年6月 東京外国語大学 国際社会学部 非常勤講師(現任) 2016年10月 WASSHA 株式会社 社外監査役(現任) 2016年11月 認定特定非営利活動法人かものはしプロジェクト 監事 2018年9月 株式会社リベルタ 社外監査役 2019年1月 大江橋法律事務所 パートナー(現任) 2019年3月 オリシロジェノミクス株式会社 社外監査役 (現 モデルナ・エンザイマティクス株式会社) 2019年7月 特定非営利活動法人ソーシャルベンチャー・パートナーズ東京 理事 2024年3月 株式会社リベルタ 社外取締役監査等委員(現任) 2024年6月 認定特定非営利活動法人かものはしプロジェクト 理事(現任) コージンバイオ株式会社 社外取締役(現任) 2025年7月 株式会社ティアフォー 社外監査役(現任)	(注4)	—
監査役	中室 牧子 (戸籍上の氏名：代田 牧子)	1975年6月18日	1998年4月 日本銀行 入行 2005年6月 世界銀行 入行 2010年10月 東北大学大学院 文学研究科 グローバル COE 社会階層と不平等研究教育拠点 助教 2013年4月 慶應義塾大学 総合政策学部 准教授 2018年9月 経済産業省 産業構造審議会 委員(現任) 2019年4月 慶應義塾大学 総合政策学部 教授(現任) 2021年8月 内閣府 規制改革推進会議 委員(現任) 2021年9月 デジタル庁シニアエキスパート デジタルエデュケーション担当(現任) 2021年10月 独立行政法人東京財団政策研究所 研究主幹 2023年4月 独立行政法人経済産業研究所 ファカルティフェロー(現任) 2023年5月 内閣府 経済財政諮問会議・経済財政一体改革委員会 委員(現任) 2023年10月 内閣官房 デジタル行財政改革会議 構成員(現任) 日本学術会議会員(26期会員) 2025年7月 株式会社ティアフォー 社外監査役(現任)	(注4)	—
計					5,000

- (注) 1. 取締役 川崎達生及び北野宏明は、社外取締役であります。
2. 監査役 阪崎史郎、山本龍太郎、及び中室牧子は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は2026年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うために、執行役員制度を導入しております。提出日現在における執行役員は、次の7名であります。

執行役員 CEO (取締役との兼務)	加藤 真平
執行役員 CFO (取締役との兼務)	阪口 聡志
執行役員 CHRO	村岡 広紀
執行役員 CIO	継岩 直充
執行役員 COO	三好 航
執行役員 CSO	新海 正史
執行役員 CTO	高島 芳仁

② 社外役員の状況

提出日現在において、当社は社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。

社外取締役及び社外監査役は、経営に対する多様かつ独立した視点を取締役会に加えることで、経営の監督機能を強化するとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に資することを目的として選任しております。

a. 社外取締役の選任理由

川崎 達生氏は投資領域における深い専門性及び豊富な実績と、加えて企業経営者としての経験を有し、経営に対する的確な判断力と知見を備えていることから、経営判断及び監督機能の強化に寄与するものと判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

北野 宏明氏はAIや半導体等の先端技術領域に関する高度な専門知識と、研究開発及びこれまでの複数企業の支援を通じて培われた経営視点を併せ持ち、当社の技術戦略及び中長期的な企業価値向上に対して有益な助言が期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

b. 社外監査役の選任理由

阪崎 史郎氏（常勤）は上場企業においてグループ経営監査業務に従事した経験と、スタートアップ企業における常勤監査役の経験を有しております。これらの経験に基づく知見を活かし、当社の監査体制の強化に資するものと判断し、常勤の社外監査役として選任しております。

中室 牧子氏（戸籍上の氏名：代田 牧子）（非常勤）は大学教授としての研究活動に加え、内閣府規制改革推進会議等の公的機関における委員経験を通じて、教育・経済政策に関する幅広い知見と分析能力を有しております。これらの知見は、当社の経営全般に関する意思決定への助言に資すると考え、社外監査役として選任しております。

山本 龍太郎氏（非常勤）は弁護士としての高度な法的専門知識を有し、加えて複数の企業において取締役又は監査役として経営に関与した経験を有しております。これらの経験に基づき、当社の取締役会に対して実効的な監督・助言を行うとともに、法令遵守体制の強化に寄与することが期待できることから、社外監査役として選任しております。

なお、同氏らと当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

③ 社外役員による監督・監査と監査役監査・内部監査・会計監査との相互連携及び内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席等を通じ会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を果たしています。また、取締役会の一員としての意見又は助言により内部統制部門を有効に機能させることを通じて、適正な業務執行の確保を図っています。社外監査役は、監査役会や取締役会への出席及び会計監査人からの報告等を通じ、会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、監査の実効性を高めています。その上で、高い専門性により監査役監査を実施し、監査役会の監査報告につなげています。また、取締役会において内部統制部門の報告に対して意見を述べ、適正な業務執行の確保を図っています。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

最近事業年度（2025年9月期）において当社は監査役会を合計7回開催しており、個々の監査役の出席状況は以下のとおりです。尚、監査役会以外にも監査役間の情報共有や意見交換の機会を設けています。

氏名	開催回数	出席回数
阪崎 史郎	7回	7回
中室 牧子 (戸籍上の氏名：代田 牧子)	3回（注）	3回
山本 龍太郎	3回（注）	3回

（注） 2025年7月17日開催の臨時株主総会にて新たに選任され就任しております。

監査役会における具体的な検討内容は、監査方針、重点監査項目、事業報告及び附属明細書の適法性、取締役の職務執行の適法性及び妥当性、内部統制システムの構築・運用状況の妥当性、会計監査の方法及び結果の相当性等です。期末には、監査活動の振り返りを行い、会社に対する提言事項と翌期の重点監査項目を討議した上で、取締役会に報告しています。なお、2025年9月期の重点監査項目は以下のとおりでした。

（i）内部統制システムの構築・運用状況

（ii）25年度事業計画のPDCAの状況

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役直轄である内部監査室の内部監査責任者1名が担当しております。年間計画に従い、内部統制システムの構築・運用状況について、全部門・子会社を対象として監査を実施し、代表取締役及び取締役会に対し直接監査結果を報告しております。監査の結果については各部門に対し報告され、改善事項の指摘をするとともに、改善の進捗状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。また、必要に応じて専門的な知見を補完するため、当社が業務委託の形式により外部有識者の支援を受ける体制としております。さらに、常勤監査役とは毎月、会計監査人とは四半期に1回、情報及び意見交換を行い、相互の連携を図りながら監査の実効性の強化を図っております。また、内部監査室は、内部統制システムの構築・運用を推進する経営企画部との間で適時連携を図っております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b 継続監査期間

2021年9月期以降

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 矢部 直哉

指定有限責任社員 狭間 智博

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に関わる補助者は、公認会計士16名、その他32名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定について、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を基に会計監査人の評価基準を定め、効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査従事者の構成等並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任又は不再任

の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人からの報告や意見交換等を通じて会計監査の実施状況を把握し、会計監査人の監査体制及び職務遂行状況等について総合的に評価を行っております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	25	—	33	—
連結子会社	—	—	—	—
計	25	—	33	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。なお、監査報酬額は監査役会の同意を得ております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、最近事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬等は、金銭による基本報酬としております。

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、取締役の報酬については、2022年12月16日開催の定時株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額である年間200百万円の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案のうえ、取締役会から授権された代表取締役加藤真平が各取締役の報酬を決定しております。

また、当社は、取締役会の下位に位置する会議として任意の報酬委員会に類似した枠組みである「報酬検討会議」を設置しております。同会議は独立社外取締役川崎達生及び代表取締役加藤真平で構成され、取締役の継続可否及び報酬額の妥当性等について事前に検討及び答申を行い、その内容を取締役に報告した上で、代表取締役加藤真平が最終決定することで、決定プロセスの透明性及び客観性の確保を図っております。

監査役の報酬については、2025年12月19日開催の定時株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額である年間30百万円の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役会の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(2025年9月期)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	95	95	—	—	—	5
監査役(社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	19	19	—	—	—	5
合計	114	114	—	—	—	10

- (注) 1. 2022年12月16日開催の定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は年間200百万円以内と定めており（決議時の取締役の員数は9名）、2025年12月19日開催の定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は年間30百万円以内と定めております（決議時の監査役の員数は3名）。
2. 2024年9月20日開催の臨時株主総会、2025年3月17日開催の臨時株主総会及び2025年4月18日開催の取締役会の決議に基づき取締役に対する金銭ではない報酬として新株予約権を割り当てております。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式を所有していないため、省略しております。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	342
非上場株式以外の株式	—	—

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は「連結財務諸表規則」に基づいて作成しております。
なお、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2023年10月1日から2024年9月30日まで)及び当連結会計年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2023年10月1日から2024年9月30日まで)及び当事業年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、会計基準等の変更等に関する専門誌及び書籍等で適時に把握しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,420	6,932
売掛金	886	2,037
契約資産	544	1,016
有価証券	8,000	2,000
棚卸資産	※1 709	※1, ※2 1,028
未収収益	615	1,812
その他	604	977
流動資産合計	19,780	15,805
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	75	40
減価償却累計額	△42	△20
工具、器具及び備品（純額）	33	19
その他	1	0
有形固定資産合計	34	19
無形固定資産		
その他	6	1
無形固定資産合計	6	1
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 1,376	※3 1,448
繰延税金資産	100	22
その他	278	283
投資その他の資産合計	1,756	1,753
固定資産合計	1,796	1,775
資産合計	21,577	17,580

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	467	334
未払金	557	519
未払費用	876	1,013
契約負債	95	226
短期借入金	※ 4 1,200	※ 4 2,000
1年内返済予定の長期借入金	22	—
未払法人税等	34	6
賞与引当金	92	139
受注損失引当金	—	※ 2 17
その他	90	117
流動負債合計	3,437	4,374
固定負債		
社債	2	2
長期借入金	106	—
繰延税金負債	24	26
その他	—	6
固定負債合計	133	35
負債合計	3,570	4,409
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	22,907	22,907
利益剰余金	△5,357	△10,157
株主資本合計	17,650	12,850
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	48	51
為替換算調整勘定	21	25
その他の包括利益累計額合計	69	77
新株予約権	242	242
非支配株主持分	44	—
純資産合計	18,007	13,170
負債純資産合計	21,577	17,580

【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間 (2026年3月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	8,786
売掛金及び契約資産	3,911
棚卸資産	※1 931
その他	2,112
流動資産合計	15,742
固定資産	
有形固定資産	16
無形固定資産	1
投資その他の資産	1,074
固定資産合計	1,093
資産合計	16,835

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
(2026年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	24
契約負債	513
短期借入金	2,000
1年内返済予定の長期借入金	499
未払法人税等	6
賞与引当金	115
その他	1,447
流動負債合計	4,607
固定負債	
社債	1
長期借入金	458
その他	37
固定負債合計	497
負債合計	5,104
純資産の部	
株主資本	
資本金	100
資本剰余金	14,046
利益剰余金	△2,766
株主資本合計	11,380
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	71
為替換算調整勘定	35
その他の包括利益累計額合計	106
新株予約権	242
純資産合計	11,730
負債純資産合計	16,835

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
売上高	※1 3,871	※1 6,410
売上原価	2,443	※2, ※3 4,759
売上総利益	1,428	1,650
販売費及び一般管理費	※4, ※5 8,658	※4, ※5 12,156
営業損失(△)	△7,229	△10,506
営業外収益		
受取利息	0	9
受取配当金	9	15
補助金収入	2,849	5,525
その他	19	16
営業外収益合計	2,879	5,566
営業外費用		
支払利息	8	12
持分法による投資損失	421	513
株式交付費	26	—
為替差損	26	37
その他	1	0
営業外費用合計	484	564
経常損失(△)	△4,834	△5,504
特別利益		
固定資産売却益	※6 19	※6 0
子会社株式売却益	—	685
持分変動利益	54	—
特別利益合計	74	685
特別損失		
固定資産除却損	0	1
子会社株式売却損	59	—
投資有価証券評価損	10	—
特別損失合計	70	1
税金等調整前当期純損失(△)	△4,830	△4,819
法人税、住民税及び事業税	52	7
法人税等調整額	△58	△17
法人税等合計	△6	△10
当期純損失(△)	△4,824	△4,809
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失(△)	10	△9
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△4,834	△4,799

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
当期純損失 (△)	△4,824	△4,809
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	3
為替換算調整勘定	△5	4
その他の包括利益合計	※1 △5	※1 8
包括利益	△4,829	△4,801
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△4,839	△4,791
非支配株主に係る包括利益	10	△9

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
売上高	4,369
売上原価	2,556
売上総利益	1,812
販売費及び一般管理費	※1 5,914
営業損失(△)	△4,102
営業外収益	
受取利息	11
受取配当金	7
補助金収入	2,498
その他	12
営業外収益合計	2,529
営業外費用	
支払利息	22
持分法による投資損失	786
その他	4
営業外費用合計	813
経常損失(△)	△2,385
特別利益	
持分変動利益	55
固定資産売却益	0
特別利益合計	56
特別損失	
投資有価証券評価損	138
特別損失合計	138
税金等調整前中間純損失(△)	△2,468
法人税等	2
中間純損失(△)	△2,470
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△2,470

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)	
中間純損失 (△)	△2,470
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	19
為替換算調整勘定	9
その他の包括利益合計	29
中間包括利益	△2,441
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△2,441

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100	19,170	△4,285	14,984
当期変動額				
新株の発行	3,750	3,750	—	7,500
減資	△3,750	3,750	—	—
欠損填補	—	△3,762	3,762	—
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	—	—	△4,834	△4,834
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	3,737	△1,072	2,665
当期末残高	100	22,907	△5,357	17,650

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	48	26	74	—	34	15,094
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	7,500
減資	—	—	—	—	—	—
欠損填補	—	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	—	—	—	—	—	△4,834
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	△5	△5	242	10	247
当期変動額合計	—	△5	△5	242	10	2,913
当期末残高	48	21	69	242	44	18,007

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100	22,907	△5,357	17,650
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	—	—	△4,799	△4,799
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△4,799	△4,799
当期末残高	100	22,907	△10,157	12,850

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	48	21	69	242	44	18,007
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	—	—	—	—	—	△4,799
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3	4	8	—	△44	△36
当期変動額合計	3	4	8	—	△44	△4,836
当期末残高	51	25	77	242	—	13,170

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△4,830	△4,819
研究開発費	771	1,124
株式報酬費用	242	4
持分法による投資損益 (△は益)	421	513
子会社株式売却損益 (△は益)	—	△685
補助金収入	△2,849	△5,525
売上債権の増減額 (△は増加)	△669	△1,314
契約資産の増減額 (△は増加)	△353	△506
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△509	△337
仕入債務の増減額 (△は減少)	280	△109
未払金の増減額 (△は減少)	415	130
未収収益の増減額 (△は増加)	25	△23
その他	105	△2
小計	△6,949	△11,551
利息及び配当金の受取額	10	24
利息の支払額	△8	△12
補助金の受取額	2,337	4,307
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	36	△50
営業活動によるキャッシュ・フロー	△4,573	△7,282
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△641	△1,240
関係会社株式の取得による支出	—	△490
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	※2 739
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△220	—
その他	6	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△855	△991
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,280	800
長期借入れによる収入	170	—
株式の発行による収入	7,473	—
その他	△0	△32
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,922	767
現金及び現金同等物に係る換算差額	△12	18
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,481	△7,487
現金及び現金同等物の期首残高	10,938	14,420
現金及び現金同等物の期末残高	※1 14,420	※1 6,932

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失（△）	△2,468
研究開発費	438
持分法による投資損益（△は益）	786
補助金収入	△2,498
売上債権の増減額（△は増加）	690
契約資産の増減額（△は増加）	△1,545
棚卸資産の増減額（△は増加）	97
仕入債務の増減額（△は減少）	△310
その他	177
小計	△4,631
利息及び配当金の受取額	17
利息の支払額	△26
補助金の受取額	3,142
法人税等の支払額	△4
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,503
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△486
有価証券の償還による収入	2,000
その他	△160
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,353
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	1,000
株式の発行による収入	1,000
その他	△48
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,951
現金及び現金同等物に係る換算差額	52
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,853
現金及び現金同等物の期首残高	6,932
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1 8,786

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

6社

連結子会社の名称

株式会社マップフォー

株式会社ブレインフォー

株式会社エンブフォー

株式会社フィールドオート

株式会社Human Dataware Lab.

TierIV North America Inc.

当連結会計年度に、株式売却に伴い、1社を連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

2社

会社等の名称

株式会社eve autonomy

AI教習所株式会社

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

なお、預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具器具備品 3～8年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

Mobility Service（モビリティサービス）

自動運転車両の提供から運用までを一貫したサポートを提供しております。本サービスの履行義務には、自動車メーカーから調達したベース車両に自動運転システムを架装し顧客に提供する車両販売や自動運転用ハードウェアの販売だけでなく、高精度3次元地図作成、運行・運用支援、レベル4認可取得支援、保守・アフターサービス等が含まれております。

当該履行義務のうち、主に顧客との業務委託契約等に基づいてサービスを提供するものについては、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務は契約に基づくサービス・プロジェクトの進捗に基づいて充足されると判断し、進捗度の見積り方法は、収益が確実に測定可能な特定のマイルストーンが契約に明確に定められている場合を除いて、見積総原価に対する実際原価の割合で算出しております。

保守・アフターサービスについては、契約期間にわたりサービスを提供するものであり、顧客が時の経過に応じて便益を享受するため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

また、自動運転用ハードウェア、車両販売に係る収益は、主に顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引き渡し時点において履行義務が充足されると判断し、通常は引き渡し時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として6ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

Development Service（デベロップメントサービス）

自動運転プロダクトを基盤に、顧客の量産車両へ自動運転システムを搭載するための共同開発や技術協力を提供しております。本サービスの履行義務には、顧客の個別ニーズに応じた専用開発支援やカスタマイズ対応を始め、当社プロダクトを基盤とした開発に対するソフトウェアライセンスの提供等が含まれております。

当該履行義務のうち、主に顧客との業務委託契約等に基づいてサービスを提供するものについては、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務は契約に基づくサービス・プロジェクトの進捗に基づいて充足されると判断し、進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出しております。

また、ソフトウェアライセンスの提供については、契約期間にわたりサービスを提供するものであり、顧客が時の経過に応じて便益を享受するため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

Solution Service（ソリューションサービス）

オープンソースソフトウェア「Autware（オートウェア）」や当社プロダクトの導入・活用を目指す企業・団体に、ソフトウェアライセンスの提供、技術トレーニング、コンサルティング、関連デバイス提供の幅広い技術・運用支援を提供しております。

当該履行義務のうち、ソフトウェアライセンスの提供については、契約期間にわたりサービスを提供するものであり、顧客が時の経過に応じて便益を享受するため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

顧客との業務委託契約等に基づいてサービスを提供するものについては、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務は契約に基づくサービス・プロジェクトの進捗に基づいて充足されると判断し、進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出しております。

また、関連デバイスの販売に係る収益は、主に顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引き渡し時点において履行義務が充足されると判断し、通常は引き渡し時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社Human Dataware Lab.

TierIV North America Inc.

当連結会計年度において、株式会社マップフォーの株式を一部売却したことにより、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。また、当連結会計年度において清算終了した3社を連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

3社

会社等の名称

株式会社マップフォー

株式会社eve autonomy

AI教習所株式会社

当連結会計年度において、株式会社マップフォーの株式を一部売却したことにより、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

なお、預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具器具備品 4～8年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

Mobility Service（モビリティサービス）

自動運転車両の提供から運用までを一貫したサポートを提供しております。本サービスの履行義務には、自動車メーカーから調達したベース車両に自動運転システムを架装し顧客に提供する車両販売や自動運転用ハードウェアの販売だけでなく、高精度3次元地図作成、運行・運用支援、レベル4認可取得支援、保守・アフターサービス等が含まれております。

当該履行義務のうち、主に顧客との業務委託契約等に基づいてサービスを提供するものについては、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務は契約に基づくサービス・プロジェクトの進捗に基づいて充足されると判断し、進捗度の見積り方法は、収益が確実に測定可能な特定のマイルストーンが契約に明確に定められている場合を除いて、見積総原価に対する実際原価の割合で算出しております。

保守・アフターサービスについては、契約期間にわたりサービスを提供するものであり、顧客が時の経過に応じて便益を享受するため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

また、自動運転用ハードウェア、車両販売に係る収益は、主に顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引き渡し時点において履行義務が充足されると判断し、通常は引き渡し時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

Development Service（デベロップメントサービス）

自動運転プロダクトを基盤に、顧客の量産車両へ自動運転システムを搭載するための共同開発や技術協力を提供しております。本サービスの履行義務には、顧客の個別ニーズに応じた専用開発支援や自動運転用ハードウェアの販売、カスタマイズ対応を始め、当社プロダクトを基盤とした開発に対するソフトウェアライセンスの提供等が含まれております。

当該履行義務のうち、主に顧客との業務委託契約等に基づいてサービスを提供するものについては、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務は契約に基づくサービス・プロジェクトの進捗に基づいて充足されると判断し、進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出しております。

自動運転用ハードウェアの販売に係る収益は、主に顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引き渡し時点において履行義務が充足されると判断し、通常は引き渡し時点で収益を認識しております。

また、ソフトウェアライセンスの提供については、契約期間にわたりサービスを提供するものであり、顧客が時の経過に応じて便益を享受するため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

Solution Service（ソリューションサービス）

オープンソースソフトウェア「Autoware（オートウェア）」や当社プロダクトの導入・活用を目指す企業・団体に、ソフトウェアライセンスの提供、技術トレーニング、コンサルティング、関連デバイス提供等の幅広い技術・運用支援を提供しております。

当該履行義務のうち、ソフトウェアライセンスの提供については、契約期間にわたりサービスを提供するものであり、顧客が時の経過に応じて便益を享受するため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

顧客との業務委託契約等に基づいてサービスを提供するものについては、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務は契約に基づくサービス・プロジェクトの進捗に基づいて充足されると判断し、進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出しております。

また、関連デバイスの販売に係る収益は、主に顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引き渡し時点において履行義務が充足されると判断し、通常は引き渡し時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

（会計方針の変更）

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

（未適用の会計基準等）

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等（以下「企業会計基準第28号等」）が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等（子会社株式又は関連会社株式）の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年9月期期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による重要な影響はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

す。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
商品	260百万円	977百万円
仕掛品	445百万円	43百万円
原材料及び貯蔵品	3百万円	7百万円

※ 2 棚卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる請負契約に係る棚卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

受注損失引当金に対応する棚卸資産の額

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
仕掛品	－百万円	3百万円

※ 3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
投資有価証券	1,040 百万円	1,106百万円

※ 4 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
当座貸越極度額の総額	3,000百万円	6,000百万円
借入実行残高	1,200百万円	2,000百万円
差引額	1,800百万円	4,000百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
受注損失引当金繰入額	－百万円	17百万円

※ 3 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
棚卸資産評価損	－百万円	455百万円

※ 4 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
研究開発費	5,670百万円	8,551百万円
給与手当	1,014百万円	1,355百万円
賞与引当金繰入額	31百万円	31百万円
退職給付費用	30百万円	26百万円

※ 5 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
研究開発費	5,670百万円	8,551百万円

※ 6 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
ソフトウェア	19百万円	－百万円
その他	－百万円	0百万円
計	19百万円	0百万円

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	—	5
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	—	5
法人税等及び税効果額	—	△1
その他有価証券評価差額金	—	3
為替換算調整勘定		
当期発生額	△5	4
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	△5	4
法人税等及び税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△5	4
その他の包括利益合計	△5	8

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	3,200,000	—	—	3,200,000
A種優先株式（株）	1,548,000	—	—	1,548,000
A-1種優先株式（株）	300,000	—	—	300,000
A-2種優先株式（株）	1,750,000	—	—	1,750,000
B種優先株式（株）	1,316,898	750,000	—	2,066,898

(変動事由の概要)

B種優先株式の増加は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2024年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	242
合計			—	—	—	—	242

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	3,200,000	—	—	3,200,000
A種優先株式（株）	1,548,000	—	—	1,548,000
A-1種優先株式（株）	300,000	—	—	300,000
A-2種優先株式（株）	1,750,000	—	—	1,750,000
B種優先株式（株）	2,066,898	—	—	2,066,898

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2024年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	242
合計			—	—	—	—	242

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	8,420百万円	6,932百万円
有価証券	6,000百万円	－百万円
現金及び現金同等物	14,420百万円	6,932百万円

- ※ 2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

株式の一部売却により、株式会社マップフォーが連結子会社から持分法適用会社になったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳ならびに株式の売却価額と売却による収入（純額）との関係は次のとおりです。

流動資産	304百万円
固定資産	167百万円
流動負債	△156百万円
固定負債	△76百万円
新株予約権	△4百万円
非支配持分	△35百万円
株式売却後の投資勘定	△87百万円
株式売却益	685百万円
株式の売却価額	798百万円
現金及び現金同等物	△58百万円
差引：売却による収入	739百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1 ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	85百万円
1年超	－〃
合計	85百万円

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1 ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	41百万円
1年超	48 〃
合計	89百万円

（金融商品関係）

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入及び新株の発行により調達しております。一時的な余資は、定期預金等で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券は、合同運用指定金銭信託であり、短期間で決済されるため、価格変動リスクは低いと判断しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、債権保全に必要な手続きを行うこととし、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、管理部門のファイナンスユニットが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「契約資産」、「有価証券（合同運用指定金銭信託）」、「買掛金」、「未払金」「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 長期借入金	129	124	4
負債計	129	124	4

(*1) 市場価格のない株式等は、上記表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	336
関係会社株式	1,040

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,420	—	—	—
売掛金	886	—	—	—
有価証券	8,000	—	—	—
合計	17,306	—	—	—

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,200	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	2	—
長期借入金	22	31	31	31	12	—
合計	1,222	31	31	31	15	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	124	—	124
負債計	—	124	—	124

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入及び新株の発行により調達しております。一時的な余資は、定期預金等で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券は、合同運用指定金銭信託であり、短期間で決済されるため、価格変動リスクは低いと判断しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、債権保全に必要な手続きを行うこととし、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、管理部門のファイナンスユニットが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」、「契約資産」、「有価証券（合同運用指定金銭信託）」、「買掛金」、「未払金」「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※1) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	342
関係会社株式	1,106

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,932	—	—	—
売掛金	2,037	—	—	—
有価証券	2,000	—	—	—
合計	10,969	—	—	—

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,000	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	2	—	—
合計	2,000	—	—	2	—	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前連結会計年度(2024年9月30日)

1 その他有価証券

非上場株式（連結貸借対照表価額336百万円）については、市場価格のない株式等のため、本注記での記載をしておりません。

有価証券のうち、合同運用指定金銭信託で預金と同様の性格を有するもの（連結貸借対照表計上額8,000百万円）については、取得価額をもって連結貸借対照表価額としていることから、本注記での記載をしておりません。

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、投資有価証券について10百万円の減損処理を行っております。

当連結会計年度(2025年9月30日)

1 その他有価証券

非上場株式（連結貸借対照表価額342百万円）については、市場価格のない株式等のため、本注記での記載をしておりません。

有価証券のうち、合同運用指定金銭信託で預金と同様の性格を有するもの（連結貸借対照表計上額2,000百万円）については、取得価額をもって連結貸借対照表価額としていることから、本注記での記載をしておりません。

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は86百万円であります。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は110百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	242百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	当社 第1回新株予約権(第1次)	当社 第2回新株予約権(第1次)	当社 第1回新株予約権(第2次)
決議年月日	2017年6月23日	2017年6月23日	2017年7月28日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社従業員5名 当社子会社の役員9名	当社取締役1名	当社従業員2名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 650,000株	普通株式 250,000株	普通株式 100,000株
付与日	2017年6月30日	2017年6月30日	2017年7月31日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2019年6月24日～ 2027年6月23日	2019年6月24日～ 2027年6月23日	2019年6月24日～ 2027年6月23日

	当社 第3回新株予約権(第1次)	当社 第4回新株予約権(第1次)	当社 第4回新株予約権(第2次)
決議年月日	2017年11月29日	2017年11月29日	2017年12月21日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社取締役1名 当社従業員1名 当社子会社の役員1名	社外協力者1名	社外協力者1名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 550,000株	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株
付与日	2017年11月30日	2017年12月12日	2018年1月12日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2019年11月30日～ 2027年11月29日	2019年11月30日～ 2027年11月29日	2019年12月22日～ 2027年12月21日

	当社 第5回新株予約権	当社 第6回新株予約権(第1次)	当社 第6回新株予約権(第3次)
決議年月日	2018年10月19日	2019年2月15日	2019年4月19日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社取締役2名 当社従業員25名 当社子会社の役員4名	当社従業員12名	当社従業員5名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 1,079,000株	普通株式 238,000株	普通株式 65,000株
付与日	2018年10月20日	2019年2月16日	2019年4月20日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2020年10月20日～ 2028年10月19日	2021年2月16日～ 2029年2月15日	2021年4月20日～ 2029年4月19日

	当社 第7回新株予約権(第1次)	当社 第7回新株予約権(第2次)	当社 第7回新株予約権(第3次)
決議年月日	2020年1月24日	2020年4月17日	2020年7月17日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社従業員42名	当社従業員12名	当社従業員13名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 261,000株	普通株式 100,000株	普通株式 65,000株
付与日	2020年1月25日	2020年4月18日	2020年7月18日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2022年1月25日～ 2030年1月24日	2022年4月18日～ 2030年4月17日	2022年7月18日～ 2030年7月17日

	当社 第7回新株予約権(第4次)	当社 第8回新株予約権(第1次)	当社 第9回新株予約権
決議年月日	2020年12月18日	2021年4月16日	2021年4月16日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社従業員33名	当社取締役1名 当社従業員13名	当社子会社の役員1名 当社子会社の従業員1名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 196,000株	普通株式 160,000株	普通株式 75,000株
付与日	2020年12月19日	2021年4月17日	2021年4月17日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2022年12月19日～ 2030年12月18日	2023年4月17日～ 2031年4月16日	2021年4月17日～ 2031年4月16日

	当社 第8回新株予約権(第2次)	当社 第8回新株予約権(第3次)	当社 第8回新株予約権(第4次)
決議年月日	2021年7月16日	2021年10月15日	2021年12月17日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社従業員16名	当社従業員7名	当社従業員28名 当社子会社の役員1名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 80,000株	普通株式 35,000株	普通株式 195,500株
付与日	2021年7月17日	2021年10月16日	2021年12月18日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2023年7月17日～ 2031年7月16日	2023年10月16日～ 2031年10月15日	2023年12月18日～ 2031年12月17日

	当社 第10回新株予約権(第1次)	当社 第10回新株予約権(第2次)	当社 第11回新株予約権(第1次)
決議年月日	2022年6月17日	2022年9月16日	2022年9月16日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社従業員26名	当社従業員7名	当社子会社の役員1名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 130,000株	普通株式 280,000株	普通株式 125,000株
付与日	2022年6月18日	2022年9月17日	2022年9月17日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2024年6月18日～ 2032年6月17日	2024年9月17日～ 2032年9月16日	2022年9月17日～ 2032年9月16日

	当社 第10回新株予約権(第3次)	当社 第11回新株予約権(第2次)	当社 第12回新株予約権(第1次)
決議年月日	2023年2月17日	2023年2月17日	2023年9月15日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社従業員47名	当社子会社の従業員1名	当社従業員30名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 470,000株	普通株式 25,000株	普通株式 161,000株
付与日	2023年2月18日	2023年2月18日	2023年9月16日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2025年2月18日～ 2033年2月17日	2023年2月18日～ 2033年2月17日	2025年9月16日～ 2033年9月15日

	当社 第13回新株予約権(第1次)	当社 第12回新株予約権(第2次)	当社 第13回新株予約権(第2次)
決議年月日	2023年9月15日	2024年3月15日	2024年3月15日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社子会社の従業員2名	当社従業員40名	当社子会社の従業員3名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 85,000株	普通株式 120,500株	普通株式 85,000株
付与日	2023年9月16日	2024年3月16日	2024年3月16日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2023年9月16日～ 2033年9月15日	2026年3月16日～ 2034年3月15日	2024年3月16日～ 2034年3月15日

	当社 第12回新株予約権(第3次)	当社 第14回新株予約権	当社 第15回新株予約権
決議年月日	2024年5月17日	2024年9月29日	2024年9月29日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社従業員11名	当社取締役1名	当社取締役2名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 155,000株	普通株式 100,000株	普通株式 260,000株
付与日	2024年5月18日	2024年9月30日	2024年9月30日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2026年5月18日～ 2034年5月17日	2026年9月30日～ 2034年9月29日	2026年9月30日～ 2034年9月29日

	(株)マップフォー 第1回新株予約権	(株)マップフォー 第2回新株予約権(第1次)
決議年月日	2023年9月29日	2024年3月14日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	同社取締役2名	同社取締役2名 同社従業員21名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 3,000株	普通株式 4,850株
付与日	2023年9月29日	2024年3月14日
権利確定条件	(注4)	(注4)
対象勤務期間	2023年9月29日～ 2025年9月28日	2024年3月14日～ 2026年3月13日
権利行使期間	2025年9月29日～ 2033年9月28日	2026年3月14日～ 2034年3月13日

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。さらに、(株)マップフォーについては2024年1月4日付株式分割（普通株式1株につき

1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
4. 権利確定条件は以下のとおりです。
 - (1) 同社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場後6ヶ月の期間が経過した場合に限り、権利を行使することができる。
 - (2) 対象者が、権利行使時において当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人等の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前連結会計年度（2024年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。さらに、(株)マップフォーについては2024年1月4日付株式分割（普通株式1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	当社 第1回新株予約権 (第1次)	当社 第2回新株予約権 (第1次)	当社 第1回新株予約権 (第2次)	当社 第3回新株予約権 (第1次)
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	525,000	250,000	50,000	550,000
付与	—	—	—	—
失効	100,000	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	425,000	250,000	50,000	550,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	当社 第4回新株予約権 (第1次)	当社 第4回新株予約権 (第2次)	当社 第5回新株予約権	当社 第6回新株予約権 (第1次)
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	100,000	100,000	1,003,000	138,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	12,500	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	100,000	100,000	990,500	138,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	当社 第6回新株予約権 (第3次)	当社 第7回新株予約権 (第1次)	当社 第7回新株予約権 (第2次)	当社 第7回新株予約権 (第3次)
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	65,000	205,500	60,000	40,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	5,000	5,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	65,000	205,500	55,000	35,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	当社 第7回新株予約権 (第4次)	当社 第8回新株予約権 (第1次)	当社 第9回新株予約権	当社 第8回新株予約権 (第2次)
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	135,500	145,000	75,000	65,000
付与	—	—	—	—
失効	5,000	—	—	10,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	130,500	145,000	75,000	55,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	当社 第8回新株予約権 (第3次)	当社 第8回新株予約権 (第4次)	当社 第10回新株予約権 (第1次)	当社 第10回新株予約権 (第2次)
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	30,000	145,500	120,000	280,000
付与	—	—	—	—
失効	—	10,000	5,000	5,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	30,000	135,500	115,000	275,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	当社 第11回新株予約権 (第1次)	当社 第10回新株予約権 (第3次)	当社 第11回新株予約権 (第2次)	当社 第12回新株予約権 (第1次)
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	125,000	375,000	25,000	161,000
付与	—	—	—	—
失効	—	25,000	—	5,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	125,000	350,000	25,000	156,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	当社 第13回新株予約権 (第1次)	当社 第12回新株予約権 (第2次)	当社 第13回新株予約権 (第2次)	当社 第12回新株予約権 (第3次)
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	85,000	—	—	—
付与	—	120,500	85,000	155,000
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	85,000	120,500	85,000	155,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	当社 第14回新株予約権	当社 第15回新株予約権	(株)マップフォー 第1回新株予約権	(株)マップフォー 第2回新株予約権 (第1次)
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	3,000	—
付与	100,000	260,000	—	4,850
失効	—	—	—	550
権利確定	—	—	—	—
未確定残	100,000	260,000	3,000	4,300
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

② 単価情報

	当社 第1回新株予約権 (第1次)	当社 第2回新株予約権 (第1次)	当社 第1回新株予約権 (第2次)	当社 第3回新株予約権 (第1次)
権利行使価格(円)	2	2	2	60
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

	当社 第4回新株予約権 (第1次)	当社 第4回新株予約権 (第2次)	当社 第5回新株予約権	当社 第6回新株予約権 (第1次)
権利行使価格(円)	60	60	400	400
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

	当社 第6回新株予約権 (第3次)	当社 第7回新株予約権 (第1次)	当社 第7回新株予約権 (第2次)	当社 第7回新株予約権 (第3次)
権利行使価格(円)	400	800	800	800
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

	当社 第7回新株予約権 (第4次)	当社 第8回新株予約権 (第1次)	当社 第9回新株予約権	当社 第8回新株予約権 (第2次)
権利行使価格(円)	800	800	7.6米ドル	800
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

	当社 第8回新株予約権 (第3次)	当社 第8回新株予約権 (第4次)	当社 第10回新株予約権 (第1次)	当社 第10回新株予約権 (第2次)
権利行使価格(円)	800	800	1,000	1,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

	当社 第11回新株予約権 (第1次)	当社 第10回新株予約権 (第3次)	当社 第11回新株予約権 (第2次)	当社 第12回新株予約権 (第1次)
権利行使価格(円)	7.6米ドル	1,000	7.6米ドル	1,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

	当社 第13回新株予約権 (第1次)	当社 第12回新株予約権 (第2次)	当社 第13回新株予約権 (第2次)	当社 第12回新株予約権 (第3次)
権利行使価格(円)	7.6米ドル	1,000	7.6米ドル	1,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

	当社 第14回新株予約権	当社 第15回新株予約権	(株)マップフォー 第1回新株予約権	(株)マップフォー 第2回新株予約権 (第1次)
権利行使価格（円）	60	400	3,000	5,000
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価（円）	—	—	—	—

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は本源的価値の見積りによっております。なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値の評価技法は、DCF法により算定した価格を基礎として決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 242百万円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 一百万円

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度において、(株)マップフォーは、連結の範囲から除外したため、同社のスtock・オプションについては記載しておりません。

(1) スtock・オプションの内容

	当社 第1回新株予約権(第1次)	当社 第2回新株予約権(第1次)	当社 第1回新株予約権(第2次)
決議年月日	2017年6月23日	2017年6月23日	2017年7月28日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社従業員5名 当社子会社の役員9名	当社取締役1名	当社従業員2名
株式の種類別のスtock・ オプションの数(注2)	普通株式 650,000株	普通株式 250,000株	普通株式 100,000株
付与日	2017年6月30日	2017年6月30日	2017年7月31日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2019年6月24日～ 2027年6月23日	2019年6月24日～ 2027年6月23日	2019年6月24日～ 2027年6月23日

	当社 第3回新株予約権(第1次)	当社 第4回新株予約権(第1次)	当社 第4回新株予約権(第2次)
決議年月日	2017年11月29日	2017年11月29日	2017年12月21日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社取締役1名 当社従業員1名 当社子会社の役員1名	社外協力者1名	社外協力者1名
株式の種類別のスtock・ オプションの数(注2)	普通株式 550,000株	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株
付与日	2017年11月30日	2017年12月12日	2018年1月12日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2019年11月30日～ 2027年11月29日	2019年11月30日～ 2027年11月29日	2019年12月22日～ 2027年12月21日

	当社 第5回新株予約権	当社 第6回新株予約権(第1次)	当社 第6回新株予約権(第3次)
決議年月日	2018年10月19日	2019年2月15日	2019年4月19日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社取締役2名 当社従業員25名 当社子会社の役員4名	当社従業員12名	当社従業員5名
株式の種類別のスtock・ オプションの数(注2)	普通株式 1,079,000株	普通株式 238,000株	普通株式 65,000株
付与日	2018年10月20日	2019年2月16日	2019年4月20日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2020年10月20日～ 2028年10月19日	2021年2月16日～ 2029年2月15日	2021年4月20日～ 2029年4月19日

	当社 第7回新株予約権(第1次)	当社 第7回新株予約権(第2次)	当社 第7回新株予約権(第3次)
決議年月日	2020年1月24日	2020年4月17日	2020年7月17日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社従業員42名	当社従業員12名	当社従業員13名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 261,000株	普通株式 100,000株	普通株式 65,000株
付与日	2020年1月25日	2020年4月18日	2020年7月18日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2022年1月25日～ 2030年1月24日	2022年4月18日～ 2030年4月17日	2022年7月18日～ 2030年7月17日

	当社 第7回新株予約権(第4次)	当社 第8回新株予約権(第1次)	当社 第9回新株予約権
決議年月日	2020年12月18日	2021年4月16日	2021年4月16日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社従業員33名	当社取締役1名 当社従業員13名	当社子会社の役員1名 当社子会社の従業員1名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 196,000株	普通株式 160,000株	普通株式 75,000株
付与日	2020年12月19日	2021年4月17日	2021年4月17日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2022年12月19日～ 2030年12月18日	2023年4月17日～ 2031年4月16日	2021年4月17日～ 2031年4月16日

	当社 第8回新株予約権(第2次)	当社 第8回新株予約権(第3次)	当社 第8回新株予約権(第4次)
決議年月日	2021年7月16日	2021年10月15日	2021年12月17日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社従業員16名	当社従業員7名	当社従業員28名 当社子会社の役員1名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 80,000株	普通株式 35,000株	普通株式 195,500株
付与日	2021年7月17日	2021年10月16日	2021年12月18日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2023年7月17日～ 2031年7月16日	2023年10月16日～ 2031年10月15日	2023年12月18日～ 2031年12月17日

	当社 第10回新株予約権(第1次)	当社 第10回新株予約権(第2次)	当社 第11回新株予約権(第1次)
決議年月日	2022年6月17日	2022年9月16日	2022年9月16日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社従業員26名	当社従業員7名	当社子会社の役員1名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 130,000株	普通株式 280,000株	普通株式 125,000株
付与日	2022年6月18日	2022年9月17日	2022年9月17日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2024年6月18日～ 2032年6月17日	2024年9月17日～ 2032年9月16日	2022年9月17日～ 2032年9月16日

	当社 第10回新株予約権(第3次)	当社 第11回新株予約権(第2次)	当社 第12回新株予約権(第1次)
決議年月日	2023年2月17日	2023年2月17日	2023年9月15日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社従業員47名	当社子会社の従業員1名	当社従業員30名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 470,000株	普通株式 25,000株	普通株式 161,000株
付与日	2023年2月18日	2023年2月18日	2023年9月16日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2025年2月18日～ 2033年2月17日	2023年2月18日～ 2033年2月17日	2025年9月16日～ 2033年9月15日

	当社 第13回新株予約権(第1次)	当社 第12回新株予約権(第2次)	当社 第13回新株予約権(第2次)
決議年月日	2023年9月15日	2024年3月15日	2024年3月15日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社子会社の従業員2名	当社従業員40名	当社子会社の従業員3名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 85,000株	普通株式 120,500株	普通株式 85,000株
付与日	2023年9月16日	2024年3月16日	2024年3月16日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2023年9月16日～ 2033年9月15日	2026年3月16日～ 2034年3月15日	2024年3月16日～ 2034年3月15日

	当社 第12回新株予約権(第3次)	当社 第14回新株予約権	当社 第15回新株予約権
決議年月日	2024年5月17日	2024年9月29日	2024年9月29日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社従業員11名	当社取締役1名	当社取締役2名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 155,000株	普通株式 100,000株	普通株式 260,000株
付与日	2024年5月18日	2024年9月30日	2024年9月30日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2026年5月18日～ 2034年5月17日	2026年9月30日～ 2034年9月29日	2026年9月30日～ 2034年9月29日

	当社 第16回新株予約権(第1次)	当社 第16回新株予約権(第2次)	当社 第16回新株予約権(第3次)
決議年月日	2024年10月18日	2025年2月20日	2025年3月21日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社従業員55名	当社従業員1名	当社従業員41名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 170,000株	普通株式 100,000株	普通株式 150,500株
付与日	2024年10月19日	2025年2月21日	2025年3月22日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2026年10月19日～ 2034年10月18日	2027年2月21日～ 2035年2月20日	2027年3月22日～ 2035年3月21日

	当社 第16回新株予約権(第4次)	当社 第17回新株予約権(第2次)	当社 第16回新株予約権(第5次)
決議年月日	2025年4月18日	2025年4月18日	2025年8月7日
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社取締役2名	当社子会社の役員1名 当社子会社の従業員2名	当社従業員40名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注2)	普通株式 25,000株	普通株式 42,500株	普通株式 96,500株
付与日	2025年4月19日	2025年4月19日	2025年8月8日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2027年4月19日～ 2035年4月18日	2025年4月19日～ 2035年4月18日	2027年8月8日～ 2035年8月7日

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	当社 第1回新株予約権 (第1次)	当社 第2回新株予約権 (第1次)	当社 第1回新株予約権 (第2次)	当社 第3回新株予約権 (第1次)
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	425,000	250,000	50,000	550,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	425,000	250,000	50,000	550,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	当社 第4回新株予約権 (第1次)	当社 第4回新株予約権 (第2次)	当社 第5回新株予約権	当社 第6回新株予約権 (第1次)
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	100,000	100,000	990,500	138,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	100,000	100,000	990,500	138,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	当社 第6回新株予約権 (第3次)	当社 第7回新株予約権 (第1次)	当社 第7回新株予約権 (第2次)	当社 第7回新株予約権 (第3次)
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	65,000	205,500	55,000	35,000
付与	—	—	—	—
失効	—	15,000	5,000	10,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	65,000	190,500	50,000	25,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	当社 第7回新株予約権 (第4次)	当社 第8回新株予約権 (第1次)	当社 第9回新株予約権	当社 第8回新株予約権 (第2次)
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	130,500	145,000	75,000	55,000
付与	—	—	—	—
失効	10,000	5,000	—	5,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	120,500	140,000	75,000	50,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	当社 第8回新株予約権 (第3次)	当社 第8回新株予約権 (第4次)	当社 第10回新株予約権 (第1次)	当社 第10回新株予約権 (第2次)
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	30,000	135,500	115,000	275,000
付与	—	—	—	—
失効	—	20,000	25,000	5,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	30,000	115,500	90,000	270,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	当社 第11回新株予約権 (第1次)	当社 第10回新株予約権 (第3次)	当社 第11回新株予約権 (第2次)	当社 第12回新株予約権 (第1次)
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	125,000	350,000	25,000	156,000
付与	—	—	—	—
失効	—	30,000	—	5,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	125,000	320,000	25,000	151,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	当社 第13回新株予約権 (第1次)	当社 第12回新株予約権 (第2次)	当社 第13回新株予約権 (第2次)	当社 第12回新株予約権 (第3次)
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	85,000	120,500	85,000	155,000
付与	—	—	—	—
失効	—	8,000	—	2,500
権利確定	—	—	—	—
未確定残	85,000	112,500	85,000	152,500
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	当社 第14回新株予約権	当社 第15回新株予約権	当社 第16回新株予約権 (第1次)	当社 第16回新株予約権 (第2次)
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	100,000	260,000	—	—
付与	—	—	170,000	100,000
失効	—	—	2,500	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	100,000	260,000	167,500	100,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	当社 第16回新株予約権 (第3次)	当社 第16回新株予約権 (第4次)	当社 第17回新株予約権 (第2次)	当社 第16回新株予約権 (第5次)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	150,500	25,000	42,500	96,500
失効	5,000	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	145,500	25,000	42,500	96,500
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

② 単価情報

	当社 第1回新株予約権 (第1次)	当社 第2回新株予約権 (第1次)	当社 第1回新株予約権 (第2次)	当社 第3回新株予約権 (第1次)
権利行使価格(円)	2	2	2	60
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

	当社 第4回新株予約権 (第1次)	当社 第4回新株予約権 (第2次)	当社 第5回新株予約権	当社 第6回新株予約権 (第1次)
権利行使価格(円)	60	60	400	400
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

	当社 第6回新株予約権 (第3次)	当社 第7回新株予約権 (第1次)	当社 第7回新株予約権 (第2次)	当社 第7回新株予約権 (第3次)
権利行使価格(円)	400	800	800	800
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

	当社 第7回新株予約権 (第4次)	当社 第8回新株予約権 (第1次)	当社 第9回新株予約権	当社 第8回新株予約権 (第2次)
権利行使価格(円)	800	800	7.6米ドル	800
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

	当社 第8回新株予約権 (第3次)	当社 第8回新株予約権 (第4次)	当社 第10回新株予約権 (第1次)	当社 第10回新株予約権 (第2次)
権利行使価格(円)	800	800	1,000	1,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—

付与日における公正な 評価単価（円）	—	—	—	—
-----------------------	---	---	---	---

	当社 第11回新株予約権 (第1次)	当社 第10回新株予約権 (第3次)	当社 第11回新株予約権 (第2次)	当社 第12回新株予約権 (第1次)
権利行使価格(円)	7.6米ドル	1,000	7.6米ドル	1,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

	当社 第13回新株予約権 (第1次)	当社 第12回新株予約権 (第2次)	当社 第13回新株予約権 (第2次)	当社 第12回新株予約権 (第3次)
権利行使価格(円)	7.6米ドル	1,000	7.6米ドル	1,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

	当社 第14回新株予約権	当社 第15回新株予約権	当社 第16回新株予約権 (第1次)	当社 第16回新株予約権 (第2次)
権利行使価格(円)	60	400	1,000	1,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

	当社 第16回新株予約権 (第3次)	当社 第16回新株予約権 (第4次)	当社 第17回新株予約権 (第2次)	当社 第16回新株予約権 (第5次)
権利行使価格(円)	1,000	1,000	7.6米ドル	1,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は本源的価値の見積りによっております。なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値の評価技法は、DCF法により算定した価格を基礎として決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	242百万円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	一百万円

（税効果会計関係）

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年9月30日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注2）	2,513百万円
減価償却超過額	1,592百万円
ソフトウェア仮勘定	2,392百万円
その他	619百万円
繰延税金資産小計	7,118百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△2,496百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,521百万円
評価性引当額小計（注1）	△7,017百万円
繰延税金資産合計	100百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△24百万円
繰延税金負債合計	△24百万円
繰延税金資産の純額	76百万円

（注）1. 評価性引当額が1,822百万円増加しております。この主な内容は、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が1,782百万円増加したこと等によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 （※1）	1	12	128	307	586	1,478	2,513
評価性引当額	△1	△12	△128	△307	△586	△1,461	△2,496
繰延税金資産（※2）	—	—	—	—	—	17	17

（※1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（※2）税務上の繰越欠損金2,513百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産17百万円を計上しております。当該繰延税金資産17百万円は、子会社における税務上の繰越欠損金（法定実効税率を乗じた額）の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注2）	1,574百万円
減価償却超過額	1,258百万円
ソフトウェア仮勘定	5,000百万円
その他	861百万円
繰延税金資産小計	8,695百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△1,563百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7,110百万円
評価性引当額小計（注1）	△8,673百万円
繰延税金資産合計	22百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△26百万円
繰延税金負債合計	△26百万円
繰延税金資産の純額	△4百万円

（注）1. 評価性引当額が1,655百万円増加しております。この主な内容は、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が2,588百万円増加したこと等によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 （※1）	—	—	—	70	630	873	1,574
評価性引当額	—	—	—	△70	△630	△862	△1,563
繰延税金資産（※2）	—	—	—	—	—	11	11

（※1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（※2）税務上の繰越欠損金1,574百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産11百万円を計上しております。当該繰延税金資産11百万円は、子会社における税務上の繰越欠損金（法定実効税率を乗じた額）の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.6%から34.4%に変更し計算しております。なお、この変更による影響は軽微であります。

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

事業分離

（子会社株式の譲渡）

当社は、2025年8月7日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社マップフォー（以下、「マップフォー」という。）の株式の一部を譲渡することを決議し、2025年9月16日付けで譲渡いたしました。なお、本件譲渡により、マップフォーは当連結会計年度末より持分法適用関連会社となり、当社の連結対象から除外しております。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先の名称

アイサンテクノロジー株式会社

アジア航測株式会社

ZFP企業共創投資事業有限責任組合

岡谷鋼機株式会社

(2) 分離した事業の内容

高精度3次元地図データ作成に係る計測システム及びソフトウェアの提供

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は、自動運転ソフトウェアの普及、大学における最新の研究成果の取り込み、及び優秀な技術人材の獲得を目的として、自動運転に関する技術を共同開発するための子会社を学生と共同で設立してまいりました。マップフォーは、この位置付けのもと、自動運転向け3次元地図技術の開発・発展を担う企業として設立したものです。

その後、同社は順調に成長を続けて来ましたが、当社グループ内でシナジーを発揮することが難しく、また、当社グループの今後目指す事業の方向性とも相違が見られる状況となってきました。

この様な状況の中、事業成長に向けて経営資源を集中させることが当社及び当該子会社にとっては最善であると判断した結果、マップフォーの事業パートナーであるアイサンテクノロジー株式会社、アジア航測株式会社、ZFP企業共創投資事業有限責任組合、岡谷鋼機株式会社に株式を譲渡することといたしました。

(4) 事業分離日

2025年9月16日

(5) 法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 譲渡損益の金額

子会社株式売却益 685百万円

(2) 譲渡した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	304百万円
固定資産	167百万円
資産合計	472百万円
流動負債	156百万円
固定負債	76百万円
負債合計	233百万円

(3) 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却価額等との差額を「子会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

3. 譲渡した子会社の事業が含まれていた報告セグメントの名称

当社は、自動運転事業の単一セグメントであります。

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概要

売上高	1,061百万円
営業損失	92百万円

(収益認識関係)

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	売上区分			合計
	Mobility Service	Development Service	Solution Service	
一時点で移転される財又はサービス	418	59	261	739
一定期間にわたり移転される財又はサービス	1,351	685	1,061	3,098
顧客との契約から生じる収益	1,770	744	1,323	3,838
その他の収益	33	—	—	33
外部顧客への売上高	1,803	744	1,323	3,871

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	359
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	886
契約資産(期首残高)	190
契約資産(期末残高)	544
契約負債(期首残高)	29
契約負債(期末残高)	95

契約資産は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識するものについて、未請求の当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は23百万円であります。

また、当連結会計年度において、契約資産が増加した主な要因は、政府の委託事業等の進捗に伴うものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	売上区分			合計
	Mobility Service	Development Service	Solution Service	
一時点で移転される財又はサービス	929	281	470	1,682
一定期間にわたり移転される財又はサービス	1,325	1,045	2,341	4,711
顧客との契約から生じる収益	2,255	1,326	2,812	6,394
その他の収益	11	4	—	16
外部顧客への売上高	2,267	1,330	2,812	6,410

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4 会計方針に関する事項 （4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	886
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,037
契約資産(期首残高)	544
契約資産(期末残高)	1,016
契約負債(期首残高)	95
契約負債(期末残高)	226

契約資産は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識するものについて、未請求の当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は95百万円であります。

また、当連結会計年度において、契約資産が増加した主な要因は、政府の委託事業等の進捗に伴うものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当社グループは、自動運転事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当社グループは、自動運転事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
アイサンテクノロジー株式会社	882
BOLDLY株式会社	565
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	498

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	合計
17	2	19

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
アイサンテクノロジー株式会社	1,275
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1,143
経済産業省	800

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

(百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	株式会社eve autonomy	静岡県磐田市	100	自動運転車両、搬送台車の開発・販売・リース・レンタル	所有 直接 49.0%	当社サービスの販売 役員の兼任	増資の引受	490	—	—

(注) 増資の引受については、株式会社eve autonomyが実施した第三者割当を当社が1株につき1百万円で引き受けたものであります。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり純資産額	399.76円	291.66円
1株当たり当期純損失(△)	△113.35円	△108.29円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握出来ないため、記載しておりません。
2. A種種類株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式は、剰余金の配当について普通株式と同順位であるため、その普通株式相当数を普通株式と同等の株式の株式数としております。
3. 当社は、2026年2月6日付で株式1株につき株式5株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
4. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△4,834	△4,799
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△4,834	△4,799
普通株式の期中平均株式数(株)	42,648,462	44,324,490
(うち普通株式(株))	(16,000,000)	(16,000,000)
(うちA種優先株式(株))	(7,740,000)	(7,740,000)
(うちA-1種優先株式(株))	(1,500,000)	(1,500,000)
(うちA-2種優先株式(株))	(8,750,000)	(8,750,000)
(うちB種優先株式(株))	(8,658,462)	(10,334,490)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

（重要な後発事象）

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

（優先株式の取得及び消却）

当社は、2026年2月5日付で、全ての種類株主による普通株式を対価とする優先株式の取得請求権の行使を受け、定款の定めに従い当該優先株式の全部を取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、これに伴い、2026年1月16日開催の取締役会決議に基づき、2026年2月5日付で取得した自己種類株式の全数を消却しております。

1. 取得の内容

① 取得する株式の種類及び総数	A種優先株式	1,548,000株
	A-1種優先株式	300,000株
	A-2種優先株式	1,750,000株
	B種優先株式	2,166,898株
② 株式の取得対価の内容	普通株式	
③ 交換により交付した普通株式数	5,764,898株	
④ 交付後の発行済普通株式数	9,064,898株	
⑤ 取得日	2026年2月5日	

2. 消却の内容

① 消却する株式の種類及び総数	A種優先株式	1,548,000株
	A-1種優先株式	300,000株
	A-2種優先株式	1,750,000株
	B種優先株式	2,166,898株
② 消却日	2026年2月5日	

（株式分割及び株式分割を行うための定款の一部変更）

当社は、2026年1月16日開催の取締役会において、株式分割の決議並びに2026年2月2日開催の当社臨時株主総会に株式分割を行うための定款の一部変更について付議することを決議し、2026年2月6日付で株式分割を実施しております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の方法

2026年2月6日を基準日として定め、同日午前0時の株主名簿上の株主をもって、その所有する当社普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたします。

3. 株式分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	9,064,898株
②今回の分割により増加する株式数	36,259,592株
③株式分割後の発行済株式総数	45,324,490株
④株式分割後の発行可能株式総数	150,000,000株

4. 株式分割の日程

①基準日公告日	2026年1月22日
②基準日	2026年2月6日
③効力発生日	2026年2月6日

5. 定款の一部変更

定款の変更の内容は以下のとおりです。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更後
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>14,750,000株とし、このうち4,250,000株は普通株式、2,500,000株はA種優先株式、2,500,000株はA-1種優先株式、3,000,000株はA-2種優先株式、2,500,000株はB種優先株式とする。</u>	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>150,000,000株とする。</u>

6. 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されています。

（多額の資金の借入）

当社は、2026年2月2日開催の取締役会において、運転資金に充当する目的で、以下の借入を行うことを決議いたしました。

借入先	株式会社三菱UFJ銀行
借入金額	1,000百万円
借入金利	基準金利＋スプレッド
借入実行時期	2026年2月
借入期間	2年
担保の有無	無担保
保証の有無	無保証
財務制限条項	主な財務制限条項は各月末における連結貸借対照表のネット現預金（注）を一定金額以上に維持すること。

（注） ネット現預金＝現金及び預金－総有利子負債

（当座貸越契約の締結）

当社は、2026年2月2日開催の取締役会において、機動的な資金調達手段を確保する目的で、以下の当座貸越契約を締結することを決議いたしました。

借入先	株式会社三菱UFJ銀行
借入枠	1,000百万円
借入金利	基準金利＋スプレッド
契約締結時期	2026年2月
契約期間	1年
担保の有無	無担保
保証の有無	無保証
財務制限条項	主な財務制限条項は各月末における連結貸借対照表のネット現預金（注）を一定金額以上に維持すること。

（注） ネット現預金＝現金及び預金－総有利子負債

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 1 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2026年3月31日)
商品	898百万円
仕掛品	24百万円
原材料及び貯蔵品	8百万円

(中間連結損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
研究開発費	4,044百万円
給料手当	670百万円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	8,786百万円
現金及び現金同等物	8,786百万円

(株主資本等に関する注記)

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、2025年12月26日付で、東海旅客鉄道株式会社による第三者割当増資の払込みを受け、資本金が500百万円、資本剰余金が500百万円増加しております。

また、2025年12月19日開催の定時株主総会の決議に基づき、2026年1月6日付で減資の効力が発生し、資本金の額500百万円を減少させ、全額を資本剰余金に振り替えております。その後、資本剰余金4,353百万円を利益剰余金へ振り替えることにより、欠損填補いたしました。

さらに、2026年2月2日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2026年2月25日付で資本剰余金5,507百万円を利益剰余金へ振り替えることにより、欠損填補いたしました。

加えて親会社株主に帰属する中間純損失2,470百万円の計上により、当中間連結会計期間末において資本金が100百万円、資本剰余金が14,046百万円、利益剰余金が△2,766百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、自動運転事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	売上区分			合計
	Mobility Service	Development Service	Solution Service	
一時点で移転される財又はサービス	99	23	148	272
一定期間にわたり移転される財又はサービス	1,328	1,118	1,650	4,097
顧客との契約から生じる収益	1,428	1,141	1,799	4,369
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,428	1,141	1,799	4,369

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり中間純損失(△)	△55円19銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純損失(△)(百万円)	△2,470
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△)(百万円)	△2,470
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	44,755,809
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数の種類別内訳	普通株式 44,755,809
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり中間純損失のため記載しておりません。
2. 当社は、種類株式を発行しておりましたが、その株式の内容により「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、1株当たり中間純損失の算定における期中平均株式数には種類株式を含めております。なお、2026年2月2日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
3. 当社は、2026年2月6日付で株式1株につき株式5株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】（2025年9月30日現在）

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
その他の社債	—	—	2	2	—	—	—
合計	—	—	2	2	—	—	—

(注) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	2	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,200	2,000	2.0	—
1年以内に返済予定の長期借入金	22	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	13	1.7	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	106	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	6	1.7	2026年10月～ 2027年3月
合計	1,329	2,019	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務（（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	6	—	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,873	6,714
売掛金	※1 815	※1 2,015
契約資産	505	1,011
有価証券	8,000	2,000
商品	171	977
仕掛品	481	43
前渡金	※1 173	※1 154
前払費用	190	409
未収収益	615	1,812
その他	※1 316	※1 423
流動資産合計	19,143	15,562
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	336	342
関係会社株式	1,188	1,675
その他	271	281
投資その他の資産合計	1,796	2,299
固定資産合計	1,796	2,299
資産合計	20,940	17,862

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 381	※1 334
短期借入金	※2 1,200	※2 2,000
未払金	※1 590	※1 553
未払費用	※1 938	※1 995
契約負債	93	219
賞与引当金	92	139
受注損失引当金	—	17
その他	※1 88	※1 116
流動負債合計	3,385	4,376
固定負債		
社債	2	2
繰延税金負債	24	26
その他	—	6
固定負債合計	26	35
負債合計	3,411	4,411

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金		
資本準備金	19,063	19,063
その他資本剰余金	3,853	3,853
資本剰余金合計	22,917	22,917
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△5,779	△9,861
利益剰余金合計	△5,779	△9,861
株主資本合計	17,237	13,155
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	48	51
評価・換算差額等合計	48	51
新株予約権	242	242
純資産合計	17,528	13,450
負債純資産合計	20,940	17,862

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
売上高	※3 3,264	※3 5,859
売上原価	※3 2,431	※3 4,744
売上総利益	833	1,115
販売費及び一般管理費	※1,※3 8,271	※1,※3 11,619
営業損失(△)	△7,437	△10,503
営業外収益		
受取利息	0	9
受取配当金	9	15
補助金収入	2,826	5,525
その他	※3 26	※3 15
営業外収益合計	2,864	5,565
営業外費用		
支払利息	7	10
為替差損	17	29
株式交付費	26	—
その他	※3 0	※3 0
営業外費用合計	51	40
経常損失(△)	△4,624	△4,979
特別利益		
固定資産売却益	※2 39	—
子会社株式売却益	21	797
子会社株式清算益	—	97
特別利益合計	60	895
特別損失		
関係会社株式評価損	1,170	—
その他	10	—
特別損失合計	1,181	—
税引前当期純損失(△)	△5,744	△4,083
法人税、住民税及び事業税	3	△2
法人税等合計	3	△2
当期純損失(△)	△5,748	△4,081

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)		当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 期首商品棚卸高	(注 1)		66	100.0		171
II 当期商品仕入高			185			1,714
III 製造原価						
1 材料費		1,087	40.4		120	3.6
2 労務費		355	13.2		586	17.4
3 経費		1,246	46.3		2,672	79.1
当期製造費用		2,690			3,379	100.0
期首仕掛品棚卸高		141			481	
計		2,832			3,860	
期末仕掛品棚卸高		481	2,351		43	3,817
合計			2,602		5,703	
IV 期末商品棚卸高			171		977	
受注損失引当金繰入額			—		17	
当期売上原価			2,431		4,744	

(注) 1. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
外注加工費	985	2,209

(原価計算の方法)
当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当期首残高	100	15,313	3,866	19,179	△3,793	△3,793
当期変動額						
新株の発行	3,750	3,750	－	3,750	－	－
減資	△3,750	－	3,750	3,750	－	－
欠損填補	－	－	△3,762	△3,762	3,762	3,762
当期純損失（△）	－	－	－	－	△5,748	△5,748
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	3,750	△12	3,737	△1,986	△1,986
当期末残高	100	19,063	3,853	22,917	△5,779	△5,779

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	15,486	48	48	－	15,534
当期変動額					
新株の発行	7,500	－	－	－	7,500
減資	－	－	－	－	－
欠損填補	－	－	－	－	－
当期純損失（△）	△5,748	－	－	－	△5,748
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	242	242
当期変動額合計	1,751	－	－	242	1,994
当期末残高	17,237	48	48	242	17,528

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当期首残高	100	19,063	3,853	22,917	△5,779	△5,779
当期変動額						
当期純損失（△）	－	－	－	－	△4,081	△4,081
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	△4,081	△4,081
当期末残高	100	19,063	3,853	22,917	△9,861	△9,861

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	17,237	48	48	242	17,528
当期変動額					
当期純損失（△）	△4,081	－	－	－	△4,081
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	3	3	－	3
当期変動額合計	△4,081	3	3	－	△4,077
当期末残高	13,155	51	51	242	13,450

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

なお、預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(1) 商品

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社グループは顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

Mobility Service（モビリティサービス）

自動運転車両の提供から運用までを一貫したサポートを提供しております。本サービスの履行義務には、自動車メーカーから調達したベース車両に自動運転システムを架装し顧客に提供する車両販売や自動運転用ハードウェアの販売だけでなく、高精度3次元地図作成、運行・運用支援、レベル4認可取得支援、保守・アフターサービス等が含まれております。

当該履行義務のうち、主に顧客との業務委託契約等に基づいてサービスを提供するものについては、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務は契約に基づくサービス・プロジェクトの進捗に基づいて充足されると判断し、進捗度の見積り方法は、収益が確実に測定可能な特定のマイルストーンが契約に明確に定められている場合を除いて、見積総原価に対する実際原価の割合で算出しております。

保守・アフターサービスについては、契約期間にわたりサービスを提供するものであり、顧客が時の経過に応じて便益を享受するため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

また、自動運転用ハードウェア、車両販売に係る収益は、主に顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引き渡し時点において履行義務が充足されると判断し、通常は引き渡し時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として6ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

Development Service（デベロップメントサービス）

自動運転プロダクトを基盤に、顧客の量産車両へ自動運転システムを搭載するための共同開発や技術協力を提供しております。本サービスの履行義務には、顧客の個別ニーズに応じた専用開発支援やカスタマイズ対応を始め、当社プロダクトを基盤とした開発に対するソフトウェアライセンスの提供等が含まれております。

当該履行義務のうち、主に顧客との業務委託契約等に基づいてサービスを提供するものについては、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務は契約に基づくサービス・プロジェクトの進捗に基づいて充足されると判断し、進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出しております。

また、ソフトウェアライセンスの提供については、契約期間にわたりサービスを提供するものであり、顧客が時の経過に応じて便益を享受するため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

Solution Service（ソリューションサービス）

オープンソースソフトウェア「Autware（オートウェア）」や当社プロダクトの導入・活用を目指す企業・団体に、ソフトウェアライセンスの提供、技術トレーニング、コンサルティング、関連デバイス提供等の幅広い技術・運用支援を提供しております。

当該履行義務のうち、ソフトウェアライセンスの提供については、契約期間にわたりサービスを提供するものであり、顧客が時の経過に応じて便益を享受するため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

顧客との業務委託契約等に基づいてサービスを提供するものについては、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務は契約に基づくサービス・プロジェクトの進捗に基づいて充足されると判断し、進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出しております。

また、関連デバイスの販売に係る収益は、主に顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引き渡し時点において履行義務が充足されると判断し、通常は引き渡し時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

なお、預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(1) 商品

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社グループは顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

Mobility Service（モビリティサービス）

自動運転車両の提供から運用までを一貫したサポートを提供しております。本サービスの履行義務には、自動車メーカーから調達したベース車両に自動運転システムを架装し顧客に提供する車両販売や自動運転用ハードウェアの販売だけでなく、高精度3次元地図作成、運行・運用支援、レベル4認可取得支援、保守・アフターサービス等が含まれております。

当該履行義務のうち、主に顧客との業務委託契約等に基づいてサービスを提供するものについては、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務は契約に基づくサービス・プロジェクトの進捗に基づいて充足されると判断し、進捗度の見積り方法は、収益が確実に測定可能な特定のマイルストーンが契約に明確に定められている場合を除いて、見積総原価に対する実際原価の割

合で算出しております。

保守・アフターサービスについては、契約期間にわたりサービスを提供するものであり、顧客が時の経過に応じて便益を享受するため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

また、自動運転用ハードウェア、車両販売に係る収益は、主に顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引き渡し時点において履行義務が充足されると判断し、通常は引き渡し時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

Development Service（デベロップメントサービス）

自動運転プロダクトを基盤に、顧客の量産車両へ自動運転システムを搭載するための共同開発や技術協力を提供しております。本サービスの履行義務には、顧客の個別ニーズに応じた専用開発支援やカスタマイズ対応を始め、当社プロダクトを基盤とした開発に対するソフトウェアライセンスの提供等が含まれております。

当該履行義務のうち、主に顧客との業務委託契約等に基づいてサービスを提供するものについては、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務は契約に基づくサービス・プロジェクトの進捗に基づいて充足されると判断し、進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出しております。

また、ソフトウェアライセンスの提供については、契約期間にわたりサービスを提供するものであり、顧客が時の経過に応じて便益を享受するため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

Solution Service（ソリューションサービス）

オープンソースソフトウェア「Autoware（オートウェア）」や当社プロダクトの導入・活用を目指す企業・団体に、ソフトウェアライセンスの提供、技術トレーニング、コンサルティング、関連デバイス提供の幅広い技術・運用支援を提供しております。

当該履行義務のうち、ソフトウェアライセンスの提供については、契約期間にわたりサービスを提供するものであり、顧客が時の経過に応じて便益を享受するため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

顧客との業務委託契約等に基づいてサービスを提供するものについては、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務は契約に基づくサービス・プロジェクトの進捗に基づいて充足されると判断し、進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出しております。

また、関連デバイスの販売に係る収益は、主に顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引き渡し時点において履行義務が充足されると判断し、通常は引き渡し時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

関係会社株式	1,188
関係会社株式評価損	1,170

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として計上しております。

回復可能性の検討を行う場合は、将来の事業計画に基づく利益の金額によって見積ります。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実績金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式の残高に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

関係会社株式	1,675
関係会社株式評価損	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として計上しております。

回復可能性の検討を行う場合は、将来の事業計画に基づく利益の金額によって見積ります。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実績金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式の残高に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

※ 1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
短期金銭債権	115 百万円	26 百万円
短期金銭債務	223 百万円	97 百万円

※ 2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
当座貸越極度額の総額	3,000百万円	6,000百万円
借入実行残高	1,200百万円	2,000百万円
差引額	1,800百万円	4,000百万円

(損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
研究開発費	5,732百万円	8,580百万円
賞与引当金繰入額	31百万円	31百万円
おおよその割合		
販売費	4.0%	5.0%
一般管理費	96.0%	95.0%

※ 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
ソフトウェア	39百万円	－百万円

※ 3 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
営業取引による取引高の総額		
営業収益	92 百万円	112 百万円
営業費用	1,143 百万円	1,092 百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	58 百万円	105 百万円

（有価証券関係）

前事業年度(2024年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区分	2024年9月30日
子会社株式	165
関連会社株式	1,022
計	1,188

当事業年度(2025年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区分	2025年9月30日
子会社株式	162
関連会社株式	1,512
計	1,675

（税効果会計関係）

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	1,524 百万円
ソフトウェア仮勘定	2,391 百万円
税務上の繰越欠損金	2,496 百万円
その他	604 百万円
繰延税金資産小計	7,017 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,496 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,521 百万円
評価性引当額小計	△7,017 百万円
繰延税金資産合計	－ 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△24 百万円
繰延税金負債合計	△24 百万円
繰延税金資産の純額	△24 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	1,251 百万円
ソフトウェア仮勘定	5,000 百万円
税務上の繰越欠損金	1,563 百万円
その他	852 百万円
繰延税金資産小計	8,667 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,563 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7,104 百万円
評価性引当額小計	△8,667 百万円
繰延税金資産合計	－ 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△26 百万円
繰延税金負債合計	△26 百万円
繰延税金資産の純額	△26 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.6%から34.4%に変更し計算しております。なお、この変更による影響は軽微であります。

（収益認識関係）

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているので注記を省略しております。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているので注記を省略しております。

（重要な後発事象）

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】（2025年9月30日現在）

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）
投資有価証券	その他 有価証券	株式会社オプティマインド	2,500	50
		Autocore Technology (Nanjin) Co., Ltd.	698,835	292
		Leo Drive Teknoloji A. Ş .	10,754	0
計			712,089	342

【その他】

銘柄			券面総額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）
有価証券	その他 有価証券	合同運用指定金銭信託 (CANTABILE)	2,000	2,000
計			2,000	2,000

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （目的使用） （百万円）	当期減少額 （その他） （百万円）	当期末残高 （百万円）
賞与引当金	92	139	92	—	139
受注損失引当金	—	17	—	—	17

- (2) 【主な資産及び負債の内容】(2025年9月30日現在)
連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。
- (3) 【その他】
該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヵ月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注1）	
取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 （注1）
買取手数料	1件につき1,500円 （注2）
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 公告掲載URL： http://www.tier4.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2025年 9月30日	株式会社 SMBC信託銀行 (特定運用 金外信託口 契約番号 12100440) 代表取締役 社長兼最高 執行役員 萩原 攻太郎	東京都千代 田区丸の内 一丁目3番 2号	特別利害関係者等（大株主上位10位）	RGCM 1号投資事業有限責任組合 職務執行者 漆谷 淳	東京都千代 田区丸の内 二丁目2番 1号 岸本 ビルディング 6階	—	500,000	600,000,000 (1,200) (注4)	当該株主が運用する投資ファンドの償還期限を見据えた投資回収方針に基づき、ポートフォリオ整理の一環として実施された譲渡による
2026年 1月8日	武田 一哉	愛知県名古屋市中東区	特別利害関係者等（大株主上位10位、当社の元取締役）	株式会社 Takeda Family Office 代表取締役 武田 秀太郎	神奈川県川 崎市中原区 小杉町三丁 目600番地 K3Aザ・レ ジデンス 1514	当社株主	750,000	322,650,000 (430.2) (注5)	所有者の事情による
2026年 1月30日	—	—	—	ジャフコ SV5共有投資事業有限責任組合 ジャフコ SV5スター投資事業有限責任組合 (共有所有)	東京都港区 虎ノ門1丁目23番1号 (ジャフコグループ株式会社内)	当社株主	100,000	1,000,000 (10) (注6)	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使による
2026年 2月2日	ジャフコ SV5共有投資事業有限責任組合 ジャフコ SV5スター投資事業有限責任組合 (共有所有)	東京都港区 虎ノ門一丁目23番1号 (ジャフコグループ株式会社内)	特別利害関係者等（大株主上位10位）	ジャフコ SV5共有投資事業有限責任組合	東京都港区 虎ノ門一丁目23番1号 (ジャフコグループ株式会社内)	特別利害関係者等（大株主上位10位）	80,000	— (注8)	所有者の事情による
2026年 2月2日	ジャフコ SV5共有投資事業有限責任組合 ジャフコ SV5スター投資事業有限責任組合 (共有所有)	東京都港区 虎ノ門一丁目23番1号 (ジャフコグループ株式会社内)	特別利害関係者等（大株主上位10位）	ジャフコ SV5スター投資事業有限責任組合	東京都港区 虎ノ門一丁目23番1号 (ジャフコグループ株式会社内)	当社株主	20,000	— (注8)	所有者の事情による
2026年 2月5日	—	—	—	SOMPO ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	当社株主	A-2種優先株式 △1,222,500 B種優先株式 △1,000,000 普通株式 2,222,500	—	A-2種優先株式及びB種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2026年 2月5日	—	—	—	ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 (ジャフコグループ株式会社内)	当社株主	A種優先株式 △512,000 A-2種優先株式 △50,000 普通株式 562,000	—	A種優先株式及びA-2種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）
2026年 2月5日	—	—	—	ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500	当社株主	A-2種優先株式 △225,000 B種優先株式 △166,898 普通株式 391,898	—	A-2種優先株式及びB種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）
2026年 2月5日	—	—	—	いすゞ自動車株式会社	神奈川県横浜市中区高島一丁目2番5号	当社株主	B種優先株式 △600,000 普通株式 600,000	—	B種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）
2026年 2月5日	—	—	—	KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	当社株主	A種優先株式 △314,000 A-2種優先株式 △100,000 普通株式 414,000	—	A種優先株式及びA-2種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）
2026年 2月5日	—	—	—	アイサンテクノロジー株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目7番14号	当社株主	A-2種優先株式 △15,000 普通株式 15,000	—	A-2種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）
2026年 2月5日	—	—	—	UTEC 4号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷七丁目3番1号	当社株主	A種優先株式 △314,000 普通株式 314,000	—	A種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規定施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表などが記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して2年前の日（2023年10月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲渡を受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとしております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するとされております。
- また、当社は当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事証券会社の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員。
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社。
4. 移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）及び類似会社比準方式により算出した価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 移動価格は、税務上の時価（財産評価基本通達188に定められる配当還元価額に基づき算出した評価額）を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。

6. 移動価格は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債における新株予約権の行使条件による価格であります。
7. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、上記「移動株式数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。
8. ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合、ジャフコSSV5スター投資事業有限責任組合の共有所有であった当社普通株式100,000株を、それぞれの単独名義に変更する譲渡であり譲渡単価は省略しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②
発行年月日	2024年3月1日	2024年5月31日
種類	B種優先株式	B種優先株式
発行数	3,250,000株	500,000株
発行価格	1株につき2,000円 (注4)	1株につき2,000円 (注4)
資本組入額	1,000円	1,000円
発行価格の総額	6,500,000,000円	1,000,000,000円
資本組入額の総額	3,250,000,000円	500,000,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2024年3月16日	2024年3月16日	2024年5月18日
種類	当社 第12回新株予約権(第2次) (ストック・オプション)	当社 第13回新株予約権(第2次) (ストック・オプション)	当社 第12回新株予約権(第3次) (ストック・オプション)
発行数	普通株式 120,500株	普通株式 85,000株	普通株式 155,000株
発行価格	1株につき1,000円 (注5)	1株につき7.6米ドル (注5)	1株につき1,000円 (注5)
資本組入額	500円	3.8米ドル	500円
発行価格の総額	120,500,000円	646,000米ドル	155,000,000円
資本組入額の総額	60,250,000円	323,000米ドル	77,500,000円
発行方法	2023年9月15日開催の臨時株主総会及び2024年3月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2023年9月15日開催の臨時株主総会及び2024年3月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2023年9月15日開催の臨時株主総会及び2024年5月17日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	2024年9月30日	2024年9月30日	2024年10月19日
種類	当社 第14回新株予約権 (ストック・オプション)	当社 第15回新株予約権 (ストック・オプション)	当社 第16回新株予約権(第1次) (ストック・オプション)
発行数	普通株式 100,000株	普通株式 260,000株	普通株式 170,000株
発行価格	1株につき60円 (注5)	1株につき400円 (注5)	1株につき1,000円 (注5)
資本組入額	30円	200円	500円
発行価格の総額	6,000,000円	104,000,000円	170,000,000円
資本組入額の総額	3,000,000円	52,000,000円	85,000,000円
発行方法	2024年9月20日開催の臨時株主総会及び2024年9月29日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	2024年9月20日開催の臨時株主総会及び2024年9月29日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	2024年9月20日開催の臨時株主総会及び2024年10月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注2)

項目	新株予約権⑦	新株予約権⑧	新株予約権⑨
発行年月日	2025年2月21日	2025年3月22日	2025年4月19日
種類	当社 第16回新株予約権(第2次) ストック・オプション)	当社 第16回新株予約権(第3次) ストック・オプション)	当社 第16回新株予約権(第4次) ストック・オプション)
発行数	普通株式 100,000株	普通株式 150,500株	普通株式 25,000株
発行価格	1株につき1,000円 (注5)	1株につき1,000円 (注5)	1株につき1,000円 (注5)
資本組入額	500円	500円	500円
発行価格の総額	100,000,000円	150,500,000円	25,000,000円
資本組入額の総額	50,000,000円	75,250,000円	12,500,000円
発行方法	2024年9月20日開催の臨時株主総会及び2025年2月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	2024年9月20日開催の臨時株主総会及び2025年3月21日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	2024年9月20日開催の臨時株主総会及び2025年4月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注2)	(注2)	(注2)

項目	新株予約権⑩	新株予約権⑪	株式③
発行年月日	2025年4月19日	2025年8月8日	2025年12月26日
種類	当社 第17回新株予約権(第2次) ストック・オプション)	当社 第16回新株予約権(第5次) ストック・オプション)	B種優先株式
発行数	普通株式 42,500株	普通株式 96,500株	500,000株
発行価格	1株につき7.6米ドル (注5)	1株につき1,000円 (注5)	1株につき2,000円 (注5)
資本組入額	3.8米ドル	500円	1,000円
発行価格の総額	323,000米ドル	96,500,000円	1,000,000,000円
資本組入額の総額	161,500米ドル	48,250,000円	500,000,000円
発行方法	2024年9月20日開催の臨時株主総会及び2025年4月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	2024年9月20日開催の臨時株主総会及び2025年8月7日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注2)	(注2)	(注3)

項目	新株予約権⑫	新株予約権⑬	新株予約権⑭
発行年月日	2026年2月3日	2026年2月3日	2026年4月14日
種類	当社 第18回新株予約権(第1次) ストック・オプション)	当社 第20回新株予約権(第1次) ストック・オプション)	当社 第18回新株予約権(第2次) ストック・オプション)
発行数	普通株式 535,500株	普通株式 350,000株	普通株式 97,500株
発行価格	1株につき1,000円 (注5)	1株につき1,000円 (注5)	1株につき1,000円 (注5)
資本組入額	500円	500円	500円
発行価格の総額	535,500,000円	350,000,000円	97,500,000円
資本組入額の総額	267,750,000円	175,000,000円	48,750,000円
発行方法	2025年12月19日開催の臨時株主総会及び2026年2月2日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	2026年2月2日開催の臨時株主総会及び2026年2月2日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	2025年12月19日開催の臨時株主総会及び2026年4月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注2)	(注2)	(注2)

項目	新株予約権⑮
発行年月日	2026年4月14日
種類	当社 第19回新株予約権(第1次) ストック・オプション)
発行数	普通株式 25,000株
発行価格	1株につき7.6米ドル (注5)
資本組入額	3.8米ドル
発行価格の総額	190,000米ドル
資本組入額の総額	95,000米ドル
発行方法	2025年12月19日開催の臨時株主総会及び2026年4月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注2)

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年9月30日であります。
2. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
4. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については次表のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき1,000円	1株につき7.6米ドル	1株につき1,000円
行使期間	2026年3月16日～ 2034年3月15日	2024年3月16日～ 2034年3月15日	2026年5月18日～ 2034年5月17日
行使の条件	(注1)	(注1)	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	1株につき60円	1株につき400円	1株につき1,000円
行使期間	2026年9月30日～ 2034年9月29日	2026年9月30日～ 2034年9月29日	2026年10月19日～ 2034年10月18日
行使の条件	(注1)	(注1)	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

	新株予約権⑦	新株予約権⑧	新株予約権⑨
行使時の払込金額	1株につき1,000円	1株につき1,000円	1株につき1,000円
行使期間	2027年2月21日～ 2035年2月20日	2027年3月22日～ 2035年3月21日	2027年4月19日～ 2035年4月18日
行使の条件	(注1)	(注1)	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

	新株予約権⑩	新株予約権⑪	新株予約権⑫
行使時の払込金額	1株につき7.6米ドル	1株につき1,000円	1株につき1,000円
行使期間	2025年4月19日～ 2035年4月18日	2027年8月8日～ 2035年8月7日	2028年2月3日～ 2036年2月2日
行使の条件	(注1)	(注1)	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

	新株予約権⑬	新株予約権⑭	新株予約権⑮
行使時の払込金額	1株につき1,000円	1株につき1,000円	1株につき7.6米ドル
行使期間	2028年2月3日～ 2036年2月2日	2028年4月14日～ 2036年4月13日	2026年4月14日～ 2036年4月13日
行使の条件	(注1)	(注1)	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場後6ヶ月の期間が経過した場合に限り、権利することができる。
 - (2) 対象者が、権利行使時において①当社、当社の親会社又は子会社の役員、②当社、当社の親会社又は子会社の従業員、又は③当社、当社の親会社又は子会社の顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名称の如何を問わず、当社、当社の親会社又は子会社の業務に従事している者（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。（新株予約権④、新株予約権⑤及び新株予約権⑬を除く。）
 - (3) 新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から12ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。（新株予約権④及び新株予約権⑤を除く。）
 - (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。
 - (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。
2. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っており、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。
 3. 新株予約権①については、新株予約権割当契約締結後の退職等の権利喪失事由の発生により、当社の従業員9名20,500株分（株式分割後換算）の権利が失効しております。
 4. 新株予約権③については、新株予約権割当契約締結後の退職等の権利喪失事由の発生により、当社の従業員3名7,500株分（株式分割後換算）の権利が失効しております。
 5. 新株予約権⑥については、新株予約権割当契約締結後の退職等の権利喪失事由の発生により、当社の従業員6名15,000株分（株式分割後換算）の権利が失効しております。
 6. 新株予約権⑧については、新株予約権割当契約締結後の退職等の権利喪失事由の発生により、当社の従業員4名10,000株分（株式分割後換算）の権利が失効しております。
 7. 新株予約権⑩については、新株予約権割当契約締結後の退職等の権利喪失事由の発生により、当社の従業員4名8,000株分（株式分割後換算）の権利が失効しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と 提出会社との関係
いすゞ自動車株式会社 代表取締役 取締役 社長 COO 南 真介 資本金 40,644百万円	神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号	製造業	3,000,000	6,000,000,000 (2,000)	提携先
三菱商事株式会社 代表取締役 社長 中西 勝也 資本金 204,446百万円	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	総合商社	250,000	500,000,000 (2,000)	提携先

(注) 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますので、上記「割当株数」、「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格（単価）」を記載しております。

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と 提出会社との関係
スズキ株式会社 代表取締役 社長 鈴木 俊宏 資本金 138,370百万円	静岡県浜松市中央区高塚町300	製造業	500,000	1,000,000,000 (2,000)	提携先

(注) 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますので、上記「割当株数」、「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格（単価）」を記載しております。

株式③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と 提出会社との関係
東海旅客鉄道株式会社 代表取締役 社長 丹羽 俊介 資本金 112,000百万円	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号	鉄道事業	500,000	1,000,000,000 (2,000)	提携先

(注) 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますので、上記「割当株数」、「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権①

提出会社の使用人又は使用人であった取得者（大株主等を除く）の人数は31名、当該取得者の割当株数は100,000株です。

- (注) 1. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますので、上記「割当株数」、「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格（単価）」を記載しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権②

提出会社又は提出会社の子会社の使用人又は使用人であった取得者（大株主等を除く）の人数は3名、当該取得者の割当株数は85,000株です。

- (注) 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますので、上記「割当株数」、「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権③

提出会社の使用人又は使用人であった取得者（大株主等を除く）の人数は8名、当該取得者の割当株数は147,500株です。

- (注) 1. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますので、上記「割当株数」、「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格（単価）」を記載しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
加藤 真平	神奈川県藤沢市	会社役員	100,000	6,000,000 (60)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社代表取締役)

- (注) 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますので、上記「割当株数」、「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権⑤

提出会社の使用人又は使用人であった取得者（大株主等を除く）の人数は2名、当該取得者の割当株数は260,000株です。

- (注) 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますので、上記「割当株数」、「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権⑥

提出会社の使用人又は使用人であった取得者（大株主等を除く）の人数は49名、当該取得者の割当株数は155,000株です。

- (注) 1. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますので、上記「割当株数」、「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格（単価）」を記載しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権⑦

提出会社の使用人又は使用人であった取得者（大株主等を除く）の人数は1名、当該取得者の割当株数は100,000株です。

- (注) 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますので、上記「割当株数」、「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権⑧

提出会社の使用人又は使用人であった取得者（大株主等を除く）の人数は37名、当該取得者の割当株数は140,500株です。

- (注) 1. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますので、上記「割当株数」、「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格（単価）」を記載しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権⑨

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と 提出会社との関係
川崎 達生	東京都港区	会社役員	12,500	12,500,000 (1,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
北野 宏明	埼玉県川越市	会社役員	12,500	12,500,000 (1,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますので、上記「割当株数」、「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権⑩

提出会社又は提出会社の子会社の使用人又は使用人であった取得者（大株主等を除く）の人数は3名、当該取得者の割当株数は42,500株です。

(注) 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますので、上記「割当株数」、「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権⑪

提出会社の使用人又は使用人であった取得者（大株主等を除く）の人数は36名、当該取得者の割当株数は88,500株です。

(注) 1. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますので、上記「割当株数」、「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格（単価）」を記載しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権⑫

提出会社の使用人又は使用人であった取得者（大株主等を除く）の人数は76名、当該取得者の割当株数は535,500株です。

(注) 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますので、上記「割当株数」、「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権⑬

提出会社の使用人又は使用人であった取得者（大株主等を除く）の人数は2名、当該取得者の割当株数は350,000株です。

(注) 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますので、上記「割当株数」、「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権⑭

提出会社の使用人又は使用人であった取得者（大株主等を除く）の人数は39名、当該取得者の割当株数は97,500株です。

(注) 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますので、上記「割当株数」、「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権⑮

提出会社又は提出会社の子会社の使用人又は使用人であった取得者（大株主等を除く）の人数は1名、当該取得者の割当株数は25,000株です。

(注) 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っておりますので、上記「割当株数」、「価格（単価）」は当該株式分割後の「割当株数」、「価格（単価）」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2026年2月5日	—	—	—	いすゞ自動車株式会社	神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号	—	B種優先株式 △600,000 普通株式 600,000	—	B種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）
2026年2月5日	—	—	—	スズキ株式会社	静岡県浜松市中央区高塚町300	—	B種優先株式 △100,000 普通株式 100,000	—	B種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）
2026年2月5日	—	—	—	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号	—	B種優先株式 △100,000 普通株式 100,000	—	B種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）
2026年2月5日	—	—	—	三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	—	B種優先株式 △50,000 普通株式 50,000	—	B種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）

- (注) 1. 2026年2月5日付で、全ての種類株主による普通株式を対価とする優先株式の取得請求権の行使を受け、定款の定めに従いA種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式の全てにつき自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、これに伴い、2026年1月16日開催の取締役会決議に基づき、同日付で取得した自己種類株式の全数を消却しております。さらに、当社は、2026年2月2日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。なお、当該優先株式の発行価格については、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案し、A種優先株式1株の発行時の価格は344円、A-1種優先株式1株の発行時の価格は400円、A-2種優先株式1株の発行時の価格は1,600円、B種優先株式1株の発行時の価格は2,000円であります。
2. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、上記「移動株式数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
3. 特別利害関係者等の株式等の移動状況については、「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
SOMPOホールディングス株式会社 ※①	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	11,112,500	21.3
加藤 真平 ※①②	神奈川県藤沢市	5,750,000 (750,000)	11.0 (1.4)
ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合 ※①	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 (ジャフコ グループ株式会社内)	3,610,000	6.9
ヤマハ発動機株式会社 ※①	静岡県磐田市新貝2500	3,459,490	6.6
出川 章理 ※①④	東京都中央区	3,300,000	6.3
いすゞ自動車株式会社 ※①	神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号	3,000,000	5.7
KDDI株式会社 ※①	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	2,070,000	4.0
アイサンテクノロジー株式会社 ※①	愛知県名古屋市中区錦三丁目7番14号	1,575,000	3.0
UTEC 4号投資事業有限責任組合 ※①	東京都文京区本郷七丁目3番1号	1,570,000	3.0
二宮 芳樹 ※①④	愛知県名古屋市中区	1,400,000	2.7
河口 信夫 ※①④	愛知県名古屋市中区	1,400,000	2.7
株式会社アクセル	東京都千代田区外神田四丁目14番1号	1,000,000	1.9
ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 (ジャフコ グループ株式会社内)	902,500	1.7
株式会社Takeda Family Office	神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目600番地 K3Aザ・レジデンス 1514	750,000	1.4
武田 一哉 ※④	—	650,000	1.2
Quanta Computer Inc.	211 Wen Hwa 2nd Rd., Kueishan, Taoyuan 33377, Taiwan	625,000	1.2
株式会社SMBC信託銀行 (特定運用金外信託口 契約番号 12100440)	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	500,000	1.0
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	500,000	1.0
スズキ株式会社	静岡県浜松市中央区高塚町300	500,000	1.0
RGCM 1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号	500,000	1.0
東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号	500,000	1.0
トヨタ・インベンション・パートナーズ株式会社	東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号	500,000	1.0
阪口 聡志 ※③	—	500,000 (500,000)	1.0 (1.0)
ソニーグループ株式会社	東京都港区港南一丁目7番1号	300,000	0.6
— ※⑤	—	300,000 (300,000)	0.6 (0.6)
— ※⑤	—	300,000 (300,000)	0.6 (0.6)
— ※⑤	—	300,000 (300,000)	0.6 (0.6)
株式会社ブリヂストン	東京都中央区京橋三丁目1番1号	250,000	0.5

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	250,000	0.5
野辺 継男	東京都大田区	250,000	0.5
竹岡 尚三 ※④	—	250,000	0.5
佐々木 栄美子 ※④	—	250,000	0.5
—	—	200,000 (200,000)	0.4 (0.4)
— ※⑤	—	150,000 (150,000)	0.3 (0.3)
—	—	142,500 (142,500)	0.3 (0.3)
田中 大輔 ※④	—	130,000 (130,000)	0.2 (0.2)
—	—	117,500 (117,500)	0.2 (0.2)
イーソル株式会社	東京都中野区本町一丁目32番2号	100,000	0.2
国立大学法人東京大学	東京都文京区本郷七丁目3番1号	100,000 (100,000)	0.2 (0.2)
国立大学法人名古屋大学	愛知県名古屋市千種区不老町	100,000 (100,000)	0.2 (0.2)
—	—	100,000 (100,000)	0.2 (0.2)
—	—	80,000 (80,000)	0.2 (0.2)
—	—	75,000 (75,000)	0.1 (0.1)
—	—	75,000 (75,000)	0.1 (0.1)
—	—	62,500 (62,500)	0.1 (0.1)
—	—	60,000 (60,000)	0.1 (0.1)
—	—	55,000 (55,000)	0.1 (0.1)
—	—	50,000 (50,000)	0.1 (0.1)
—	—	50,000 (50,000)	0.1 (0.1)
—	—	50,000 (50,000)	0.1 (0.1)
—	—	50,000 (50,000)	0.1 (0.1)
—	—	50,000 (50,000)	0.1 (0.1)
—	—	50,000 (50,000)	0.1 (0.1)
—	—	50,000 (50,000)	0.1 (0.1)
その他の株主393名	—	2,185,500 (2,185,500)	4.2 (4.2)
計	—	52,207,490 (6,133,000)	100.0 (11.7)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- ① 特別利害関係者等（大株主上位10名）
- ② 特別利害関係者等（当社代表取締役）
- ③ 特別利害関係者等（当社取締役）、かつ元従業員
- ④ 当社の元取締役及び元監査役
- ⑤ 当社の執行役員（元従業員）

2. （ ）内は新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026年6月22日

株式会社ティアフォー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 狭間 智博
業務執行社員

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティアフォーの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティアフォー及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

当監査法人は、2026年6月9日に提出された有価証券届出書に記載された連結財務諸表に対して2026年6月3日に監査報告書を提出しているが、金融商品取引法第7条第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第11条第1号及び企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）7-2-2に基づく有価証券届出書の訂正届出書を会社が提出することに伴い、当該訂正届出書に記載された連結財務諸表に対して本監査報告書を提出するものであり、不正又は誤謬による虚偽表示を起因とする訂正によるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、金融商品取引法第7条第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第11条第1号及び企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）7-2-2に基づく有価証券届出書の訂正届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制

の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う

。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月22日

株式会社ティアフォー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 狭間 智博
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティアフォーの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティアフォー及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

当監査法人は、2026年6月9日に提出された有価証券届出書に記載された連結財務諸表に対して2026年6月3日に監査報告書を提出しているが、金融商品取引法第7条第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第11条第1号及び企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）7-2-2に基づく有価証券届出書の訂正届出書を会社が提出することに伴い、当該訂正届出書に記載された連結財務諸表に対して本監査報告書を提出するものであり、不正又は誤謬による虚偽表示を起因とする訂正によるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、金融商品取引法第7条第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第11条第1号及び企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）7-2-2に基づく有価証券届出書の訂正届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年6月22日

株式会社ティアフォー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 狭間 智博
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティアフォーの2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティアフォー及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手すると判断している。

その他の事項

当監査法人は、2026年6月9日に提出された有価証券届出書に記載された中間連結財務諸表に対して2026年6月3日に期中レビュー報告書を提出しているが、金融商品取引法第7条第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第11条第1号及び企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）7-2-2に基づく有価証券届出書の訂正届出書を会社が提出することに伴い、当該訂正届出書に記載された中間連結財務諸表に対して期中レビュー報告書を提出するものであり、不正又は誤謬による虚偽表示を起因とする訂正によるものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月22日

株式会社ティアフォー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢部 直哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狭間 智博

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティアフォーの2023年10月1日から2024年9月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティアフォーの2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

当監査法人は、2026年6月9日に提出された有価証券届出書に記載された財務諸表に対して2026年6月3日に監査報告書を提出しているが、金融商品取引法第7条第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第11条第1号及び企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）7-2-2に基づく有価証券届出書の訂正届出書を会社が提出することに伴い、当該訂正届出書に記載された財務諸表に対して本監査報告書を提出するものであり、不正又は誤謬による虚偽表示を起因とする訂正によるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、金融商品取引法第7条第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第11条第1号及び企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）7-2-2に基づく有価証券届出書の訂正届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月22日

株式会社ティアフォー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 狭間 智博
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティアフォーの2024年10月1日から2025年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティアフォーの2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

当監査法人は、2026年6月9日に提出された有価証券届出書に記載された財務諸表に対して2026年6月3日に監査報告書を提出しているが、金融商品取引法第7条第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第11条第1号及び企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）7-2-2に基づく有価証券届出書の訂正届出書を会社が提出することに伴い、当該訂正届出書に記載された財務諸表に対して本監査報告書を提出するものであり、不正又は誤謬による虚偽表示を起因とする訂正によるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、金融商品取引法第7条第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第11条第1号及び企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）7-2-2に基づく有価証券届出書の訂正届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。